

ご説明資料

令和6年8月

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画

令和5年度（2023年度）実施状況評価書（案）

特定複合観光施設区域整備計画審査委員会

＜認定区域整備計画の実施状況評価書 様式（案）＞

国土交通大臣は、優れた区域整備計画の認定に当たって、区域整備計画の公平かつ公正な審査を行うとともに、認定区域整備計画の実施の状況について毎年度の評価に当たって、公正性及び透明性を高める観点等から、特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（令和2年12月18日付け特定複合観光施設区域整備推進本部決定。以下「基本方針」という。）第4の6の規定に基づいて、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置した。

このたび審査委員会は、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」に基づく令和5年度取組について、基本方針第4の12（2）の規定により、認定都道府県等からの報告及びこれまでの審査委員会における議論などに基づき、以下のとおり評価の結果を取りまとめたので、その結果について国土交通大臣に報告する。

令和6年●月●日

特定複合観光施設区域整備計画審査委員会

(注) 黒枠部分：認定都道府県等において記載

総合評価結果

赤枠部分：審査委員会において記載

目標の達成状況	
認定区域整備計画に記載した目標の達成に向けてより取組の実効性を高める観点から、取組に応じた複数の成果目標の設定と、その達成に向けた客観的な指標を用いた進捗状況の報告及び要因分析等を行うことも検討されたい。目標達成に向け、まずはIR開業に向けた各種取組を着実に進めることが重要である。	
認定区域整備計画に基づく取組の状況	
区域整備計画認定以降、様々な状況の変化等があったが、引き続き、要求基準を充足していることを確認した。金融機関との融資契約の締結、少数株主22社との株式引受契約の締結、液状化対策工事への着手、ギャンブル等依存症対策の実施など、様々な取組に進捗が見られ、一定の評価はできる。IR開業に向けて、認定区域整備計画に基づき着実に取組を進めるとともに、認定時の審査委員会における指摘等が適切に今後の取組に反映されることを求める。	
特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第9条第13項に基づき付された条件に係る取組の状況	
認定条件1	カジノ施設やIR全体の建築物のデザインについて、実施状況報告では設計の着手を確認した。認定審査における特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見が適切に反映されたものとなるよう、今後の詳細設計・建設において十分留意すべきである。
認定条件2	推計値について、令和5年度取組としては推計の前提条件に変更がないことの確認に留まっているが、今後、推計に用いる各種データ等の精緻化及び推計値の実現に向けた取組を着実に実施する意向を確認した。推計の精緻化とともに、推計値実現のため、外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客に向けた取組の具体化等が重要である。
認定条件3	カジノ事業は未開業のため現状特段の実施状況報告はないが、特定複合観光施設として長期的に安定した運営を確保するため、カジノ事業の収益を十分に非カジノ事業へ投資することを求める。また、特定の国籍等客層に偏ることなく、幅広い来訪者が訪れるような集客の実現に取り組むことを求める。
認定条件4	地盤沈下量の計測の実施、専門家意見を踏まえた液状化対策の工法検討及び対策工事への着手等の取組が確認できた。引き続き、必要な対策を図るとともに、不測の事態に備えて対応策を十分検討しておくことが必要である。

認定条件 5	対話型説明会の開催など地域との双方向の対話の場を設ける取組を実施していること、及び、引き続き、工夫しながら地域との良好な関係構築に継続的に努める意向について確認できた。引き続き、各種取組を継続することが重要である。また、地域との良好な関係構築のためには、SNS を活用した期待感の醸成や、誤情報等が流布しないような措置を講じることも重要である。
認定条件 6	「第 2 期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、ギャンブル等依存が疑われる者等の割合の調査の実施や依存症予防啓発ツールの作成など多くのギャンブル等依存症対策への取組が実施されていることが確認できた。ギャンブル等依存が疑われる者等の割合について、PDCA サイクルを実行し、大阪府・市と I R 事業者双方が割合低減の実現性を高めていくことが重要である。
認定条件 7	「日本らしさ」を打ち出したコンテンツ等の創出のほか必要な充実を図っていく意向が確認できた。認定条件 1 ～ 6 に掲げるもののほか、認定審査における特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見を十分に踏まえ、必要な充実を図りつつ区域整備計画の着実な実施及び日々変化する訪日外国人のニーズを捉えた必要な見直しを適時行うことが必要である。
その他	
大阪府・市と I R 事業者における知的財産権の保護に関する確認プロセスの強化及び教育の徹底等の取組が確認できた。アーティスト等の権利保護や知的財産権の適切な取扱いの重要性を認識の上、再発防止を徹底するとともに、信頼・イメージ回復に向けて引き続き適切な取組を継続することが重要である。	

次ページ以降では、目標の達成状況、認定区域整備計画に基づく取組の状況及び特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）第 9 条第 13 項に基づき付された条件（以下「認定条件」という。）に係る取組の状況等に対応する認定都道府県等による報告事項について、審査委員会においてそれぞれ内容を確認し、コメントを付した。

認定都道府県等による報告事項を踏まえた審査委員会からのコメント (案)

(注) 黒枠部分：認定都道府県等において記載

赤枠部分：審査委員会において記載

●目標の達成状況について

基本方針に定める目標	認定区域整備計画に記載した目標
	観光先進国の実現に向けて日本型 I Rを整備し、その意義を十分に発揮するという国の目標を踏まえつつ、大阪をはじめ、関西・日本全体の更なる観光及び経済振興を実現するため、次に掲げる目標を達成することをめざす。
(1) 国際的な M I C E ビジネスを展開すること	○世界水準のオールインワン M I C E 拠点の形成 大規模国際会議や大阪・関西が強みを有する産業をテーマとした展示会等を新たに誘致・開催し、大阪・関西の経済活性化と都市魅力の向上につなげるとともに、我が国の M I C E 開催件数の増加や M I C E 競争力の向上に寄与することを目標とする。
(2) 世界中から観光客を集めること	○国内外からの集客力強化への貢献 世界中からビジネス客やファミリー層などの新たな来訪を促進し、大阪における訪日外国人旅行者数や旅行消費額の更なる増加を図るとともに、2030 年に訪日外国人旅行者数を 6,000 万人、訪日外国人旅行消費額を 15 兆円にするという政府の観光戦略の目標達成に寄与することを目標とする。
(3) 来訪客を国内各地に送り出すこと	○日本観光のゲートウェイの形成 世界と日本各地をつなぐ交流のハブとして、大阪 I R への来訪者を大阪府域や関西・西日本・日本各地へ送り出し、I R 立地に伴う集客効果を各地に相乗的に波及させることを目標とする。

(1) 国際的なMICEビジネスを展開すること

(1) 国際的なMICEビジネスを展開すること

【認定区域整備計画に記載した目標】

○世界水準のオールインワンMICE拠点の形成

大規模国際会議や大阪・関西が強みを有する産業をテーマとした展示会等を新たに誘致・開催し、大阪・関西の経済活性化と都市魅力の向上につなげるとともに、我が国のMICE開催件数の増加やMICE競争力の向上に寄与することを目標とする。

【主な取組の概要】（詳細は要求基準1、評価基準5、6参照）

○世界水準の質・規模を有する国際会議場施設及び展示等施設が一体的に配置された複合型のMICE施設を整備する。

○MICE施設とMICE開催を支える各種施設（宿泊施設、飲食・物販・サービス施設及びエンターテインメント施設等）との機能連携や良好なアクセスの確保により、国際競争力を有するとともに、利用者目線で使いやすい「オールインワン」のMICE拠点を形成する。

○多様な催事が同時に開催可能となるよう、また、ICT・デジタル技術の活用等により新たな生活様式やオンライン開催への対応が可能となるよう、MICE施設の設計、空間構成及び導入設備等を工夫する。

○オールインワンMICE拠点の特徴を活かした付加価値の高いサービス提供（バンケット、ユニークベニュー、インセンティブツアー等）の工夫により、MICE拠点としての魅力向上及び恒常的な集客力確保を図る。

○国際会議場施設について、可変性の高い平土間タイプの6,000人以上が収容できる最大会議室及びこれと同規模以上の中小会議室群を備えるとともに、国内には無い、展示等施設、宿泊施設、飲食・物販・サービス施設及びエンターテインメント施設等を併設したオールインワンのMICE拠点の強みを活かした付加価値の高いサービス提供の工夫、また、MGMの豊富な実績・知見を含めたIR事業者ならではの運営によって、国際会議を含む多様な催事の開催及び幅広い参加者の来訪のインセンティブを高め、国内外の競合施設に対して競争力を確保する。

○展示等施設について、20,000㎡の展示ホールを備えるとともに、多様な催事に対応できるレイアウト、床耐荷重、天井高、付帯設備等の施設の機能・仕様の工夫、オールインワンMICE拠点の強みを活かした付加価値の高いサービス提供の工夫、また、MGMの豊富な実績・知見を含めたIR事業者ならではの運営によって、展示会を含む多様な催事の開催及び幅広い参加者の来訪のインセンティブを高め、国内外の競合施設に対して競争力を確保する。

【成果目標及び令和5年度の状況】

成果目標	成果目標の設定理由	令和5年度の状況
○2030年秋頃のIR開業を目標に、令和7年（2025年）春頃にIR建設工事の発注及び着手を行うほか、IR事業工程に沿って着実にIR施設の設計及び建設を進める。 ※IR開業（2030年秋頃予定）まで一定の期間を有することから、成果目標については、基本的には、設計・建設段階（開業の概ね3年前まで）、開業準備段階（開業の概ね3年前から開業まで）及び運営段階（開業後）に分けて定めることとした。	○世界水準のオールインワンMICE拠点の形成を実現するためには、認定区域整備計画に記載する各IR施設の計画内容を適切に具体化しながら、まずは2030年秋頃のIR開業に向け、事業工程に沿って着実にIR施設の設計及び建設を進捗させることが重要であることから、工程進捗を成果目標として設定した。	○MICE施設について、認定区域整備計画に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許可等の取得に向けた行政協議等を実施した。

【令和5年度の状況について経年指標等を用いた要因分析】（必要に応じて図・グラフ等を用いる）

・令和7年（2025年）春頃のIR建設工事の発注及び着手に向けて、認定区域整備計画及び令和5年度事業計画に沿って設計等を進捗させており、着実に事業を推進している。
※最初の事業年度であることから、経年指標を用いた要因分析は行っていない。

【上記を踏まえた翌年度以降における改善に向けた取組等】

—

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

成果目標の設定について、I R開業まで一定の期間を有するため、I R施設の設計及び建設の進捗を現時点での成果目標として設定することについて一定の理解はできるものの、認定区域整備計画に記載した目標の達成に向けてより取組の実効性を高める観点から、取組に応じて複数の成果目標の設定とその達成に向けた客観的な指標を用いた進捗状況の報告、要因分析等を行うことも検討されたい。また、目標達成に向け、I R開業に向けた各種取組を着実に進めることが重要である。特に、M I C E誘致強化等の取組についてしっかり取り組むことが重要である。

(2) 世界中から観光客を集めること

(2) 世界中から観光客を集めること

【認定区域整備計画に記載した目標】

○国内外からの集客力強化への貢献

世界中からビジネス客やファミリー層などの新たな来訪を促進し、大阪における訪日外国人旅行者数や旅行消費額の更なる増加を図るとともに、2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、訪日外国人旅行消費額を15兆円にするという政府の観光戦略の目標達成に寄与することを目標とする。

【主な取組の概要】（詳細は要求基準18、評価基準17、18、19、認定条件2参照）

○大阪I Rのマーケティング戦略の策定・実行、I R施設等の魅力の維持・向上及び送客施設の機能を最大化する取組を実施し、観光への効果（推計値）を実現する。

○地域経済への効果（設定した見込み）を達成するため、大阪・関西が強みを有する産業領域に関するM I C E開催及びこれによる産業強化並びに、大阪・関西の観光・経済・社会・文化の持続的発展に寄与し、地域経済への効果を持続的に波及させるための取組を実施する。

○2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献を達成するため、ハイクオリティな施設やコンテンツの創出と都市魅力の向上、MGM及びオリックスが保有する顧客基盤と富裕層ホスピタリティ・ノウハウの活用並びに、M I C Eによるビジネスコミュニティへの訴求を最大化する取組を実施する。

○外国人来訪客の集客に向け、欧米、豪州、中国に限らずアジア諸国など、世界中からビジネス客やファミリー層などの新たな来訪をめざして、外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客のための取組を実施する。

【成果目標及び令和5年度の状況】

成果目標	成果目標の設定理由	令和5年度の状況
○2030年秋頃のI R開業を目標に、令和7年（2025年）春頃にI R建設工事の発注及び着手を行うほか、I R事業工程に沿って着実にI R施設の設計及び建設を進める。 ※I R開業（2030年秋頃予定）まで一定の期間を有することから、成果目標については、基本的には、設計・建設段階（開業の概ね3年前まで）、開業準備段階（開業の概ね3年前から開業まで）及び運営段階（開業後）に分けて定めることとした。	○国内外からの集客力強化への貢献を実現するためには、認定区域整備計画に記載する各I R施設の計画内容を適切に具体化しながら、まずは2030年秋頃のI R開業に向け、事業工程に沿って着実にI R施設の設計及び建設を進捗させることが重要であることから、工程進捗を成果目標として設定した。	○各I R施設について、認定区域整備計画に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議及び工事計画調整等を実施した。

【令和5年度の状況について経年指標等を用いた要因分析】（必要に応じて図・グラフ等を用いる）

・令和7年（2025年）春頃のI R建設工事の発注及び着手に向けて、認定区域整備計画及び令和5年度事業計画に沿って設計等を進捗させており、着実に事業を推進している。
※最初の事業年度であることから、経年指標を用いた要因分析は行っていない。

【上記を踏まえた翌年度以降における改善に向けた取組等】

—

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

成果目標の設定について、I R開業まで一定の期間を有するため、I R施設の設計及び建設の進捗を現時点での成果目標として設定することについて一定の理解はできるものの、認定区域整備計画に記載した目標の達成に向けてより取組の実効性を高める観点から、取組に応じて複数の成果目標の設定とその達成に向けた客観的な指標を用いた進捗状況の報告、要因分析等を行うことも検討されたい。また、目標達成に向け、I R開業に向けた各種取組を着実に進めることが重要である。特に、推計の精緻化とともに、推計値実現のため、外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客に向けたターゲティングや取組の具体化等が重要である。

(3) 来訪客を国内各地に送り出すこと

(3) 来訪客を国内各地に送り出すこと

【認定区域整備計画に記載した目標】

○日本観光のゲートウェイの形成

世界と日本各地をつなぐ交流のハブとして、大阪 I R への来訪者を大阪府域や関西・西日本・日本各地へ送り出し、I R 立地に伴う集客効果を各地に相乗的に波及させることを目標とする。

【主な取組の概要】（詳細は要求基準 1、評価基準 9 参照）

○大阪 I R から大阪・関西及び日本各地に観光客を送り出すため、大阪・関西を中心に最新の交通・観光情報を紹介する質の高いショーケース機能と、旅行の企画・提案・手配をワンストップサービスで提供するコンシェルジュ機能を有した関西ツーリズムセンターを整備する。

○関西ツーリズムセンターに近接して大規模なバスターミナルを整備するとともに、海に囲まれた立地を活かし、I R 区域北側の海沿いに小型旅客船等の乗客が利用するフェリーターミナル（係留施設を併設）を整備することで、来訪者の夢洲から大阪内外へのアクセス機能を補強する。

○日本各地の豊かな自然や地域の歴史、魅力的なスポット及び魅力増進施設で紹介するコンテンツを I R 区域の外で楽しむための観光情報を提供（大阪府下にある観光・魅力資源の紹介を含む。）するほか、来訪者の希望に応じたツアーを企画・提案・手配することで、I R から大阪・関西・西日本をはじめ日本各地に送客を行う。

【成果目標及び令和 5 年度の状況】

成果目標	成果目標の設定理由	令和 5 年度の状況
○2030 年秋頃の I R 開業を目標に、令和 7 年（2025 年）春頃に I R 建設工事の発注及び着手を行うほか、I R 事業工程に沿って着実に I R 施設の設計及び建設を進める。 ※ I R 開業（2030 年秋頃予定）まで一定の期間を有することから、成果目標については、基本的には、設計・建設段階（開業の概ね 3 年前まで）、開業準備段階（開業の概ね 3 年前から開業まで）及び運営段階（開業後）に分けて定めることとした。	○日本観光のゲートウェイの形成を実現するためには、認定区域整備計画に記載する各 I R 施設の計画内容を適切に具体化しながら、まずは 2030 年秋頃の I R 開業に向け、事業工程に沿って着実に I R 施設の設計及び建設を進捗させることが重要であることから、工程進捗を成果目標として設定した。	○送客施設について、認定区域整備計画に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。

【令和 5 年度の状況について経年指標等を用いた要因分析】（必要に応じて図・グラフ等を用いる）

・令和 7 年（2025 年）春頃の I R 建設工事の発注及び着手に向けて、認定区域整備計画及び令和 5 年度事業計画に沿って設計等を進捗させており、着実に事業を推進している。
※最初の事業年度であることから、経年指標を用いた要因分析は行っていない。

【上記を踏まえた翌年度以降における改善に向けた取組等】

—

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

成果目標の設定について、I R 開業まで一定の期間を有するため、I R 施設の設計及び建設の進捗を現時点での成果目標として設定することについて一定の理解はできるものの、認定区域整備計画に記載した目標の達成に向けてより取組の実効性を高める観点から、取組に応じて複数の成果目標の設定とその達成に向けた客観的な指標を用いた進捗状況の報告、要因分析等を行うことも検討されたい。また、目標達成に向け、I R 開業に向けた各種取組を着実に進めることが重要である。特に、関西圏を中心とした送客とならないよう留意が必要であり、日本広域への送客施設の拡充に努めること等が重要である。

●認定区域整備計画に基づく取組の状況について（基本方針に定める以下の各項目の成果目標及び達成状況）

（○ ……認定都道府県等による報告対象／— ……認定都道府県等による報告対象外）

項目	該当	成果目標
ア 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与	○	○2030 年秋頃を目標に I R 施設を開業する。
イ 経済的社会的効果	○	○2030 年秋頃を目標に資金調達総額約 1 兆 2,700 億円の投資を実行する。
ウ I R 事業を安定的・継続的に運営できる能力及び体制	○	○2025 年春頃を目標に I R 建設工事に着手し、2030 年夏頃を目標に I R 施設の所有権を取得する。
エ カジノ事業の収益の活用	—	—
オ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等	○	○令和 13 年度末を目標に、ギャンブル等依存が疑われる者等の割合（病的ギャンブラー＋問題ギャンブラー）について令和 5 年度実測値（3.9%【95%信頼区間：3.4-4.4】）からの低減をめざす。

※ I R 開業（2030 年秋頃予定）まで一定の期間を有することから、成果目標については、基本的には、設計・建設段階（開業の概ね 3 年前まで）、開業準備段階（開業の概ね 3 年前から開業まで）及び運営段階（開業後）に分けて定めることとした。

（認定都道府県等による報告対象外となった事項の理由）

・「エ カジノ事業の収益の活用」については、I R 施設の営業の開始までは、カジノ事業の収益を活用した取組は想定されないことから報告対象外とした。

ア 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与

ア 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与

【主な取組の概要】

① I R 区域全体（詳細は評価基準 1・2・3・4 参照）

○コンセプト、建築物のデザイン

◆大阪 I R のコンセプト

- ・基本理念：「人・モノ・投資、情報・才能」、「大阪・関西・日本の過去、現在と未来」、「大阪・関西と日本と世界」、あらゆるものを「結ぶ」結節点となる I R をめざす。
- ・コンセプト：“結びの水都”
- ・ビジョン：“WOW” Next

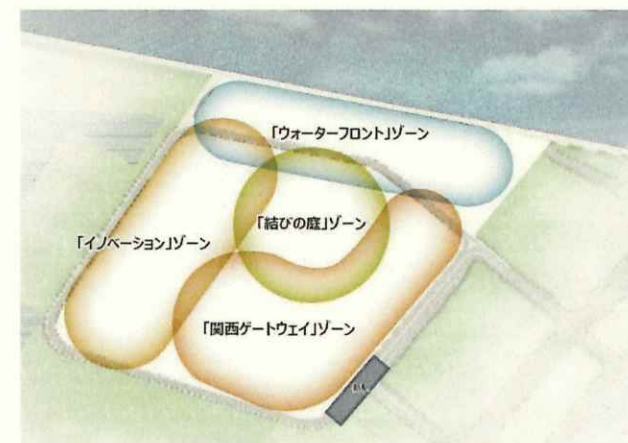
◆結びの水都の具現化

- ・水都大阪が育んだ伝統・文化・精神を継承した施設とコンテンツ
- ・水やみどりの要素を随所に取り入れたランドマーク性のある空間形成
- ・先端技術の導入による先進的で非日常的な空間の提供

◆コンセプトに基づく夢洲のポテンシャルを最大限に活かしたゾーニング（右図参照）

○I R 施設の規模

区分	施設種別	延床面積	施設構成・規模
1号施設	国際会議場施設	約3.7万㎡	最大会議室 6,000人以上収容
2号施設	展示等施設	約3.1万㎡	展示面積 2万㎡、関西イノベーション・ラボ
3号施設	魅力増進施設	約1.1万㎡	ガーデンシアター、関西ジャパニハウス、三連体験スタジオ ジャパン・フードパビリオン、関西アート&カルチャーミュージアム
4号施設	送客施設	約1.3万㎡	関西ツーリズムセンター、バスターミナル、フェリーターミナル
5号施設	宿泊施設	約28.9万㎡	客室 約2,500室、レストラン、プール、フィットネス、大浴場、バンケット等
6号施設	エンターテインメント施設	約1.3万㎡	夢洲シアター 約3,500席
	飲食・物販・サービス等施設	約31.0万㎡	飲食施設、物販施設、駐車場、エネルギーセンター等
	カジノ施設	約6.5万㎡	※うち、カジノ行為区画は総延床面積の3%以内
総延床面積		約77万㎡	



○事業の工程（想定）

2024 年夏頃：I R 準備工事の着手

2025 年春頃：I R 建設工事の着手

2030 年秋頃：I R 施設の開業

○ユニバーサルデザイン等

<ユニバーサルデザイン、多文化共生>

◆多様な来訪者の受け入れ

- ・多言語でのサービス・案内・情報提供、多世代が楽しめる施設・プログラムの提供

◆ユニバーサルデザイン

- ・年齢、性別、国籍、文化、身体の状態等の違いにかかわらず、快適に時間を過ごすことができる施設計画・環境整備に取り組む

◆労働環境の整備、海外人材・障がい者等の多様な人材の受入れ

- ・多様な人材を受入れ、活躍できる労働環境や人事制度を構築

◆多様な文化への配慮、尊重による寛容と理解を促進するリゾート

- ・文化的・宗教的な習慣や伝統を実践できる環境の提供、来訪者の文化的・宗教的祝日や伝統に対する従業員の理解を促進

<スマートなまちづくり（環境負荷低減等）>

◆運営時における取組（エネルギー関連、ICT 技術の活用）

- ・効率的なエネルギー運用のためのエネルギー管理システムの導入、太陽光等、クリーンで再生可能なエネルギーの導入、高効率の設備機器及びエネルギー平準化設備等の先端技術の導入、ICT技術の活用による安全・安心、快適で楽しいスマートなまちづくりの推進

◆施設整備（建設）時における取組

- ・再利用や再資源化しやすい建設資材の選定、低公害車の活用、排出ガス対策建設機械の採用 等

<フェアトレード等>

◆各種原材料の調達におけるフェアトレードへの配慮

②MICE施設（詳細は評価基準5、6、7参照）

○国際会議場

- ◆MICE等主催者のニーズに応じて多用途に利用可能な会議室を一体的に配置、国際会議の用に供する全ての室の収容人員の合計が概ね12,000人以上となる国際会議場施設を整備

◆設置方針

- ・中小会議室を一か所に配置することで、来場者の移動負荷の軽減のみならず、効率的なサービス提供可能
- ・可動間仕切りを導入する事に加え、照明・空調設備、天井吊物機構等を充実させることで、多彩なイベントの同時開催にも対応
- ・各国との首脳級会合、閣僚級会合等の重要な国際会議等に対応可能な機能を整備
- ・MICE施設内にMICE専用のキッチンを設置し、飲食ニーズを伴う多様なMICEイベントの同時開催に対応

○展示等施設

- ◆20,000㎡以上の展示ホールを一体利用ができる空間として整備

◆設置方針

- ・BtoBの展示会に加え、BtoCの見本市やフェスティバルなど様々なイベントの開催に対応
- ・展示ホールごとに可動間仕切りを設置し、さらに、照明・空調設備、天井吊物機構、電源等を充実させることで、多彩なイベントの同時開催に対応
- ・大規模なMICEイベントにおける一体利用を想定し、MICE施設に隣接して屋外イベントスペースを配置
- ・オンラインイベントの同時開催や、来場者の利便性に対応すべく、安定性・実用性の高い通信環境を整備

○MICE施設の運営方針

- ◆飲食サービスやエンターテインメントをはじめ、ウェルネスやサステナビリティを意識したプログラムなど、MICE来場者に喜ばれる様々なサービスを提供
- ◆オールインワンMICE拠点の要となり、宿泊施設、飲食施設、エンターテインメント施設等的大阪IR内の各施設と連携し、来場者に付加価値の高いサービスを総合的に提供

施設名称	種類	コンテンツ内容
ガーデンシアター	劇場	・伝統芸能に新たな表現手法を取り入れた革新的なコンテンツや体験型のイベントといった多彩なプログラムを提供
三遊体験スタジオ	その他の施設 (伝統文化等の展示場)	・華道・茶道・香道等の日本の伝統芸道を先進的なテクノロジー等を用いた演出によって表現し、五感を通じた体験として提供
ジャパン・フードパビリオン	レストラン (飲食施設)	・大阪・関西の幅広い奥深い食文化の魅力を伝えるため、気軽に楽しめるフードホールから食の奥深さを味わえる高級店に至るまで多様な飲食施設を配置
関西ジャパンハウス	その他の施設 (工芸体験・物販施設)	・工芸品の制作過程見学や工芸品の制作体験プログラム等、日本の伝統的な工芸文化の魅力を伝える機会を提供
関西アート&カルチャーミュージアム	美術館	・古典的な芸術作品からメディアアート等の現代的な作品まで幅広い作品を取り扱い、国内外の文化機関等と連携し、企画展やローリング・プログラム等、幅広い文化体験の機会を提供

③魅力増進施設（詳細は評価基準8参照）

○日本の魅力の創造・発信（右図参照）

- ◆コンテンツの種類・特性に合わせた5つの魅力増進施設の設置
- ◆IR内の他施設や敷地全体を活用した日本の魅力の創造・発信
- ◆送客施設と連携した効果的な広域観光振興の促進

④送客施設（詳細は評価基準9参照）

○日本観光のゲートウェイの形成（右図参照）

- ◆最新の観光情報を紹介する質の高いショーケース機能
- ◆旅行の企画・提案・手配をワンストップサービスで提供するコンシェルジュ機能
- ◆夢洲から大阪内外へのアクセスを強化する交通機能

施設名称	機能
関西ツーリズムセンター	ショーケース機能
	・映像型ショーケース（各地の魅力を伝える臨場感ある映像の投影） ・地域・テーマ別ショーケース（地域別・体験テーマ別の観光体験を紹介） ・ポップアップ型ショーケース（自治体・DMO向けポータルスペースの提供） ・メディアウォール型ショーケース（観光情報に演出を施した画像や動画を配信）
その他	コンシェルジュ機能
	・A1コンシェルジュ（A1による旅行相談窓口） ・総合コンシェルジュ（対面型でサービスを提供する旅行相談窓口） ・プレミアムコンシェルジュ（VIP向けの旅行相談窓口）
その他	交通機能
	・バスターミナル（関西ツーリズムセンターに併設） ・フェリーターミナル（係留施設を併設）
その他	多言語対応
	・英語・中国語・韓国語を中心とした文字表記及び対人の多言語サービスの整備 ・ピクトグラムの表示、写真・動画の活用等による情報提供手法の工夫

⑤宿泊施設の設置運営（詳細は評価基準 10～12 参照）

○利用者需要の高度化・多様化に対応した総客室数約 2,500 室を有する 3 つの宿泊施設を整備

◆MGM大阪：様々な機能を備えるエンターテインメントホテル

◆MGM大阪ヴィラ：客室ごとに専属スタッフを配置するVIP向け最高級ホテル

◆MUSUBI ホテル：幅広い層をターゲットとする多世代型アクアリゾートホテル

◆コンセプトや仕様に变化を加えたバラエティ豊かな客室を導入、最高級クラスの客室を整備し、富裕層の需要にも対応、多様なニーズに対応する複数の飲食施設を宿泊施設内に導入、滞在促進に寄与する附帯サービス（スパ・ジム等）の提供

⑥来訪及び滞在寄与施設（詳細は評価基準 13 参照）

○エンターテインメント施設

◆夢洲シアター（劇場）

・世界的なアーティストによるコンサートや映画・音楽の授賞式に加えて、グローバルなコンテンツ展開を行うエンターテインメント企業や世界で活躍するクリエイティブなアーティスト・パフォーマー等とコラボレーションし、新しいエンターテインメントを世界に向けて発信

・大阪・関西・日本における新たな才能の発掘と育成に取り組み、日本のエンターテイナーを世界に向けて発信していく舞台を形成

◆結びの庭等（オープンスペース、イベント広場）

・水とみどりが広がる開放感ある景観を形成

・イベント等の開催によりにぎわいを創出、多様な体験を提供

○飲食施設

◆ローカルパートナーダイニング、グローバルパートナーダイニング

・国内外の有名シェフやレストランと連携した飲食施設をIR区域内の各所に展開し、来訪者に独自性と創造性のある「食」の体験を提供

◆ジャズクラブ、サパークラブ、バーアレー等のナイトエンターテインメント施設

・来訪者のナイトライフを充実させるエンターテインメント性に富んだ「食」の体験を提供

・ジャズクラブやサパークラブでは音楽やパフォーマンスと相まった特別な雰囲気を提供

○物販施設

◆Luxury リテール

・世界トップクラスのハイブランドをアジア有数の規模で集積させ、非日常的なショッピング体験を提供

◆その他リテール

・大阪・関西の土産物や日用品等を取り扱い、来訪者の多様なニーズに対応

⑦カジノ施設（詳細は評価基準 14 参照）

○カジノ施設の配置及び機能

◆各顧客層（マス、プレミアム、VIP）の属性と嗜好に合わせたフロア配置

◆カジノ施設への来訪者の利便性を考慮し、多様な飲食店を各所に配置

○カジノ施設の運営方針

◆セキュリティ：入退場手続から周辺警備まで総合的なセキュリティプランを導入

◆責任あるゲーミング：国内外の最新知見や最先端技術等のベストプラクティス導入

◆多様な顧客層を惹きつける国際的に魅力ある顧客体験の提供

⑧ I R区域の整備の推進、滞在型観光の実現（詳細は評価基準 15、16 参照）

○周辺地域の開発及び整備

◆夢洲における国際観光拠点の形成

- ・夢洲まちづくり構想、夢洲まちづくり基本方針を策定
- ・夢洲中央部に新たな国際観光拠点を形成

○交通環境の改善

◆夢洲地区への訪問者増加等に対応したアクセス整備

- ・大阪メトロ中央線の延伸（南ルート（北港テクノポート線）及び新駅）、外周道路・交通広場の整備、高架道路の整備（観光・物流動線の分離）、此花大橋・夢舞大橋等の車線数拡張、海上アクセス拠点として浮桟橋の整備
- ・将来的には、鉄道北ルートや淀川左岸線（2期）等による広域ネットワークの更なる充実を想定

○M I C E誘致

◆オール大阪でのM I C E推進

- ・新たなM I C E推進に係る戦略に基づき、大阪府・大阪市・経済団体・大阪観光局等が一体となり、I R事業者とも連携しながら、戦略的な誘致を推進

◆複合M I C E施設の整備による誘致強化

- ・新たに世界規模のM I C Eや都市格向上につながる政府系会議等、経済波及効果が高く見込まれるM I C Eを誘致・開催
- ・各主要M I C E拠点の役割分担及び連携

○インバウンドの促進

◆広域的な観光ルートの設定

- ・I R事業者や各地の自治体、DMO等との連携を図り、世界を魅了する上質な広域観光ルートを開発
- ・世界と日本各地をつなぐ交流のハブとして、観光客を大阪府域や関西・西日本・日本各地へと周遊

◆観光の魅力に関するプロモーション

- ・国内外観光客のニーズ・ターゲットに応じた戦略的プロモーション等の実施
- ・I Rのショーケース機能も活用し、食・歴史・文化芸術・エンターテインメント等のおおさかの強みを活かした魅力を世界に発信

【成果目標及び令和5年度の状況】

成果目標	成果目標の設定理由	令和5年度の状況
○2030 年秋頃を目標に I R施設を開業する。	○国内外からの集客力強化への貢献を実現し、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現に寄与するためには、認定区域整備計画に記載する各 I R施設の計画内容を適切に具体化しながら、事業工程に沿って着実に I R施設の設計及び建設を進捗させ、先ずは、2030 年秋頃の I R施設の開業を確実に実現することが重要であるため、事業工程に沿った I R施設の開業を成果目標として設定した。	○ I R施設について、認定区域整備計画に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許可等の取得に向けた行政協議及び工事計画調整等を実施した。

【令和5年度の状況について経年指標等を用いた要因分析】（必要に応じて図・グラフ等を用いる）

- ・令和7年（2025 年）春頃の I R建設工事の発注及び着手に向けて、認定区域整備計画及び令和5年度事業計画に沿って設計等を進捗させており、着実に事業を推進している。

※最初の事業年度であることから、経年指標を用いた要因分析は行っていない。

【上記を踏まえた翌年度以降における改善に向けた取組等】

—

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

計画の行程通り、設計に着手していること等を確認した。他方、実施状況報告では設計の着手の確認に留まり、デザインの具体の検討内容等についての言及は見受けられず、今後、コンセプトの磨き上げ等、審査委員会の意見を十分汲み取ったものとなるよう適切に設計・建設が進められていくことを求める。また、今後、MICE誘致強化や日本広域への送客施設の拡充に努めること等が重要である。

イ 経済的社会的効果

イ 経済的社会的効果

【主な取組の概要】

①観光への効果（詳細は評価基準 17 参照）

○観光への主な効果

- ◆ I R 区域への来訪者数：約 2,000 万人／年（国内：約 1,400 万人／年（約 70%）、国外：約 600 万人／年（約 30%））
- ◆ 国際会議の開催件数：約 485 件／年（ICCA 基準 9 件）
- ◆ 国際的規模の展示会等の開催回数：約 46 件／年（ISO 基準 44 件）
- ◆ 送客施設を活用した旅行者数：約 4.3 万人／年

○効果を最大化するための主な取組

- ◆ M I C E の開催による産業強化
 - ・大阪・関西が強みを有する 10 の産業領域を設定し、MGM の持つノウハウを活かして領域ごとに年間 5 件程度の国際的規模の展示会等の開催をめざす
- ◆ M I C E 施設へのイノベーション促進施設の設置
 - ・イノベーション促進施設の設置により、ビジネス支援プログラムの誘致やビジネス交流機会の提供を行い、関西のベンチャーエコシステムの強化につなげることをめざす
- ◆ 戦略的マーケティング
 - ・大阪観光局や地域の DMO 等との緊密な連携、営業情報の提供、シティプロモーションの積極的な支援等、M I C E デスティネーションとしての大阪・関西の振興に継続的に取り組む
- ◆ 送客施設の機能の最大化
 - ・来訪者に対する日本観光への関心・興味の喚起、旅行の企画・提案・予約・手配の効率化、大阪 I R から広域への利便性の高い交通アクセスの構築等の工夫を行う

②地域経済への効果（詳細は評価基準 18 参照）

○地域経済への主な効果

- ◆ 初期投資額：約 1 兆 2,700 億円
- ◆ 経済波及効果（近畿圏）：約 1 兆 9,100 億円（建設時）、約 1 兆 1,400 億円／年（運営）
- ◆ 雇用創出効果（近畿圏）：約 14.0 万人（建設時）、約 9.3 万人／年（運営）
- ◆ I R 区域来訪者による I R 区域滞在中の支出金額：約 6,600 億円／年
- ◆ 地元調達額（近畿圏）：約 1 兆 700 億円（建設時）、約 2,600 億円／年（運営）
- ◆ 雇用者数（I R 施設）：約 1.5 万人

○効果を最大化するための主な取組

- ◆ 大阪・関西が強みを有する産業領域に関する M I C E 開催及びこれによる産業強化
- ◆ 大阪・関西の観光・経済・社会・文化の持続的発展に寄与し、地域経済への効果を持続的に波及させるための次の取組を実施
 - ・ M I C E 施設へのイノベーション促進施設の設置
 - ・ I R を活用したイノベーションの創出支援
 - ・ 中小企業・スタートアップ企業の支援
 - ・ 地元調達、地域資源の発掘及び地域ブランディングの向上
 - ・ 大阪・関西、広域への送客強化と地域での消費喚起
 - ・ 質の高い雇用機会の提供と人材基盤強化
 - ・ 夢洲及びベイエリア一帯の活性化
 - ・ 地域社会と連携した地域経済振興

③2030 年の政府の観光戦略の目標達成への貢献（詳細は評価基準 19 参照）

○2030 年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

- ◆ I R 区域を来訪する訪日外国人旅行者数：約 629 万人（2030 年の訪日外国人旅行者数の目標 6,000 万人の約 10%）
- ◆ I R 区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額：約 1 兆 1,600 億円（2030 年の訪日外国人旅行消費額の目標 15 兆円の約 8 %）

○効果を最大化するための主な取組

◆ハイクオリティな施設やコンテンツの創出と都市魅力の向上

- ・高品質の宿泊施設、比類ないエンターテインメント、上質な飲食施設、スポーツイベント等の魅力的なコンテンツの誘致・創出によって、観光資源の幅と厚みを増し、消費単価の高いビジネス旅行者、M I C E 来訪者及び富裕層を中心に、新たな訪日外国人旅行者を誘客
- ・地域の D M O 等の観光関係者と連携し、新たな観光ルートや観光資源の発掘・磨き上げを行うことで、都市の魅力・ブランド力を向上させ、訪日外国人旅行者の誘致強化、滞在の長期化、周遊及び消費を促進

◆MGM及びオリックスが保有する顧客基盤と富裕層ホスピタリティ・ノウハウの活用

- ・MGMの膨大な顧客ネットワーク、世界の V I P 及び富裕層の信頼を獲得してきたホスピタリティ・ノウハウを活用し、欧米、アジアの V I P 及び富裕層を誘致
- ・MGMのロイヤルティプログラム、世界各地の支店や独立エージェントが有する富裕層ネットワークを活用したマーケティングにより、幅広い富裕層に訴求

◆M I C E によるビジネスコミュニティへの訴求最大化

- ・MGMのM I C E セールス・チーム、グローバル・セールス・オフィス（G S O）、グローバルのM I C E 関連事業者とのパートナーシップ及び国内 P C O とのM I C E 誘致体制により、滞在期間が長く、かつ一人あたり消費額が大きい傾向のあるM I C E ・ビジネス目的の来訪者を誘致

【成果目標及び令和 5 年度の状況】

成果目標	成果目標の設定理由	令和 5 年度の状況
○2030 年秋頃を目標に資金調達総額約 1 兆 2,700 億円の投資を実行する。	○経済的社会的効果を達成するためには、認定区域整備計画に記載する投資計画に沿って、まずは、I R 施設の開業までの経済的社会的効果として最も大きな効果が見込まれる初期投資を確実に実行することが重要であるため、投資計画に沿った初期投資の実行を成果目標として設定した。	○初期投資額約 12,689 億円に対して、令和 6 年 3 月末時点で、中核株主より累計 241.65 億円の出資を完了し、金融機関との間で 5,300 億円のシニアローンの融資契約、少数株主（22 社）との間で計 1,270 億円の株式引受契約を締結した。

【令和 5 年度の状況について経年指標等を用いた要因分析】（必要に応じて図・グラフ等を用いる）

- ・令和 7 年（2025 年）春頃の I R 建設工事の発注及び着手に向けて、認定区域整備計画及び令和 5 年度事業計画に沿って設計等を進捗させており、着実に事業を推進している。
- ※最初の事業年度であることから、経年指標を用いた要因分析は行っていない。

【上記を踏まえた翌年度以降における改善に向けた取組等】

—

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

その投資規模の大きさから経済的社会的効果が見込まれており、令和 5 年度においてもその発現に資する投資活動への着手を確認した。他方、M I C E 開催件数や訪日外国人旅客数、旅行消費額といった推計値については、令和 5 年度の取組は推計の前提条件に変更がない旨の確認に留まっており、今後精緻化を図る必要がある。また、推計値の精緻化とともに、推計値実現のため、外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客に向けた取組の具体化等が重要である。

ウ IR事業を安定的・継続的に運営できる能力及び体制

ウ IR事業を安定的・継続的に運営できる能力及び体制

【主な取組の概要】

① IR事業者等の事業遂行能力（詳細は評価基準 20 参照）

○事業実施体制（右図参照）

◆グローバルかつ大阪・関西に根差したコンソーシアム

- ・合同会社日本MGMリゾート、オリックス株式会社（中核株主2社）
- ・関西地元企業を中心とする少数株主（22社）

◆地元企業の専門的な知見を活用しつつ、MGM・オリックス共同で本事業を全体統括・推進

◆IRリーディングカンパニーであるMGMのノウハウに加え、MICE・魅力増進・観光・エンターテインメント等 各分野で豊富な実績を持つ協力企業とともに、国際競争力を有するIR実現

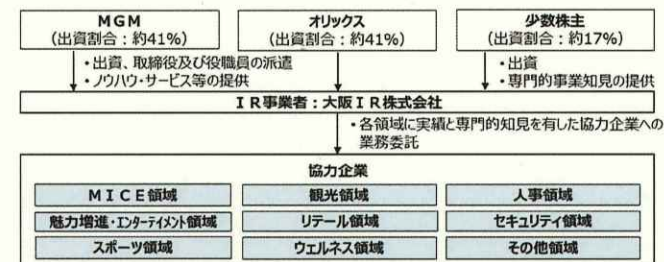
○コンプライアンス確保・反社会的勢力の排除

◆コンプライアンス確保のための体制・取組

- ・全部門における法令順守を徹底・主導するコンプライアンス部門や、外部委員で構成するコンプライアンス委員会等を設置し、複層での推進体制を構築
- ・コンプライアンス計画・行動規範等の策定、従業員に対する研修・教育訓練の実施

◆反社会的勢力排除の徹底

- ・大阪府・市、大阪府警察等と連携するとともに、データベースを作成・維持管理し、役員・株主・出資者・従業員・取引先等について十分な適格性審査を実施



②財務の安定性（詳細は評価基準 21 参照）

○初期投資額

- ◆約1兆2,700億円（税抜き）：建設関連投資：約9,600億円、その他初期投資額：約3,100億円

○収支計画

- ◆年間売上：約5,200億円（ノンゲーミング：約1,000億円（約20%）、ゲーミング：約4,200億円（約80%））

○資金計画（右図参照）

◆資金調達額：約1兆2,700億円（税抜き）

- ・出資金額：約7,400億円（約58%）
MGM約41%：オリックス約41%：少数株主約17%（各少数株主の出資割合は5%未満）
- ・借入金額：約5,300億円（約42%）

プロジェクトファイナンスによる借入（株式会社三菱UFJ銀行・株式会社三井住友銀行をはじめとする融資団との間で融資契約を締結済）

○財務の状況が悪化した場合の措置

- ◆保険付保、保守的かつ健全な事業計画の作成、最善の見通しに基づくスケジュール、地震、水害等の災害に強い施設設計・配置、継続的な従業員の研修、総合防災センターの設置、中核株主からの事業サポート等



③防災・減災対策、コロナ等の感染症対策（詳細は評価基準 22 参照）

○危機管理・防災対策

＜IR事業者が実施する対策＞

◆来訪者・従業員の安全を第一に考えた施設設計と運営体制の構築

- ・危機管理体制の構築、夢洲島内含めた関係者との連携
- ・高い耐震性能の確保、3日間インフラ機能の維持が可能な自立電源の確保

- ・津波や高潮に備えた建築設計（想定津波高さより高い床レベル、重要設備機械室の地上階配置 等）
- ・災害時の監視機能の適切な集約化（総合防災センター・エリア防災センターの設置）
- ・防災対策計画の策定・実施（初動対応・避難計画等策定、研修実施 等）
- ・情報発信強化（ピクトグラム・多言語の採用、SNS 等からの積極的な発信 等）
- ・帰宅困難者の受入・支援（3 日間以上の備蓄保管、要配慮者に応じた対応 等）
- ・サイバーセキュリティの確保（監視プログラムの導入・監視 等）
- ・テロ対策（テロ抑止効果を考慮した建物構造、警察等との連携、警戒レベル設定・訓練 等）

＜大阪府・市が実施する対策＞

◆夢洲における安心・安全なまちの実現

- ・地盤沈下対策（50 年後の地盤高でも想定以上の津波や高潮に対応）
- ・夢洲内へのアクセスルートとなる橋梁やトンネルの耐震性確保
- ・液状化対策、越波対策（南側護岸における法面保護及び胸壁設置）
- ・夢洲内への消防拠点設置、無電柱化
- ・防災訓練等への参画・支援、災害対策活動を行う組織及び動員体制の整備
- ・情報発信（SNS、防災無線等の活用）、関係機関との連携による支援 等

○感染症対策

◆健康と安全を最優先、安全な事業継続と運営再開の取組

- ・冷暖房空調制御システムを導入し、適切な換気を実施
- ・時勢に応じたテクノロジーの活用 等
- ・感染症対策用品を適切に確保・配備
- ・業務プロセスをマニュアル化し、全従業員に対する継続的なトレーニングを実施
- ・Web サイトやSNS 等による感染症対策に関する情報発信
- ・感染拡大フェーズにおいては、来場抑制等の必要な対応、安全計画やガイドラインの策定等を行い、計画的かつ安心・安全な形での運営再開を図る

④地域との良好な関係構築のための取組（詳細は評価基準 23、認定条件 5 参照）

○IR 誘致に向けた地域の合意形成

- ◆対象ごとの興味・関心に応じた情報発信
- ◆多様な広報ツールを活用した情報発信
- ◆外部有識者、経済界等を構成員とする IR 推進会議による大阪 IR の推進に向けた幅広い協議・検討
- ◆地域との双方向の対話の場も活用した理解促進の取組

【成果目標及び令和5年度の状況】

成果目標	成果目標の設定理由	令和5年度の状況
○2025年春頃を目標にIR建設工事に着手し、2030年夏頃を目標にIR施設の所有権を取得する。	○IR事業を安定的・継続的に運営するためには、まずは、IR施設の設計・建設を進める上で必要となる資金の確保及び実施体制の構築（中核株主とのデベロップメントマネジメントに係る契約の締結、設計会社及び建設会社との委託契約及び請負契約の締結）をし、事業工程に沿って設計・建設を進捗させることが必要であり、これらの達成が確認できるIR建設工事の着手及びIR施設の所有権の取得を成果目標として設定した。	○令和5年度末までに、中核株主との間でデベロップメントマネジメントに係る契約、設計会社との間でIR施設の設計に係る委託契約を締結した。また、少数株主（22社）との間で株式引受契約、金融機関との融資契約を締結した。

【令和5年度の状況について経年指標等を用いた要因分析】（必要に応じて図・グラフ等を用いる）

- ・令和7年（2025年）春頃のIR建設工事の発注及び着手に向けて、認定区域整備計画及び令和5年度事業計画に沿って設計等を進捗させており、着実に事業を推進している。
- ※最初の事業年度であることから、経年指標を用いた要因分析は行っていない。

【上記を踏まえた翌年度以降における改善に向けた取組等】

—

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

融資・出資契約の締結や、液状化対策工事への着手など、様々な取組が確認できた。引き続き、不測の事態が起こっても、IR事業を安定的・継続的に運営できる能力及び体制が確保されることを求める。

エ カジノ事業の収益の活用

エ カジノ事業の収益の活用								
【主な取組の概要】（詳細は評価基準 24、認定条件 3 参照） ○カジノ事業収益の非カジノ事業への投資 ・カジノ事業の収益等を活用し、継続的に非カジノ施設やコンテンツの魅力を維持・向上、長期的に非カジノ事業の収益増加をめざす 等 ○各 I R 施設の修繕、提供コンテンツの更新・追加等 ・ I R 施設の魅力や機能を維持・補完・増強し I R 区域の魅力を向上 ○ギャンブル等依存症対策 ・カジノ施設の利用に伴うギャンブル等依存症の発生、進行及び再発を防止するため、最先端の I C T 技術等と人と人とのふれあいを大切にする顧客サービスを組み合わせつつ、国内外の最新の知見・技術やベストプラクティス等を踏まえて依存防止対策を向上 ○治安・地域風俗環境対策 ・時勢に応じた先進的な技術の導入努力に努め、犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持及び青少年の健全育成に万全を尽くすために必要な体制を整備 等 ○大阪府・市が認定区域整備計画に関して行う施策への積極的協力 ・イベント協賛、有害影響排除措置への協力、災害等の緊急時のサポート 等								
【成果目標及び令和 5 年度の状況】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果目標</th> <th>成果目標の設定理由</th> <th>令和 5 年度の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			成果目標	成果目標の設定理由	令和 5 年度の状況	—	—	—
成果目標	成果目標の設定理由	令和 5 年度の状況						
—	—	—						
【令和 5 年度の状況について経年指標等を用いた要因分析】（必要に応じて図・グラフ等を用いる） —								
【上記を踏まえた翌年度以降における改善に向けた取組等】 —								

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 カジノ事業は未開業のため現状特段の実施状況報告はないが、カジノ事業の高い収益性を更に活用し、非カジノ事業についても、I R 区域において必要となる新たな施設の整備や既存の施設の更新を今後も行うことにより、I R 区域の魅力の向上を図り、世界中から多くの観光客を引き付ける国際競争力を維持向上していくことを求める。

オ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等

オ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等

【主な取組の概要】

①ギャンブル依存症等対策（詳細は評価基準 25、認定条件 6 参照）

○大阪府・市と I R 事業者が互いに密接な連携協力を行い、依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策について、世界の先進事例に加え、大阪独自の対策をミックスした総合的かつシームレスな取組を構築し、依存症対策のトップランナーをめざす。

・大阪府・市は、令和 5 年 3 月に策定した第 2 期ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、普及啓発・相談支援体制・治療体制・切れ目のない回復支援体制の強化とともに、大阪独自の支援体制構築を推進

・ I R 事業者は、MGM の知見・ノウハウを最大限活かし、責任あるゲーミングの取組を着実に実施

○ I R 事業者が実施する対策

◆責任あるゲーミングを着実に実施するための体制構築

・責任あるゲーミング専門部署の設置

・組織横断的に社内の主要部署で構成される責任あるゲーミング対策協議会や社外の提言機関であるギャンブル等依存症対策委員会との有機的連携

・ MGM において導入実績のある責任あるゲーミングに関する、顧客への啓発や従業員教育を含む包括的プログラムを、日本の実情に合わせて導入

◆厳格な入場管理・利用制限措置

・最先端の I C T 技術（生体認証等）の活用等によるカジノ施設の厳格な入退場管理の実施

・入場等回数制限措置並びに、本人及び家族等の申出による利用制限措置の実施 等

◆依存防止のために講じる措置

・ 24 時間・365 日利用可能な相談体制等の構築

・依存防止プログラムや相談機関等に関するリーフレット等の配備

・視認と I C T 技術を活用した、問題あるギャンブル行動の早期発見

・賭け金額や滞在時間の上限設定を可能にするプログラムの導入

・ゲーミング教室等を通じた、安全なプレイの推進

・レベルに応じた、予防啓発プログラム等に関する従業員教育の実施

・関係機関・団体や民間支援団体との連携体制の構築

・責任あるゲーミング・プログラムの国際会議の開催

・調査研究に必要な情報やデータ提供など、ギャンブル等依存症対策に関する研究への貢献

・カジノ施設でのインターンシップの実施など、大阪における専門人材育成への協力 等

○大阪府・市が実施する対策

◆大阪独自の支援体制の構築

・悩みを抱える方へのワンストップの支援拠点として「(仮称)大阪依存症センター」設置

・関係機関と連携して府域全体の支援基盤を強化

◆普及啓発の強化

・ S N S ・街頭ビジョンを活用した通年度の広報・啓発、若年層向けの予防啓発

・依存症ポータルサイトの開設 等

◆相談支援体制の整備

・市町村への支援により、身近な場所で相談対応が受けられる体制を強化

・研修や事例検討会による相談窓口職員の知識・対応力向上 等

◆治療体制の整備

- ・医療機関職員に対する研修、治療が可能な医療機関の拡充
- ・大学や研究機関との連携による治療の充実 等

◆切れ目のない回復支援体制の整備

- ・大阪府依存症関連機関連携会議による好事例の共有や課題の検討
- ・関係機関・団体同士の情報共有・連携による切れ目のない回復支援体制の強化 等

◆IR事業者と連携して行う取組

- ・カジノ利用者の行動データ等を活用したギャンブル等依存症研究の推進 等

②治安・地域風俗環境対策（詳細は評価基準 25 参照）

○大阪府・市が実施する対策

警察力の強化を図るとともに、治安・地域風俗環境対策を推進

◆警察力の強化

- ・IR開業に合わせて夢洲内に警察署、交番等の警察施設を設置
- ・IR開業に向けて段階的に警察職員を増員（約340人）した上で、夢洲内の警察署等を含む大阪府警察の施設に適正配置

◆治安・地域風俗環境対策

- ・防犯環境の整備やパトロールの強化により、事件・事故の未然防止及び検挙活動を推進
- ・マナー・ローンダリング対策等の犯罪収益対策をはじめ、不法滞在者等の取締りなど、犯罪インフラの撲滅に向けた検挙活動を積極的に推進
- ・非行防止・犯罪被害防止教室の開催など青少年の健全育成のための対策に加え、IR区域や周辺商業施設等における夜間巡回、補導活動など青少年を保護するための対策を推進 等

○IR事業者が実施する対策

あらゆる来訪者の安全・安心を守り、地域全体の治安維持に貢献

◆カジノ施設及びIR区域内の監視、警備

- ・24時間・365日体制の総合防災センターを中核機能とし、防犯関連資格の保有者等を配置するほか、最新技術等を活用した警備システム等を導入
- ・防犯カメラを一体的に管理するシステムを構築した上で、顔認証システム、画像解析システム等を用いて継続的な監視を実施 等

◆犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持

- ・暴力団員等のカジノ施設への入場を禁止するため、暴力団員等に係るデータベースを整備し、入場者の本人特定事項と照合
- ・マナー・ローンダリング対策として、関係法令を遵守する内部管理体制を構築し、犯罪収益移転防止規程の作成、従業者の教育訓練等を実施 等

◆青少年の健全育成

- ・20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止や20歳未満の者に対する勧誘の禁止等の措置、IR区域内外（夢洲内）の巡回等を実施 等

【成果目標及び令和5年度の状況】

成果目標	成果目標の設定理由	令和5年度の状況
○令和13年度末を目標に、ギャンブル等依存が疑われる者等の割合（病的ギャンブラー＋問題ギャンブラー）を令和5年度実測値（3.9%【95%信頼区間：3.4-4.4】）からの低減をめざす。	○認定区域整備計画では、区域認定された年度内を目途に測定した実測値から低減をめざすとしているため、成果目標で記載した実測値は、令和5年度において実施した調査で測定された値とした。 ○実効性のある対策になるよう総合的かつ計画的に取り組むためには、毎年度「ギャンブル等依存症対策推進本部」及び「ギャンブル等依存症対策推進会議」において、施策の進捗状況を評価し、必要に応じて施策・事業の見直し等を行う。	○令和5年度実測値 3.9%【95%信頼区間：3.4-4.4】

【令和5年度の状況について経年指標等を用いた要因分析】（必要に応じて図・グラフ等を用いる）

- ・大阪府において、ギャンブル等依存が疑われる者等の割合（病的ギャンブラー＋問題ギャンブラー）について調査を実施した。
※令和5年度実測値 3.9%【95%信頼区間：3.4-4.4】
※最初の事業年度であることから、経年指標を用いた要因分析は行っていない。

【上記を踏まえた翌年度以降における改善に向けた取組等】

—

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

カジノ施設の設計作業に着手していることを確認したほか、ギャンブル等依存症への対策については、「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき依存症予防啓発ツールの作成など多くの取組が確認できた。ギャンブル等依存が疑われる者等の割合について、PDCAサイクルを実行し、大阪府・市とIR事業者双方が割合低減の実現性を高めていくことが重要である。

●認定区域整備計画に基づく取組の状況について（各審査基準（要求基準及び評価基準）に対応する取組状況）

（○ ……認定都道府県等による報告対象／— ……認定都道府県等による報告対象外）

要求基準	該当
【1】 1～5号施設に関する政令要件への適合	○
【2】 カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計	○
【3】 I R区域の一体的な管理	○
【4】 I R施設を確実に設置できる根拠（I R区域の土地の権原や、資金調達の見込み等）についての妥当性	○
【5】 公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定	—
【6】 地域における合意形成の手續	—
【7】 I R事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組	○
【8】 I R事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会的勢力の排除	○
【9】 審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと	○
【10】 I R区域と国内外の主要都市との交通の利便性	○
【11】 カジノ事業の収益がI R事業に活用されることにより、I R事業が一の事業者により一元的かつ継続的に行われること	○
【12】 設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携	—
【13】 I R事業者が会社法に規定する会社であること、I R事業の専業	○
【14】 I R事業者によるI R施設の所有	○
【15】 I R事業者が、カジノ事業に伴う有害な影響の排除を行うための措置を適切に実施すること	○
【16】 カジノ事業収益を活用した、I R事業の内容の向上、自治体施策への協力、及び収支計画、資金計画との整合性	—
【17】 認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途	○
【18】 I R区域の整備による経済的社会的効果及び効果の根拠	○
【19】 都道府県等が、都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携し、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うとともに、ギャンブル等依存症対策基本法の規定に基づくギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、これに基づく取組が適切に実施されること	○

評価基準	該当
【1】 コンセプトが明確で優れていること	○
【2】 建築物のデザインが地域の新たな象徴となりうるものであること	○
【3】 これまでにないスケールを持つこと	○
【4】 ユニバーサルデザイン等の観点から世界の最先端であること	○
【5】 M I C Eビジネスの国際競争力の向上に十分なスケールを持つこと	○
【6】 重要な国際会議等に対応できる、優れたクオリティを持つこと	○
【7】 M I C Eのターゲットが明確で、誘致等に必要な体制及びノウハウを備えていること	○
【8】 日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信するとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	○
【9】 各地の観光魅力を伝えるショーケース機能や、旅行サービスの手配を一元的に行うコンシェルジュ機能を十分に果たすとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	○
【10】 客室の広さ・構成・設備が国際競争力を有していること	○
【11】 レストランなどの飲食サービス等が優れていること	○
【12】 事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	—
【13】 コンテンツ等が国際競争力と高いクオリティを有し、幅広い人々が楽しめることとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	○
【14】 I R全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスがとれていること	○
【15】 国内外の主要都市との交通の利便性に優れていること	○
【16】 交通アクセス改善やインフラ整備等の施策が効果的であること	○
【17】 M I C E件数や観光客の増加が大きく見込まれること	○
【18】 来訪者の旅行消費額の増加や地域の雇用創出が見込まれること	○
【19】 2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への貢献が見込まれること	○
【20】 I R事業者等が業務遂行能力を有し、適切な役割分担であること	○
【21】 財務面からみて安定的で、業績が下振れした場合でも長期的に事業を継続できること	○
【22】 防災・減災や、安全の確保、感染症対策等の取組が適切に講じられること	○
【23】 地域との良好な関係構築があること	○
【24】 カジノ事業収益を十分活用して、I R事業内容の向上や都道府県等への協力を行うこと	—
【25】 カジノ施設の有害影響排除やギャンブル等依存症対策が確実かつ効果的に講じられるものであること	○

(認定都道府県等による報告対象外となった事項の理由)

○要求基準

要求基準【5】 I R整備法に基づく区域整備計画の認定前に行うべき手続として、過年度に実施済みであるため。

要求基準【6】 I R整備法に基づく区域整備計画の認定前に行うべき手続として、過年度に実施済みであるため。

要求基準【12】施設共用事業を計画しておらず、施設供用事業者が存在しないため。

要求基準【16】 I R施設の営業の開始前であることから、カジノ事業の収益を活用した取組は想定されないため。

○評価基準

評価基準【12】 I R開業（2030 年秋頃予定）まで一定の期間を有するところ、宿泊施設の運営面（運営体制の構築、サービス提供、従業員の確保・育成等）に係る取組は、開業準備段階（開業の概ね 3 年前から開業まで）に近づいた時期又は開業準備段階以降に実施することを見込んでいるため。

評価基準【24】 I R施設の営業の開始前であることから、カジノ事業の収益を活用した取組は想定されないため。

要求基準 1

要求基準 1 1～5号施設に関する政令要件への適合

【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）

① I R事業の工程

- ・ 令和5年度においては、次のとおり、認定区域整備計画に記載した各 I R施設の計画内容に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議及び工事計画調整等を実施した。また、環境影響評価手続について、令和5年10月に準備書を提出し、評価書の作成等を開始した。
- ・ I R事業用地の液状化対策について、大阪府・市との間で協議・調整しながら、専門家意見等も踏まえて I R区域における液状化対策の詳細内容（工法・範囲等）について検討を行い、同年9月に大阪市から概算負担額（液状化対策工事の設計・施工内容等を含む。）の認定を得た上で、同年12月に液状化対策工事に着手した。（詳細は、認定条件4参照）
- ・ 令和5年度末（2023年度末）時点において、次に記載する実施事項等を完了又は進行中の状態とし、認定区域整備計画に記載した I R事業の工程に沿って事業を進捗させた。

<令和5年度（2023年度）の実施状況>

- ・ 令和5年（2023年）4月～
 - 各 I R施設の基本設計・調査
 - 環境影響評価手続（準備書の作成等）
 - 建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議
 - 関係者との工事計画調整 等
- ・ 令和5年（2023年）9月28日
 - 実施協定及び事業用定期借地権設定契約の締結
- ・ 令和5年（2023年）9月～
 - 各 I R施設の詳細設計・調査（地盤沈下対策に係る詳細検討を含む。）
 - 環境影響評価手続（準備書の作成・提出（10月）、評価書の作成等）
 - 建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議
 - 関係者との工事計画調整 等
- ・ 令和5年（2023年）12月4日
 - 液状化対策工事の着手

※令和5年度末（2023年度末）までに、上記に記載した実施事項を完了又は進行中の状態とした。

②～⑥各 I R施設の種類、機能、規模等

- ・ 上記①に同じ。

【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】

- ・ I R事業の工程については、2030年秋頃の開業をめざし、まずは、令和6年（2024年）夏頃の準備工事の着手、令和7年（2025年）春頃の建設工事の着手に向けた各種取組が、認定区域整備計画に記載した I R事業の工程に沿って、着実に進められている。
- ・ I Rは新たな法制度に基づく国内初の事業であり、大規模な施設群の設計・建設や各種調整は複雑かつ多岐に渡るものでもあるところ、I R事業者は、大阪府・市、中核株主、協力企業等と十分に連携・協力することで、着実に設計、行政協議、工事計画調整等を進めており、I R事業の工程の進捗に大きく寄与している。
- ・ 各 I R施設の詳細内容等については、今後の詳細設計・施設整備において具体化していくこととなるが、基本的には認定区域整備計画に記載した各 I R施設の計画内容に沿って、設計等が実施されている。なお、設計の進捗等に伴い、一部規模・諸室配置等の見直し（政令要件の適合に影響するものではない。）を検討している施設については、今後の詳細設計において引き続き協議・調整が必要である。

【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）

○液状化対策（詳細は、認定条件4参照）

- ・ I R事業用地の液状化対策について、I R事業者との間で協議・調整しながら、専門家からの助言等を踏まえて I R区域における液状化対策の詳細内容（工法・範囲等）について検討を行い、令和5年9月に検討結果をとりまとめ、同年9月に概算負担額（液状化対策工事の設計・施工内容等を含む。）を認定した。
- ・ また、I R事業者において同年12月に液状化対策工事に着手して以降、当該工事が適切に履行されているか等について継続的に確認を行った。

【翌年度以降の方向性】

- ・ I R事業の工程については、引き続き、2030年秋頃の開業をめざし、認定区域整備計画に記載した工程に沿って各種取組を進めていく。
- ・ 令和6年度（2024年度）においては、各 I R施設の詳細設計、環境影響評価手続、各種許認可等の取得に向けた行政協議・手続、工事調整等を実施し、夏頃より準備工事に着手する。
- ・ 各 I R施設の詳細内容等については、認定区域整備計画に記載した各 I R施設の計画内容に沿って、行政協議等も踏まえながら、今後の詳細設計・施設整備において具体化していく。

【参考資料（別添資料がある場合）】

- ・ 夢洲等まちづくり事業調整会議 (<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000478281.html>)
- ・ 環境影響評価手続の実施状況 (<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000564236.html>)
- ・ 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等 実施協定書（令和5年9月28日締結、大阪府・大阪 I R株式会社）
- ・ 事業用定期借地権設定契約 公正証書（令和5年9月28日作成）（令和5年11月6日提出書類参照）
- ・ I R予定区域等における液状化対策に関する専門家会議 (<https://www.pref.osaka.lg.jp/o080020/irs-suishin/senmonkakaigi/index.html>)
- ・ I R区域における液状化対策に関する検討結果（令和5年9月 大阪府・大阪市 I R推進局、大阪港湾局）(<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/11250/kentokekka.pdf>)
- ・ I R事業用地の液状化対策工事について（2023年12月 大阪府・市）(https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/34651/20231204_irkoji.pdf)

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

1～5号施設について、政令要件に適合する形で設計等が進捗していることを確認した。

要求基準 2

要求基準 2 カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計 【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ① I R施設の床面積の合計 ・カジノ施設について、I R関係法令等で定めるカジノ施設の構造及び設備の技術上の基準等を踏まえながら、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準 1 参照） ②カジノ施設の種類、機能 ・上記①に同じ。 ③カジノ施設の数、規模 ・上記①に同じ。
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・カジノ施設の詳細内容等については、行政協議等も踏まえながら今後の詳細設計・施設整備において具体化していくこととなるが、カジノ施設の数が増え、かつ、ゲーミング区域の床面積の合計が、I R整備法施行令第 6 条に規定する面積を超えない範囲で、着実に設計等が進められている。
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【翌年度以降の方向性】 ・カジノ施設の詳細内容等については、I R関係法令等で定めるカジノ施設の構造及び設備の技術上の基準等を遵守した上で、行政協議等も踏まえながら、今後の詳細設計・施設整備において具体化していく。
【参考資料（別添資料がある場合）】 —

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 カジノ施設の数が増え、かつ、ゲーミング区域の床面積の合計が、I R整備法施行令第 6 条に規定する面積を超えないものとなっていることを確認した。

要求基準 3

要求基準 3 I R 区域の一体的な管理 【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ① I R 区域が、一団の土地の区域として、I R 事業者により一体的に管理されるものであることを証する事項 ・ 令和 5 年 9 月 28 日付けで、I R 区域内の全ての土地について、土地所有権を有する大阪市との間で、認定区域整備計画（要求基準 4 ①-1）に記載の賃料及び賃貸借期間を内容とする借地借家法第 23 条第 1 項に定める事業用定期借地権設定契約を締結（公正証書作成）した。 ・ I R 区域として整備する土地の区域は、道路法上の道路を跨いでいるが、道路の上空に来訪者が徒歩及び自転車で快適に行き来できる十分な幅員の立体横断施設について、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準 1 参照）
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・ 立体横断施設の詳細内容等については、行政協議等も踏まえながら今後の詳細設計・施設整備において具体化していくこととなるが、I R 区域が I R 施設を設置する一団の土地の区域として I R 事業者により一体的に管理されるものとして、着実に設計等が進められている。
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ・ I R 区域内の全ての土地について、令和 5 年 9 月 28 日付けで、土地所有権を有する大阪市と I R 事業者との間で、認定区域整備計画（要求基準 4 ①-1）に記載の賃料及び賃貸借期間を内容とする借地借家法第 23 条第 1 項に定める事業用定期借地権設定契約を締結（公正証書作成）した。
【翌年度以降の方向性】 ・ 大阪府・市及び I R 事業者は連携・協力し、令和 6 年夏頃を予定している大阪市から I R 事業者への土地引渡し（土地使用権原の取得）に向け、必要な手続等を進める。 ・ 立体横断施設の詳細内容等については、I R 区域全体の土地利用上並びに I R 施設間の回遊性や機能上の一体性及び連続性、また、来訪者が徒歩及び自転車で快適に行き来できる十分な幅員の確保を図りながら、行政協議等を進めるとともに、今後の詳細設計・施設整備において具体化していく。
【参考資料（別添資料がある場合）】 ・ 事業用定期借地権設定契約 公正証書（令和 5 年 9 月 28 日作成）（令和 5 年 11 月 6 日提出書類参照）

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 I R 区域が、一の I R 施設を設置する一団の土地の区域として、I R 施設の敷地と同一の単一の区画となっており、I R 事業者が一体的に管理することとなっていることを確認した。
--

要求基準 4

要求基準 4 I R施設を確実に設置できる根拠（I R区域の土地の権原や、資金調達の見込み等）についての妥当性
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ① I R区域の土地に関する所有権の取得等の方法及び予定時期 ・ I R区域内の全ての土地について、令和5年9月28日付けで、土地所有権を有する大阪市との間で、認定区域整備計画（要求基準4①-1）に記載の賃料及び賃貸借期間を内容とする借地借家法第23条第1項に定める事業用定期借地権設定契約を締結（公正証書作成）した。 ② 収支計画及び資金計画（I R事業を行うために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を含む。） ○ 中核株主による出資 ・ 中核株主である合同会社日本MGMリゾート及びオリックス株式会社は、令和5年度においては、大阪 I R株式会社に対して累積 241.65 億円の出資を行い、実施協定及び事業用定期借地権設定契約に基づく大阪府・市への差入保証金、設計費用等、本事業の実施に必要な資金需要に適切に対応した。 ○ 金融機関からの借入 ・ 令和6年3月29日付けで、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行をはじめとする融資団との間で、総額 5,300 億円のシニアローン及び開発期間にかかる総額 969 億円の消費税ローンに関する契約を締結した。 ○ 少数株主との株式引受契約の締結 ・ 令和6年3月末までに、関西の地元企業を中心とする少数株主 22 社との間で、総額 1,270 億円の株式引受契約を締結した。
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・ 多数の融資金融機関及び少数株主からの複雑かつ極めて大規模な資金調達となるところ、関係者の着実な取組により融資契約及び株式引受契約の締結に至ったものであり、中核株主による出資を含め、着実に資金調達及び投資が進められている。
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ・ I R区域内の全ての土地について、令和5年9月28日付けで、土地所有権を有する大阪市と I R事業者との間で、認定区域整備計画（要求基準4①-1）に記載の賃料及び賃貸借期間を内容とする借地借家法第23条第1項に定める事業用定期借地権設定契約を締結（公正証書作成）した。
【翌年度以降の方向性】 ・ 大阪府・市及び I R事業者は連携・協力し、令和6年夏頃を予定している大阪市から I R事業者への土地引渡し（土地使用権原の取得）に向け、必要な手続等を進める。 ・ 初期投資に必要な資金需要については、認定区域整備計画に記載した資金調達計画に沿って、中核株主及び株式引受契約を締結した少数株主からの出資金並びに融資契約を締結した金融機関からの借入金により、引き続き適切に対応していく。
【参考資料（別添資料がある場合）】 ・ 事業用定期借地権設定契約 公正証書（令和5年9月28日作成）（令和5年11月6日提出書類参照） ・ 財務報告書（第1期、大阪 I R株式会社）（令和6年6月26日提出書類参照） ・ 金銭消費貸借契約書（2024年3月29日）（令和6年4月19日提出書類参照） ・ 株式引受契約書（少数株主）（令和6年4月19日提出書類参照） ・ 着工時の設置運営事業者の出資一覧（令和6年4月19日提出書類参照）

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

I R区域の土地の使用について、その権原をI R事業者が取得する見込みが明らかであること及び、金融機関との融資契約締結等により資金調達の見込みが明らかであることを確認した。

要求基準 5

要求基準 5 公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 —
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【翌年度以降の方向性】 —
【参考資料（別添資料がある場合）】 —

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 —（区域整備計画認定時に民間事業者の公募及び選定が公平かつ公正に行われたものであることを確認した。）

要求基準 6

要求基準 6 地域における合意形成の手続 【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 —
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【翌年度以降の方向性】 —
【参考資料（別添資料がある場合）】 —

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 —（区域整備計画認定時に公聴会の開催及びパブコメの実施、議会議決を得ていることを確認した。）
--

要求基準 7

要求基準 7 I R事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ① I R事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組 ○コンプライアンス確保のための取組 ・ I R事業の実施に係る収賄等の不正行為の防止並びに公正性及び透明性を確保することの重要性を十分に理解し、これに適切に対応した定款、反社会的勢力排除のための行動指針、業務プロセスに係る内部統制資料等を作成した。 ○コンプライアンス推進体制の構築 ◆監査人監査 ・ 監査人 1 名を設置し、監査人は、代表取締役 2 名と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下の方法で監査を実施した。 ➢ 監査人は代表取締役から経営方針、事業のリスク、重要な契約の検討状況、内部統制の整備状況等の報告を受け、必要に応じて説明を要請 ➢ 決裁書類を閲覧し、SPCの事務所等において設置運営事業等若しくは当該認定設置運営事業者等の財産の状況を調査 ➢ 監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を要請 ◆内部監査 ・ 代表取締役 2 名が主要業務につき内部統制の整備状況及び運用状況を相互に確認し、監査人監査及び会計監査が連携して有効に行われるよう、内部統制の整備状況及び運用状況は監査人に直接報告がされ、監査法人とも意見交換を実施した。 ○情報セキュリティ・マネジメント・システム ・ 電子帳簿保存法に対応するため、電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程を策定した。
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・ 認定区域整備計画に記載した基本的な考え方に沿って取組を推進しており、令和 5 年度においては、監査人監査及び内部監査が適切に実施されている。
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【翌年度以降の方向性】 ・ 認定区域整備計画に記載した基本的な考え方に則り、コンプライアンス計画を策定及び推進するとともに、カジノ事業の免許を得るまでに進める準備の段階から、必要となるコンプライアンス推進体制の構築を適切に図っていく。
【参考資料（別添資料がある場合）】 —

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 認定区域整備計画に沿って、I R事業者によるコンプライアンス確保のための取組及び当該取組の実施のために必要な体制の構築が適切に行われていくことを確認した。
--

要求基準 8

要求基準 8 I R事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会的勢力の排除
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ① I R事業者の名称等 ・ 名称：大阪 I R株式会社 ・ 住所：大阪府大阪市 ・ 代表者の氏名：エドワード・パウワーズ、高橋 豊典 ② I R事業者の役員 ・ I R事業者の役員は、令和 5 年度においては、エドワード・パウワーズ代表取締役及び高橋豊典代表取締役の 2 名の体制である。 ③ I R事業者の役員等から反社会的勢力を排除するための措置 ・ 認定区域整備計画に記載した基本方針を遵守するとともに、令和 5 年度においては、反社会的勢力排除のための行動指針を作成し、これに沿って I R事業を実施した。 ・ I R事業の各種業務に係る契約の締結に際しては、行動指針に規定する委託先選定プロセスに基づき、中核株主における信用調査等の実施において、契約相手方の暴力団員等の該当性を確認した。 ・ 新たに追加した少数株主（役員を含む。）について、反社会的勢力に該当しないこと等を約した誓約書を提出させるとともに、行動指針に規定する委託先選定プロセスに基づき、中核株主における信用調査等の実施並びに大阪府・市を通じた大阪府警察への照会の実施により、暴力団員等の該当性を確認した。 ・ 令和 6 年夏頃を予定している I R準備工事の着手など、I R事業の本格的な進捗及び大規模な投資実行に向けて、I R事業から反社会的勢力を排除するための、体制及び取組のありかた等について検討を進めた。 ④ I R事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者 — ⑤ I R事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の株式及び出資金額 —
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・ I R事業の実施に当たっては、I R事業者は、I R関係法令等の遵守はもとより、カジノ免許を申請・取得していない段階においても、カジノ免許の申請・取得後に適用される規定等も踏まえ、各種契約の相手方から反社会的勢力を排除するための十分な措置等を行うことが求められるところ、令和 6 年夏頃を予定している I R準備工事の着手に向けて、I R事業者、中核株主、工事請負業者等が中心となって、大阪府・市及び大阪府警察とも連携し、反社会的勢力を排除するための更なる取組等を実施していく必要がある。 ・ 大阪府・市及び大阪府警察としても、引き続き、I R事業からの反社会的勢力の排除に連携・協力して取り組むとともに、十分かつ適切な措置等が図られるよう I R事業者に対して必要な指導・助言を行っていく。
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ③ I R事業者の役員等から反社会的勢力を排除するための措置 ・ 新たに追加した少数株主（役員を含む。）や I R事業の各種業務に係る一定の契約相手方（法人である場合は、当該法人の役員を含む。）について、大阪府警察への照会の実施により暴力団員等の該当性を確認した。 ・ 大阪府・市は、大阪府警察と連携・協力し、令和 6 年夏頃を予定している I R準備工事の着手など、I R事業の本格的な進捗及び大規模な投資実行に向け、I R事業から反社会的勢力を排除するための実効性のある体制及び取組が図られるよう I R事業者に対して指導・助言等を行った。

【翌年度以降の方向性】

- ・認定区域整備計画に定めた基本方針に則り、ＩＲ事業者において行動指針・各種行為準則等の作成を進めるとともに、ＩＲ施設の建設工事請負や物品の調達等の契約締結に際しての確認を実施し、反社会的勢力の排除を徹底する。

【参考資料（別添資料がある場合）】

—

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

反社会的勢力の排除のため、「反社会的勢力排除のための行動指針」の作成や、中核株主における信用調査の実施や大阪府・市を通じた大阪府警への照会の実施、少数株主に対する誓約書の提出など、反社会的勢力の排除に取り組んでいることを確認した。

要求基準 9

要求基準 9 審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと
【認定設置運営事業者等が実施した取組】 （必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ・区域整備計画の認定に係る審査委員会の委員に対して、現在まで不正な働きかけを行っていない。
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 —
【認定都道府県等が実施した取組】 （必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ・区域整備計画の認定に係る審査委員会の委員に対して、現在まで不正な働きかけを行っていない。
【翌年度以降の方向性】 ・「区域整備計画の認定審査等に関する基本的事項」（令和3年7月20日付け国土交通省観光庁）を遵守し、区域整備計画の認定に係る審査委員会の委員に対して、今後も不正な働きかけを行わない。
【参考資料（別添資料がある場合）】 —

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行っていないことを確認した。

要求基準 10

要求基準 10 I R区域と国内外の主要都市との交通の利便性
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ① I R区域を整備しようとする区域の所在地 — ② I R施設の所在地 — ③ I R区域を整備しようとする区域と国内外の主要都市との交通の利便性に関する事項 ・バスターミナル、駐車場及びフェリーターミナル（夢洲北側護岸に整備する係留施設を含む。）について、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準 1 参照） ・バスターミナルの設計を進めるに当たっては、バスターミナルのレイアウト等について、関西交通事業者等と協議を実施した。
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・バスターミナル、駐車場及びフェリーターミナル（夢洲北側護岸に整備する係留施設を含む。）の詳細内容等については、行政協議等も踏まえながら今後の詳細設計・施設整備において具体化していくこととなるが、I R区域を整備しようとする区域と国内外の主要都市との交通の利便性向上に向け、着実に設計等が進捗している。
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ③ I R区域を整備しようとする区域と国内外の主要都市との交通の利便性に関する事項 ・夢洲へのアクセス強化等を図るため、大阪市において、次の取組を推進した。 ➢ 大阪メトロ中央線の延伸及び大阪 I R直結の新駅整備（令和 7 年 1 月末開業予定）〔(株)大阪港トランスポートシステム、Osaka Metro〕 ➢ 夢舞大橋の 6 車線化（令和 4 年 8 月完成済） ➢ 此花大橋の 6 車線化（令和 4 年 10 月完成済） ➢ 舞洲東交差点の立体交差化（令和 6 年度完成予定） ➢ 舞洲幹線道路の 6 車線化（令和 4 年 7 月完成済） ➢ 夢洲幹線道路の 6 車線化（令和 6 年度完成予定） ➢ （仮称）夢洲北高架橋の整備（令和 6 年度完成予定） ➢ （仮称）夢洲南高架橋の整備（令和 6 年度完成予定） ➢ 観光外周道路の整備（令和 6 年度完成予定） ➢ 夢洲北側護岸の係留施設等の整備（令和 6 年度完成予定） ・鉄道ネットワークの拡充を図るため、大阪市において、次の取組を推進した。 ➢ なにわ筋線の整備（令和 13 年春開業予定）〔関西高速鉄道(株)〕 ※大阪府・市による実施事業ではないが、建設費に対する出資金や補助金の支援をするなど、整備推進に向け連携・協力して取り組んだ。 ・高速道路ネットワークの拡充を図るため、大阪市において、次の取組を推進した。 ➢ 淀川左岸線（2 期）の整備（令和 14 年度完成予定）〔阪神高速道路(株)〕 ➢ 淀川左岸線延伸部の整備〔国土交通省、阪神高速道路(株)、西日本高速道路(株)〕 ※大阪府・市による実施事業ではないが、事業者と各管理者や所管部局との協議などにおける連絡調整など、整備推進に向け連携・協力して取り組んだ。 ※〔 〕内は、大阪市以外の実施主体を示す。

【翌年度以降の方向性】

＜ＩＲ事業者＞

- ・バスターミナル、駐車場及びフェリーターミナル（夢洲北側護岸に整備する係留施設を含む。）について、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、行政協議等も踏まえながら着実に詳細設計・施設整備を進めていく。

＜大阪市＞

- ・夢洲へのアクセス強化等を図るため、大阪市において、引き続き次の取組を推進する。
 - 大阪メトロ中央線の延伸及び大阪ＩＲ直結の新駅整備（令和７年１月末開業予定）〔(株)大阪港トランスポートシステム、Osaka Metro〕
 - 舞洲東交差点の立体交差化（令和６年度完成予定）
 - 夢洲幹線道路の６車線化（令和６年度完成予定）
 - （仮称）夢洲北高架橋の整備（令和６年度完成予定）
 - （仮称）夢洲南高架橋の整備（令和６年度完成予定）
 - 観光外周道路の整備（令和６年度完成予定）
 - 夢洲北側護岸の係留施設等の整備（令和６年度完成予定）
 - ・鉄道ネットワークの拡充を図るため、大阪市において、引き続き次の取組を推進する。
 - なにわ筋線の整備（令和１３年春開業予定）〔関西高速鉄道(株)〕※大阪府・市による実施事業ではないが、引き続き、整備推進に向け連携・協力して取り組む。
 - ・高速道路ネットワークの拡充を図るため、大阪市において、引き続き次の取組を推進する。
 - 淀川左岸線（２期）の整備（令和１４年度完成予定）〔阪神高速道路(株)〕
 - 淀川左岸線延伸部の整備〔国土交通省、阪神高速道路(株)、西日本高速道路(株)〕※大阪府・市による実施事業ではないが、引き続き、整備推進に向け連携・協力して取り組む。
- ※〔 〕内は、大阪市以外の実施主体を示す。

【参考資料（別添資料がある場合）】

- ・夢洲等まちづくり事業調整会議（第１１回資料１「夢洲関連部会及びワーキングにおけるＲ５年度の取り組みについて」）(<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000478281.html>)

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

ＩＲ区域と国内外の主要都市との交通網の利便性向上のための取組が行われていることを確認した。

要求基準 11

要求基準 11 カジノ事業の収益が I R 事業に活用されることにより、I R 事業が一の事業者により一体的かつ継続的に行われること
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ① I R 事業の概要（一の設置運営事業者による設置運営事業の一体的かつ継続的な実施の確保に関する事項を含む。） ○ I R 事業の一体性の確保 ・令和 3 年 12 月に I R 事業の実施を目的とする株式会社（商号：大阪 I R 株式会社、本店所在地：大阪府大阪市）を設立し、令和 5 年度においては、中核株主との間でデベロップメントマネジメント（開発管理）に係る契約、設計会社との間で I R 施設の設計に係る委託契約を締結する等、経営の一体性を損なわない範囲で、業務における効率性の確保や専門性の活用の観点から必要に応じて外部委託等を活用しながら、I R 施設の設計・環境影響評価手続・行政協議その他必要となる業務を実施した。 ○ I R 事業の継続的な実施の確保 ◆長期事業期間の設定 ・令和 5 年 9 月 28 日付けで、大阪府・市との間で、事業期間を区域認定日から 35 年後の応当日の前日まで（事業期間が延長された場合は当該延長期間の終了日まで）とする実施協定、立地協定及び事業用定期借地権設定契約を締結した。 ◆適切な事業実施体制の構築 ・I R 事業者内の体制は、令和 5 年度においては、代表取締役 2 名及び監査人 1 名の計 3 名の体制であるが、代表取締役が相互に牽制し、また、監査人は、代表取締役と意思疎通を図る等、適切な経営体制及び業務管理体制のもと、指揮命令系統、意思決定体制及び責任の所在が明確で、事業戦略を効果的かつ効率的に実行できる組織体制を構築した。 ・中核株主との間でデベロップメントマネジメント（開発管理）に係る契約、設計会社との間で I R 施設の設計に係る委託契約を締結する等、I R 事業等を円滑かつ確実に実施する上で十分な実績・ノウハウ・運営能力を備えるとともに、適切な連携・協力及び責任分担のもと、効果的かつ効率的で、総合力のある事業実施体制を構築した。 ・連絡会議、業務報告会等の定期的な協議・調整の場や緊急連絡体制を整備し、大阪府・市その他関係者との連絡・調整を行うための体制（夜間・災害等緊急時を含む。）を構築した。 ・反社会的勢力排除のための行動指針を作成し、行動指針に規定する委託先選定プロセスに基づき、I R 事業の各種業務に係る契約相手方が十分な社会的信用を有する者であること等を確認する等、カジノ事業の免許を得るまでに進める準備の段階から、I R 整備法第 41 条に基づく免許の基準、同法第 97 条に基づく契約の認可の基準、同法第 116 条に基づく従業者の確認の基準等を踏まえ、その役員、株主等、従業員、契約の相手方等からの反社会的勢力の排除をはじめとする廉潔性の確保に取り組んだ。（詳細は、要求基準 8 参照） ◆株式譲渡制限 ・令和 5 年 9 月 28 日付けで、I R 事業者の株式の譲渡等が行われる際には、大阪府による事前承諾を必要とする旨を規定した実施協定を締結した。 ・令和 4 年度に、中核株主である合同会社日本 MGM リゾーツ及びオリックスの間で、I R 事業者の株式について開業後一定期間を経過するまでは第三者に対する株式譲渡を原則行わない旨を規定した株主間契約を締結した。 ・令和 5 年度に、各少数株主との間で、I R 事業者の株式を第三者に譲渡する場合は I R 事業者の事前の承諾を要する旨を規定した株主間契約を締結した。 ◆金融機関からの長期融資 ・令和 6 年 3 月 29 日付けで、株式会社三菱 UFJ 銀行、株式会社三井住友銀行をはじめとする融資団との間で、総額 5,300 億円のシニアローン及び開発期間にかかる総額 969 億円の消費税ローンに関する契約を締結した。 ◆株主及び協力会社からの支援体制の構築 ・合同会社日本 MGM リゾーツとオリックス株式会社との間でデベロップメントマネジメント（開発管理）に係る契約、設計会社との間で I R 施設の設計に係る委託契約を締結する等、株主及び協力会社からの支援体制を構築した。
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・必要となる設計等業務を実施する上で、専門性が確保された適切な事業実施体制や株主及び協力会社からの支援体制が構築されているほか、長期事業期間及び株式譲渡制限を規定した実施協定等が締結される等、I R 事業が I R 事業者により一体的かつ継続的に行われるために必要な措置が適切に図られた。 ・I R 事業の実施に当たっては、I R 事業者は、I R 関係法令等の遵守はもとより、カジノ免許を申請・取得していない段階においても、カジノ免許の申請・取得後に適用される規定等も踏まえ、各種契約の相手方から反社会的勢力を排除するための十分な措置等を行うことが求められるところ、令和 6 年夏頃を予定している I R 準備工事の着手に向けて、I R 事業者、中核株主、工事請負業者等が中心となって、大阪府・市及び大阪府警察とも連携し、反社会的勢力を排除するための更なる取組等を実施していく必要がある。 ・大阪府・市及び大阪府警察としても、引き続き、I R 事業からの反社会的勢力の排除に連携・協力して取り組むとともに、十分かつ適切な措置等が図られるよう I R 事業者に対して必要

な指導・助言を行っていく。
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） 令和6年3月29日付けで、融資金融機関との間で、融資金融機関によるIR事業者の資産に対する担保権の設定及び融資金融機関の担保実行による株主の交代その他一定の事項について、直接協定を締結した。
【翌年度以降の方向性】 IR事業の進捗や業務内容に応じて、必要となる事業実施体制等を適切に構築しながら、IR事業の一体的かつ継続的な実施を確保していく。
【参考資料（別添資料がある場合）】 - 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等 実施協定書（令和5年9月28日締結、大阪府・大阪IR株式会社）（要求基準1参照） - 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の立地及び整備に関する協定（令和5年9月28日締結、大阪府・大阪市・大阪IR株式会社）（令和5年11月6日提出書類参照） - 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の立地及び整備に係る土地使用等に関する協定（令和5年9月28日締結、大阪府・大阪市・大阪IR株式会社）（令和5年11月6日提出書類参照） - 事業用定期借地権設定契約公正証書（令和5年9月28日作成）（令和5年11月6日提出書類参照） - 財務報告書（第1期、大阪IR株式会社）（令和6年6月26日提出書類参照） - 金銭消費貸借契約書（2024年3月29日）（令和6年4月19日提出書類参照） - 株式引受契約書（少数株主）（令和6年4月19日提出書類参照）

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 認定後の取組において、引き続きIR事業が一のIR事業者により一体的かつ継続的に行われることを確認した。
--

要求基準 12

要求基準 12 設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携 【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 —
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【翌年度以降の方向性】 —
【参考資料（別添資料がある場合）】 —

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 —（該当なし）

要求基準 13

要求基準 13 I R事業者が会社法に規定する会社であること、I R事業の専業 【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ① 附帯事業に関する事項 ○ I R区域北側護岸における係留施設等の整備・運営 ・ I R区域（夢洲）への海上アクセスを実現し、大阪 I R への来訪者の利便性を向上するため、I R 区域北側の護岸（海域）に整備する係留施設（I R 区域北側の臨港緑地において整備する海上アクセスのためのサポート施設（給油施設・シェルター等）を含む。）について、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準 1 参照） ○ 夢洲 1 区（グリーンテラスゾーン）における太陽光発電事業 ・ 夢洲 1 区（グリーンテラスゾーン）における太陽光発電事業の実施に向けた検討に着手した。 ② I R 事業者が会社法に規定する会社であって、専ら設置運営事業を行うものであることを証する事項 ・ 令和 3 年 12 月に I R 事業の実施を目的とする会社法に規定する株式会社（商号：大阪 I R 株式会社、本店所在地：大阪府大阪市）として設立した I R 事業者は、令和 5 年度においては、I R 施設（附帯事業として認定区域整備計画に記載した係留施設を含む。）の設計・環境影響評価手続・行政協議その他必要となる業務を実施した。 【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・ I R 事業者は、専ら I R 事業を行うことを目的とする会社法に規定する株式会社として、当該目的の範囲で、適切に I R 事業及び附帯事業を実施している。 ・ 附帯事業の詳細内容は今後具体化していくこととなるが、I R 区域北側護岸における係留施設等について、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に設計等が進捗している。 【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） — 【翌年度以降の方向性】 ・ I R 区域北側護岸における係留施設等の詳細内容等については、行政協議等も踏まえながら、今後の詳細設計・施設整備において具体化するとともに、その他の項目についても認定区域整備計画に沿って引き続き検討を進めていく。 【参考資料（別添資料がある場合）】 —
--

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 I R 事業者が会社法に規定する会社であり、附帯事業についても認定区域整備計画に沿って適切に取り組まれていくことを確認した。

要求基準 14

要求基準 14 I R事業者による I R施設の所有 【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ① I R施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期 ・令和 7 年（2025 年）春頃を予定している I R建設工事に係る建設会社との間での建設工事請負契約の締結及び当該工事の着手に向け、認定区域整備計画に記載した各 I R施設の計画内容に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許可等の取得に向けた行政協議及び工事計画調整等を実施した。また、環境影響評価手続について、令和 5 年 10 月に準備書を提出し、評価書の作成等を開始した。（詳細は、要求基準 1 参照）
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・令和 7 年（2025 年）春頃の I R建設工事に係る建設会社との間での建設工事請負契約の締結及び当該工事の着手に向け、認定区域整備計画に記載した I R事業の工程に沿って、設計・環境影響評価手続・行政協議その他必要となる業務が着実に進められている。
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【翌年度以降の方向性】 ・今後、建設会社との間で建設工事請負契約を行うことにより I R施設の建設を行い、I R施設の完成後に建設会社より I R施設の引渡しを受け、自らを所有者とする所有権保存登記を行い、全ての I R施設の所有権を保有する。
【参考資料（別添資料がある場合）】 —

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 認定区域整備計画に沿って、I R事業者が I R施設を全て所有することになるよう、手続き等を進めていることを確認した。
--

要求基準 15

要求基準 15 I R事業者が、カジノ事業に伴う有害な影響の排除を行うための措置を適切に実施すること
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ① I R事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置 ○ギャンブル等依存症対策 ・カジノ施設について、I R関係法令等で定めるカジノ施設の構造及び設備の技術上の基準等を踏まえながら、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準 1 参照） ・I R事業者における今後の取組方針や進め方等について、外部有識者や中核株主の知見等も踏まえ検討を開始した。 ・令和 5 年 4 月の区域整備計画の認定を踏まえ、令和 5 年度においては、「ギャンブル等依存症対策委員会」を構成する外部有識者との間で、本委員会を継続的に運営していくことについて合意した。 ・大阪府・市との連携協力体制の構築に向け、大阪府・市との間で、大阪府が策定した「第 2 期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」やギャンブル等依存症対策のあり方について意見交換を行うとともに、カジノ施設の設計内容について協議・調整を行った。 ○治安・地域風俗環境対策 ・I R施設について、総合防災センターを備えるほか、防犯上の観点も踏まえながら、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準 1 参照） ・大阪府・市との連携協力体制の構築に向け、防犯上の観点も踏まえた I R施設の設計内容や治安・地域風俗環境対策のあり方について意見交換や協議・調整を行うとともに、I R事業者における今後の取組方針や進め方等について検討を開始した。 ②国や都道府県等が実施する施策への I R事業者による協力事項 ・上記①に同じ。
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・ギャンブル等依存症対策については、引き続き、大阪府・市及び関係者と連携・協力し、大阪府・市が実施する取組内容や調査結果等に対する十分な理解の下、これらも踏まえながら、I R開業に向けた適時に対策内容を具現化していくことが重要である。 ・治安・地域風俗環境対策については、防犯上の観点も踏まえながら、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って各 I R施設の設計等が進められているが、引き続き、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関と協力しながら、I R開業に向けた事業の進捗に合わせて、対策内容を具体化していくことが重要である。
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ○ギャンブル等依存症対策 ・大阪府・市が実施する施策を推進する上での連携協力体制の構築に向け、I R事業者との間で、大阪府が策定した「第 2 期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」やギャンブル等依存症対策のあり方について意見交換を行うとともに、カジノ施設の設計内容について協議・調整を行った。 ○治安・地域風俗環境対策 ・大阪府・市が実施する施策を推進する上での連携協力体制の構築に向け、I R事業者との間で、防犯上の観点も踏まえた I R施設の設計内容や治安・地域風俗環境対策のあり方について、意見交換や協議・調整を行った。
【翌年度以降の方向性】 ○ギャンブル等依存症対策 ・カジノ施設の詳細内容等については、I R関係法令等で定めるカジノ施設の構造及び設備の技術上の基準等を遵守した上で、行政協議等も踏まえながら、今後の詳細設計・施設整備において具体化していく。 ・ギャンブル等依存症対策については、外部有識者で構成する「ギャンブル等依存症対策委員会」から継続的な助言・提言を受けながら、大阪府・市が実施する取組内容や調査結果等も踏まえて、大阪府・市及び関係者とも連携・協力し、I R開業に向けた事業の進捗に合わせて、認定区域整備計画に沿って対策内容を具現化していく。

○治安・地域風俗環境対策

- ・防犯上の観点も踏まえた各 I R 施設の詳細内容等については、認定区域整備計画に記載した各 I R 施設の計画内容に沿って、行政協議等も踏まえながら、今後の詳細設計・施設整備において具体化していく。
- ・治安・地域風俗環境対策については、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関と協力し、I R 開業に向けた事業の進捗に合わせて、認定区域整備計画に沿って対策内容を具現化していく。

【参考資料（別添資料がある場合）】

—

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

I R 事業者が大阪府・市との連携を含め、有害影響排除の措置を適切に実施していくことを確認した。

要求基準 16

要求基準 16 カジノ事業収益を活用した、IR事業の内容の向上、自治体施策への協力、及び収支計画、資金計画との整合性
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 —
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【翌年度以降の方向性】 —
【参考資料（別添資料がある場合）】 —

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 —（カジノ事業収益の活用において、認定区域整備計画に変更がないことを確認した。）

要求基準 17

要求基準 17 認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途
【認定設置運営事業者等が実施した取組】 （必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 —
【認定都道府県等が実施した取組】 （必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ・認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金を活用して実施することとしている、I R区域の整備の推進並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置について、これら施策及び措置がI R開業後において円滑かつ効果的に推進されるよう、令和5年度においては、夢洲まちづくり関連インフラ等の整備（詳細は要求基準 10、評価基準 15・16 参照）及びギャンブル等依存症対策の充実・強化（詳細は要求基準 19、評価基準 25 参照）を先行的な取組として実施した。
【翌年度以降の方向性】 ・認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金を活用して実施することとしている、I R区域の整備の推進並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置について、これら施策及び措置がI R開業後において円滑かつ効果的に推進されるよう、I R開業前においても、引き続き、先行的に必要な施策及び措置を着実に進めていく。
【参考資料（別添資料がある場合）】 —

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 入場料納入金・納付金の活用施策が適切に計画・実施される予定であることや、先行的な取組も行われていることを確認した。
--

要求基準 18

要求基準 18 I R区域の整備による経済的社会的効果及び効果の根拠
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） 【1】評価基準 17（観光への効果） ① M I C E の開催件数及び伸び率 - 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国内外における観光・M I C E 需要等の回復状況について把握・確認を行い、認定区域整備計画における推計の前提となる市場環境の予測に変更がないこと及び各種需要推計の見直しが必要となるような事象が生じていないことを確認した。 - M I C E 施設について、認定区域整備計画に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準 1 参照） ② 国内外からの I R 区域への来訪者数（その増加人数・伸び率を含む。） - 上記①に同じ。 - 各 I R 施設について、認定区域整備計画に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議及び工事計画調整等を実施した。（詳細は要求基準 1 参照） ③ 送客施設の機能による他地域への観光客数 - 上記①に同じ。 - 送客施設について、認定区域整備計画に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準 1 参照） ④ 各事項に関する推計方法 - 上記①に同じ。 - I R 全体のマーケティング戦略、及び M I C E 事業のマーケティング戦略を推進する為の、I R 事業者の組織体制及び人員採用計画に関する検討を開始した。 - 外国人を含む観光客のマーケティング、送客サービス等に知見を有する観光事業者と共に、送客施設機能の最大化施策に関する検討を開始した。 - 外国人来訪客の集客に実績を有する観光事業者やコンテンツ事業者等との意見交換や、国内外の特徴ある集客コンテンツの視察等により、外国人来訪客の集客に向けた情報収集・知見蓄積を行った。 【2】評価基準 18 地域経済への効果 ① I R 施設に対する投資の金額の見込み（I R 施設を構成する各施設に対する投資の金額の見込み額を含む。） - 初期投資額約 12,689 億円に対して、令和 6 年 3 月末時点で、中核株主より累計 241.65 億円の出資を完了し、金融機関との間で 5,300 億円のシニアローンの融資契約、少数株主（22 社）との間で計 1,270 億円の株式引受契約を締結した。 ② I R 区域への来訪者による旅行消費額の見込み（その増加額・伸び率を含む。） - 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国内外における観光・M I C E 需要等の回復状況について把握・確認を行い、認定区域整備計画における推計の前提となる市場環境の予測に変更がないこと及び各種需要推計の見直しが必要となるような事象が生じていないことを確認した。 ③ I R 施設において雇用する従業員の数の見込み — ④ その他の区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果 - 上記①②に同じ。

⑤ 経済波及効果等を最大化し、設定した見込みを達成するための具体的な取組の内容

- ・イノベーション促進施設（関西イノベーション・ラボ）を備えたMICE施設について、認定区域整備計画に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準1参照）
- ・地元中小企業・スタートアップ企業等とリレーションを有する金融機関との間で、今後の協業取組に関する協議を開始した。
- ・外国人来訪客の集客に実績を有する観光事業者やコンテンツ事業者等との意見交換や、国内外の特徴ある集客コンテンツの視察等により、外国人来訪客の集客に向けた情報収集・知見蓄積を図った。

【3】評価基準19（2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献）

① IR区域を来訪する訪日外国人旅行者数

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国内外における観光・MICE需要等の回復状況について把握・確認を行い、認定区域整備計画における推計の前提となる市場環境の予測に変更がないこと及び各種需要推計の見直しが必要となるような事象が生じていないことを確認した。

② IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額の想定及び推計集計方法

- ・上記①に同じ。
- ・MGMが有する富裕層向けのホスピタリティサービスの知見を基に、MGM大阪ヴィラをはじめとする大阪IRの富裕層向けの施設の設計を進めた。
- ・外国人来訪客の集客に実績を有する観光事業者やコンテンツ事業者等との意見交換や、国内外の特徴ある集客コンテンツの視察等により、外国人来訪客の集客に向けた情報収集・知見蓄積を行った。

【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】

- ・事業の進捗に合わせて、今後の運営計画の具体化プロセスにおいては、アフターコロナにおけるMICE需要動向、競合市場、顧客ニーズ等の更なる把握・分析を進め、オールインワンMICEの強みを活かした新たな需要の取り込みを含め、需要推計の更なる精緻化に取り組むほか、設定した見込みを達成するための具体的な取組を進めることが重要である。

【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）

—

【翌年度以降の方向性】

- ・事業の進捗に合わせて、引き続き、前提とした市場環境の予測に変更がないか等を確認するとともに、MICE誘致活動やマーケティング・プロモーション活動等を具体化しながら、具体的な取組内容及び最新の市場環境等を踏まえて推計に用いる各種データ等の精緻化を図る。また、認定区域整備計画に沿って、経済波及効果等を最大化するための取組や推計値の実現に向けた取組を着実に実施する。

【参考資料（別添資料がある場合）】

- ・財務報告書（第1期、大阪IR株式会社）（令和6年6月26日提出書類参照）
- ・金銭消費貸借契約書（2024年3月29日）（令和6年4月19日提出書類参照）
- ・株式引受契約書（少数株主）（令和6年4月19日提出書類参照）
- ・着工時の設置運営事業者の出資一覧（令和6年4月19日提出書類参照）

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

I R区域整備による経済的社会的効果及びその効果を見込む根拠が明らかにされていること、認定後に認定区域整備計画における推計の前提となる市場環境の予測に変更がないこと等を確認した。

要求基準 19

要求基準 19 都道府県等が、都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携し、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うとともに、ギャンブル等依存症対策基本法の規定に基づくギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、これに基づく取組が適切に実施されること				
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —				
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 —				
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ①カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置 ・ギャンブル等依存症への対策については、令和5年3月に、「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、府域における取組を進めた。 ・計画においては7つの基本方針に基づく9つの重点施策ごとに個別目標を設定し、その進捗状況について、有識者で構成された大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議の意見を聴取したうえで知事をトップとした大阪府ギャンブル等依存症対策本部会議において評価を行い、実効性のある対策になるように、総合的かつ計画的に取り組んだ。 ・令和5年度における指標項目、令和5年度目標値及び実績値については下記のとおりである。				
基本方針	重点施策	個別目標	R5 年度目標値	R5 年度見込値
普及啓発の強化	若年層を対象とした予防啓発の強化	高等学校等における予防啓発授業等の実施率	50% ※下半期分	100%
		教員向け研修会の参加者数	100 名	257 名
	依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進	依存症総合ポータルサイトのアクセス数	10,000 件 ※下半期分	約 11,000 件
		府民セミナー・シンポジウムの参加者数	2,000 名以上	約 1,950 名
相談支援体制の強化	依存症の本人及びその家族等への相談支援体制の充実	相談拠点及び「依存症ほっとライン（SNS 相談）」の相談数	3,245 件以上	約 4,600 件
治療体制の強化	治療可能な医療機関の拡充と治療体制の構築	ギャンブル等依存症を診ることができる精神科医療機関数	26 機関以上	29 機関
切れ目のない回復支援体制の強化	関係機関等との協働による切れ目のない支援の推進	相談拠点の相談者数に占める自助グループ・民間団体等への紹介率	26%以上	54%
	自助グループ・民間団体等の活動の充実	補助金・基金を利用したギャンブル等依存症の本人及びその家族等の支援にあたる自助グループ・民間団体数	5 団体以上	6 団体
		相談拠点が実施する研修・普及啓発事業に占める、自助グループ・民間団体等と連携して取り組んだ事業の割合	34%以上	52%
大阪独自の支援体制の推進	予防から相談、治療及び回復支援体制の推進	ワンストップ支援を提供できる機能を整備	機能検討会議 1 回以上	2 回
調査・分析の推進	ギャンブル等依存症に関する調査・分析の推進	ギャンブル等依存症に関する実態調査の実施回数	1 回	1 回
人材の養成	相談支援等を担う人材の養成	関係機関職員専門研修により養成した相談員数	500 人以上	約 670 人
※令和5年度は実施時期が下半期となるため半数。なお、令和5年度実績見込値は、令和5年度大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部（令和6年3月28日開催）参考資料1から引用。 ・令和5年度における主な個別の取組については、次のとおり実施した。 ➢ 学校教員が授業において活用できる高校生向け依存症予防啓発ツールを作成 ➢ 依存症に関する各種情報が一元的に集約された「おおさか依存症総合ポータルサイト」を開設				

- セルフチェックやギャンブル等行動の把握等に活用できる、ギャンブル等依存症相談支援アプリ「DaySee」について、相談拠点、医療機関、市町村等に幅広く周知
- 啓発月間において、シンポジウムを開催したほか、啓発動画を作成し、SNSを活用したターゲティング広告や関係各所でのデジタルサイネージ放映等により普及啓発を実施
- SNS相談「大阪依存症ほっとライン」を実施するとともに、お困り事に応じて必要な情報提供等を行う「AI チャットボットシステム」を構築
- 弁護士による借金専門相談を実施するとともに、相談窓口を周知
- 医療機関向けの簡易介入マニュアルを作成し、その活用・普及に向けた医療機関対象の研修を実施
- 「(仮称)大阪依存症センター」の機能についての検討を実施。
- ギャンブル等依存症に関する実態を把握するための府民を対象とした調査を実施（ギャンブル等依存が疑われる人等の割合：3.9%【95%信頼区間：3.4-4.4】）

【翌年度以降の方向性】

- ・引き続き、「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき取組を推進し、毎年度の進捗状況について評価を行いながら、実効性のある対策となるよう総合的かつ計画的に取り組んでいく。
- ・IR開業（2030年秋頃予定）までの警察署等の設置、警察職員の増員に向け、予算措置を含めて適切に取り組んでいく。

【参考資料（別添資料がある場合）】

- ・第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画（令和5年3月 大阪府）(<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/3844/2hontai.pdf>)
- ・大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議 開催状況(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/chikikansen/gambleto/suishinkaigi.html>)
- ・大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部 開催状況(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/chikikansen/gambleto/honbu.html>)
- ・令和5年度実施大阪府民の「健康と生活に関する調査」報告書(https://www.pref.osaka.lg.jp/o100220/kokoronokenko/osakaaddiction/23_g_research.html)
- ・令和5年度大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部（令和6年3月28日開催）参考資料1「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づくR5施策の実施状況評価（p5～15）(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/chikikansen/gambleto/honbu.html>)

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

大阪府・市が、認定区域整備計画に沿って、有害影響排除の措置を適切に実施していくことを確認した。

評価基準 1

評価基準 1 コンセプトが明確で優れていること
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ① I R施設の名称及び所在地 — ② I R事業の名称 — ③ I R区域の位置及び規模等 — ④ 区域整備計画の意義及び目標 ・認定区域整備計画に記載した意義及び目標に沿って、各 I R施設について基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議及び工事計画調整等を実施する等、認定区域整備計画等に記載した I R事業の工程に沿って事業を進捗させた。（詳細は要求基準 1 参照） ⑤ I R区域全体のコンセプト ・認定区域整備計画に記載したコンセプトに沿って、各 I R施設について基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議及び工事計画調整等を実施する等、認定区域整備計画等に記載した I R事業の工程に沿って事業を進捗させた。（詳細は要求基準 1 参照） ⑥ I R事業の概要 ○ I R事業の工程等 ・令和 5 年度においては、次のとおり、認定区域整備計画に記載した各 I R施設の計画内容に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議及び工事計画調整等を実施した。また、環境影響評価手続について、令和 5 年 10 月に準備書を提出し、評価書の作成等を開始した。（詳細は要求基準 1 参照） ・ I R事業用地の液状化対策について、大阪府・市との間で協議・調整しながら、専門家意見等も踏まえて I R区域における液状化対策の詳細内容（工法・範囲等）について検討を行い、令和 5 年 9 月に大阪市から概算負担額（液状化対策工事の設計・施工内容等を含む。）の認定を得た上で、同年 12 月に液状化対策工事に着手した。（詳細は、認定条件 4 参照） ・令和 5 年度末（2023 年度末）時点において、次に記載する実施事項等を完了又は進行中の状態とし、認定区域整備計画等に記載した I R事業の工程に沿って事業を進捗させた。 <令和 5 年度（2023 年度）の実施状況> ・令和 5 年（2023 年）4 月～ ➢ 各 I R施設の基本設計・調査 ➢ 環境影響評価手続（準備書の作成等） ➢ 建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議 ➢ 関係者との工事計画調整 等 ・令和 5 年（2023 年）9 月 28 日 ➢ 実施協定及び事業用定期借地権設定契約の締結 ・令和 5 年（2023 年）9 月～ ➢ 各 I R施設の詳細設計・調査（地盤沈下対策に係る詳細検討を含む。） ➢ 環境影響評価手続（準備書の作成・提出（10 月）、評価書の作成等）

- 建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議
- 関係者との工事計画調整 等
- ・令和5年（2023年）12月4日
- 液状化対策工事の着手

※令和5年度末（2023年度末）までに、上記に記載した実施事項を完了又は進行中の状態とした。

○ I R事業実現に向けた主な課題

- ・大阪府・市と公民連携しながら、新型コロナウイルス感染症の影響、国の詳細制度設計、夢洲特有の課題等の解決に向け次のような取組を行った。

＜令和5年度に実施した主な取組＞

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国内外における観光・MICE需要等の回復状況について把握・確認を行い、認定区域整備計画における推計の前提となる市場環境の予測に変更がないこと及び各種需要推計の見直しが必要となるような事象が生じていないことを確認するとともに、中核株主の財務状態に深刻な財務状態の悪化が生じていないことを確認した。
- 令和5年度税制改正において、租税特別措置法並びに同法施行令及び施行規則によって、I R事業に関連する所得税及び消費税の税務上の取扱いが定められたことを確認した。
- I R区域内の地盤沈下計測を継続的に実施し、沈下傾向に大きな変化が生じていないことを確認するとともに、沈下解析等を踏まえて地盤沈下対策（排土バランス及び杭基礎）の詳細内容を検討し、建物構造計画に反映しながら設計等を進めた。（詳細は認定条件4参照）
- 大阪府・市との間で協議・調整しながら、専門家意見等も踏まえてI R区域における液状化対策の詳細内容（工法・範囲等）について検討を行い、令和5年9月に大阪市から概算負担額（液状化対策工事の設計・施工内容等を含む。）の認定を得た上で、同年12月に液状化対策工事に着手した。（詳細は認定条件4参照）

【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】

- ・認定区域整備計画に記載した意義・目標及びコンセプトに沿って、設計その他の事業の進捗が図られている。
- ・I R事業の工程については、2030年秋頃の開業をめざし、まずは、令和6年（2024年）夏頃の準備工事の着手、令和7年（2025年）春頃の建設工事の着手に向けた各種取組が、認定区域整備計画に記載したI R事業の工程に沿って、着実に進められている。
- ・I Rは新たな法制度に基づく国内初の事業であり、大規模な施設群の設計・建設や各種調整は複雑かつ多岐に渡るものでもあるところ、I R事業者は、大阪府・市、中核株主、協力企業等と十分に連携・協力することで、着実に設計、行政協議、工事計画調整等を進めており、I R事業の工程の進捗に大きく寄与している。
- ・I R事業実現に向けた課題についても、大阪府・市と連携しながら、解決に向けた各種取組が着実に進められている。

【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）

- ・I R事業者と公民連携しながら、I R事業実現に向けた各種課題の解決に取り組み、大阪市においては、I R区域以外も含む夢洲内の継続的な沈下計測を実施した。また、大阪府・市は、専門家からの助言等を踏まえてI R区域における液状化対策の詳細内容（工法・範囲等）について検討を行い、令和5年9月に検討結果をとりまとめ、同年9月に概算負担額（液状化対策工事の設計・施工内容等を含む。）を認定し、I R事業者において同年12月に液状化対策工事に着手して以降、当該工事が適切に履行されているか等について継続的に確認を行った。（詳細は認定条件4参照）

【翌年度以降の方向性】

- ・I R事業の工程については、引き続き、2030年秋頃の開業をめざし、認定区域整備計画に記載した工程に沿って各種取組を進めていく。
- ・令和6年度（2024年度）においては、各I R施設の詳細設計、環境影響評価手続、各種許認可等の取得に向けた行政協議・手続、工事調整等を実施し、夏頃より準備工事に着手する。
- ・各I R施設の詳細内容等については、認定区域整備計画に記載した各I R施設の計画内容に沿って、行政協議等も踏まえながら、今後の詳細設計・施設整備において具体化していく。

【参考資料（別添資料がある場合）】

- ・夢洲等まちづくり事業調整会議 (<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000478281.html>)

- ・環境影響評価手続の実施状況 (<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000564236.html>)
- ・大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等 実施協定書（令和5年9月28日締結、大阪府・大阪IR株式会社）（要求基準1参照）
- ・事業用定期借地権設定契約 公正証書（令和5年9月28日作成）（令和5年11月6日提出書類参照）
- ・MGM リゾーツ・インターナショナルの Annual Report（2023年度） (https://s22.q4cdn.com/513010314/files/doc_financials/2023/ar/2023-annual-report-2.pdf)
- ・有価証券報告書（第61期）（オリックス株式会社） (https://www.orix.co.jp/grp/pdf/company/ir/library/securities_report/2024_4QJ.pdf)
- ・令和5年度大阪港内地盤解析及び沈下観測業務委託概要報告書（令和6年3月）（認定条件4参照）
- ・IR予定区域等における液状化対策に関する専門家会議 (<https://www.pref.osaka.lg.jp/o080020/irs-suishin/senmonkakaigi/index.html>)
- ・IR区域における液状化対策に関する検討結果（令和5年9月 大阪府・大阪市IR推進局、大阪港湾局） (<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/11250/kentokekka.pdf>)
- ・IR事業用地の液状化対策工事について（2023年12月 大阪府・市） (https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/34651/20231204_irkoji.pdf)

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

計画の行程通り、設計に着手していることを確認した。審査結果報告書において、「日本らしさもコンセプトに盛り込まれていることが期待されるところであり、今後のコンセプトの磨き上げを期待」としており、今後、各IR施設の詳細内容等を具体化していく中で、対応を期待する。

評価基準 2

評価基準 2 建築物のデザインが地域の新たな象徴となりうるものであること	
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）	
① I R区域内の建築物の外観及び内装	・大阪 I Rのコンセプトである「結びの水都」を空間全体で具現化するなど、認定区域整備計画に記載した建築物の外観、内装等の方針に沿って、各 I R施設について基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議及び工事計画調整等を実施した。（詳細は要求基準 1 参照）
② I R区域内の建築物の配置	・認定区域整備計画に記載したゾーニングや建築物の配置計画に沿って、各 I R施設について基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議及び工事計画調整等を実施した。（詳細は要求基準 1 参照）
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】	
・認定区域整備計画に記載した外観・内装等の方針やゾーニング及び建築物の配置計画に沿って、各 I R施設の設計進捗が着実に図られている。	
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）	
—	
【翌年度以降の方向性】	
・認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、行政協議等も踏まえながら詳細設計・施設整備を進め、大阪 I Rのコンセプトである「結びの水都」を空間全体で具現化していく。	
【参考資料（別添資料がある場合）】	
—	

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 I R区域内の建設物の設計作業に着手していることを確認した。他方、実施状況報告では設計の着手の確認に留まり、デザインの具体の検討内容等についての言及は見受けられず、今後、審査委員会の意見を十分汲み取ったものとなるよう適切に設計・建設が進められていくことを求める。

評価基準 3

評価基準 3 これまでにないスケールを持つこと	
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）	
① I R 区域の面積	—
② I R 施設の床面積	・認定区域整備計画に記載した各 I R 施設の計画内容に沿って、各 I R 施設について基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議及び工事計画調整等を実施した。また、環境影響評価手続について、令和 5 年 10 月に準備書を提出し、評価書の作成等を開始した。（詳細は要求基準 1 参照）
③ その他スケールに関する事項	・上記②に同じ。
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】	
・各 I R 施設の詳細内容等については、今後の詳細設計・施設整備において具体化していくこととなるが、基本的には認定区域整備計画に記載した各 I R 施設の計画内容に沿って、設計等が進められている。なお、設計の進捗等に伴い、一部規模・諸室配置等の見直し（政令要件の適合に影響するものではない。）を検討している施設については、今後の詳細設計において引き続き協議・調整が必要である。	
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）	
—	
【翌年度以降の方向性】	
・認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、行政協議等も踏まえながら着実に詳細設計・施設整備を進め、日本最大級のオールインワン型の M I C E 施設、大阪・関西・日本の魅力を強みに発信する魅力増進施設、バスターミナル及びフェリーターミナルを含む送客施設、総客室数約 2,500 室を有する宿泊施設等から成る統合型リゾートを具現化していく。	
【参考資料（別添資料がある場合）】	
—	

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 日本を代表する観光施設にふさわしい十分なスケールを有している施設規模で設計に着手していることを確認した。
--

評価基準 4

評価基準 4 ユニバーサルデザイン等の観点から世界の最先端であること	
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）	
①ユニバーサルデザイン、多文化共生	・認定区域整備計画に記載するユニバーサルデザイン・多文化共生の考え方を踏まえ、来訪者属性にかかわらず、誰もが利用しやすく快適に時間を過ごすことができる施設となるよう配慮しながら、各 I R 施設について基本設計を経て詳細設計に着手した。
②スマートなまちづくり（環境負荷低減等）	・延床面積が 2,000 m ² 以上の全ての建築物について、「大阪市建築物総合環境評価制度（CASBEE 大阪みらい）」に基づく建築物の環境性能効率（BEE）のサステナビリティランキング A 以上の取得を与件として、各 I R 施設について基本設計を経て詳細設計に着手した。 ・エネルギーセンターについては、省エネルギーを促進する観点から、エネルギーの一元管理やエネルギー利用の最適化について検討を行った。また、各 I R 施設の設計に当たっては、高効率照明器具や低 NOx の空調熱源機器の採用、一部施設における太陽光発電設備の導入等、温室効果ガスの発生抑制などの環境負荷低減に配慮した設計を実施した。
③フェアトレード等	—
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】	
・ユニバーサルデザイン・多文化共生・環境負荷低減等の詳細内容等については、今後の詳細設計・施設整備や開業準備・運営時において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に設計等が進捗している。	
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）	
—	
【翌年度以降の方向性】	
・認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、行政協議等も踏まえながら着実に詳細設計・施設整備を進めていく。	
【参考資料（別添資料がある場合）】	
—	

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 ユニバーサルデザイン等に配慮しつつ設計・整備を進める意向を確認した。引き続き、国内外における先進事例や I R に期待される取組等がまとめられた観光庁作成の報告書を踏まえた設計・整備等を求める。

評価基準 5

評価基準 5 MICEビジネスの国際競争力の向上に十分なスケールを持つこと	
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）	
①国際会議場施設の規模の考え方	- 認定区域整備計画に記載した国際会議場施設及び展示等施設の計画内容に沿って、国際会議場施設として 6,000 人以上を収容可能な最大会議室及びそれと同等規模の中小会議室群、20,000 m²以上の規模の展示等施設を有し、施設の国際競争力の確保に必要な仕様を備えたオールインワンMICEとして、MICE施設について基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準 1 参照） - MICE施設の設計に知見を有する設計会社に加え、PCO等との協議を進め、定期的にヒアリングを行い、市場動向を取り入れながら、MICE誘致における国際競争力、及び催事運営の柔軟性・効率性を踏まえた設計を実施した。
②国際会議場施設の床面積及び収容人員	上記①に同じ。
③展示等施設の規模の考え方	上記①に同じ。
④展示等施設の収容人員及び床面積	上記①に同じ。
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】	
国際会議場施設及び展示等施設の詳細内容等については、今後の詳細設計・施設整備において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に設計等が進捗している。	
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）	
—	
【翌年度以降の方向性】	
認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、行政協議等も踏まえながら着実に詳細設計・施設整備を進めていく。	
【参考資料（別添資料がある場合）】	
—	

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 MICE施設全体として国際的な会議を誘致・開催する上で所要の施設規模で設計に着手していることを確認した。今後、MICE誘致強化等についてしっかり取り組むことを求める。
--

評価基準 6

評価基準 6 重要な国際会議等に対応できる、優れたクオリティを持つこと
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ①国際会議場施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 ・認定区域整備計画に記載した国際会議場施設及び展示等施設の計画内容に沿って、国際会議場施設として 6,000 人以上を収容可能な最大会議室及びそれと同等規模の中小会議室群、20,000 m²以上の規模の展示等施設を有し、施設の国際競争力の確保に必要な仕様を備えたオールインワンMICEとして、MICE施設について基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準 1 参照） ・MICE施設の設計に知見を有する設計会社に加え、PCO等との協議を進め、定期的にヒアリングを行い、市場動向を取り入れながら、MICE誘致における国際競争力、及び催事運営の柔軟性・効率性を踏まえた設計を実施した。 ②展示等施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 ・上記①に同じ。
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・国際会議場施設及び展示等施設の詳細内容等については、今後の詳細設計・施設整備において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に設計等が進捗している。
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【翌年度以降の方向性】 ・認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、行政協議等も踏まえながら着実に詳細設計・施設整備を進めていく。
【参考資料（別添資料がある場合）】 —

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 MICE施設の設計に知見を有する設計会社や PCO へのヒアリング等の取組を確認した。内装や機能、高水準サービス等をどのように具現化するかについては今後検討されることを期待する。
--

評価基準 7

評価基準 7 MICEのターゲットが明確で、誘致等に必要な体制及びノウハウを備えていること	
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ①国際会議場施設及び展示等施設の設置及び運営の方針 ・認定区域整備計画に記載した国際会議場施設及び展示等施設の設置運営方針や誘致見込み等を踏まえながら、MICE施設について基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準 1 参照） ・MGMにおいては、ポストコロナのマーケットにおいて、大型のMICE誘致・開催を本格的に再開し、F-1、Super Bowl、グラミー賞授賞式などの著名なイベントを通じてMICE市場における国際的なプレゼンスを発揮した。また、大阪IRの国際会議場施設・展示等施設の設計と並行して、MICE誘致・創出のパートナーである旅行代理店、PCO等と協議を行い、施設運営体制を見据えたリレーションの維持・構築を実施した。 ②国際会議場施設及び展示等施設の業務の実施体制及び実施方法 —	
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・国際会議場施設及び展示等施設の詳細内容や業務の実施体制等については、今後の詳細設計・施設整備や開業準備・運営時において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に設計等が進捗している。	
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ・令和5年3月に、「大阪MICE誘致戦略」を策定して大阪が強みを有する分野の重点分野への位置付けや誘致ターゲットを示し、大阪府・市及び大阪観光局を中心に、MICE誘致に向けた取組を進めた。（評価基準 16 再掲）	
【翌年度以降の方向性】 <IR事業者> ・認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、行政協議等も踏まえながら着実に詳細設計・施設整備を進めていく。 <大阪府・市> ・引き続き「大阪MICE誘致戦略」に基づき、関係機関の連携を強化しながら、MICE誘致に向けた取組を着実に進めていく。	
【参考資料（別添資料がある場合）】 ・大阪MICE誘致戦略（2023年3月）（https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/35708/osaka_mice_strategy.pdf）	

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 施設運営体制を見据えたリレーションの維持・構築等の取組を確認した。
--

評価基準 8

評価基準 8 日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信するとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ①魅力増進施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 ・認定区域整備計画に記載した魅力増進施設（ガーデンシアター、三道体験スタジオ、ジャパン・フードパビリオン、関西ジャパンハウス、及び関西アート&カルチャーミュージアム）の計画内容に沿って、魅力増進施設について基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準 1 参照） ・各魅力増進施設の設計を進めるに当たっては、各施設の動線計画、設備仕様の設定等において、MGMの持つノウハウを反映させると共に、必要に応じて、各施設の運営やバックヤード設備に関しての知見を有する専門コンサルタント等と協議を実施した。 ②魅力増進施設の業務の実施体制及び実施方法 —	
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・魅力増進施設の詳細内容や業務の実施体制等については、今後の詳細設計・施設整備や開業準備・運営時において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に設計等が進捗している。	
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —	
【翌年度以降の方向性】 ・認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、行政協議等も踏まえながら着実に詳細設計・施設整備を進めていく。	
【参考資料（別添資料がある場合）】 —	

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 各施設の運営等に関し知見を有する専門コンサルへのヒアリングの実施等の取組を確認した。外国の I R と差別化をするために「日本らしさ」を打ち出していくためには、魅力増進施設の機能が重要であり、今後、コンテンツの充実が図られていくことを期待する。

評価基準 9

評価基準 9 各地の観光魅力を伝えるショーケース機能や、旅行サービスの手配を一元的に行うコンシェルジュ機能を十分に果たすとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ①送客施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 ・認定区域整備計画に記載した送客施設（関西ツーリズムセンター、バスターミナル及びフェリーターミナル）の計画内容に沿って、送客施設について基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準 1 参照） ・関西ツーリズムセンターの設計を進めるに当たっては、交通・観光情報を提供するショーケース機能と来訪者のニーズに対応したコンシェルジュ機能を備える観点から、施設レイアウト、動線計画等について、他の観光案内所や観光PR施設の事例を参考に検討を行った。 ・バスターミナルの設計を進めるに当たっては、バスターミナルのレイアウト等について、関西交通事業者等と協議を実施した。 ②送客施設の業務の実施体制及び実施方法 —
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・送客施設の詳細内容や業務の実施体制等については、今後の詳細設計・施設整備や開業準備・運営時において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に設計等が進捗している。
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【翌年度以降の方向性】 ・認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、行政協議等も踏まえながら着実に詳細設計・施設整備を進めていく。
【参考資料（別添資料がある場合）】 —

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 送客施設のレイアウトについて、関係事業者と協議を実施していること等を確認した。関西圏を中心とした送客とならないよう留意が必要であり、日本広域への送客施設の拡充に努めること等を求める。
--

評価基準 10

評価基準 10 客室の広さ・構成・設備が国際競争力を有していること	
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）	
①宿泊施設の種類、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針	・認定区域整備計画に記載した宿泊施設（MGM大阪、MGM大阪ヴィラ、MUSUBIホテル）の計画内容に沿って、宿泊施設について基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準1参照） ・宿泊施設の設計に当たっては、来訪者の多様なニーズに対応する観点から、機能性や安全性に配慮した複数タイプの客室設計、MGMが持つVIPサービスのノウハウを踏まえたゾーニング、動線計画等の施設設計を行った。
②宿泊施設の機能	・上記①に同じ。
③宿泊施設の規模	・上記①に同じ。
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】	
・宿泊施設の詳細内容等については、今後の詳細設計・施設整備において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に設計等が進捗している。	
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）	
—	
【翌年度以降の方向性】	
・認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、行政協議等も踏まえながら着実に詳細設計・施設整備を進めていく。	
【参考資料（別添資料がある場合）】	
—	

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 政令要件（約10万㎡）を上回る規模の総客室面積で設計に着手していることを確認した。他方、審査結果報告書では、「設計段階においては、日本・関西の文化の取り入れ、ラグジュアリーさ、動線等を含むVIP対応など、多くの訪日外国人を呼び込めるような訴求力の高いものとなるような十分な具現化や工夫が必要」と指摘をしているが、具体的な対応は確認できず、今後対応が必要である。

評価基準 11

評価基準 11 レストランなどの飲食サービス等が優れていること	
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）	
①宿泊施設の飲食サービス	・認定区域整備計画に記載した宿泊施設の飲食施設やその他附帯サービスの計画内容、運営方針等を踏まえて、宿泊施設について基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準 1 参照） ・飲食施設やその他附帯サービスの施設の設計に当たっては、来訪者の飲食ニーズへの対応や滞在促進の観点から、ゾーニング、動線計画等について知見を有する設計会社等と協議を実施した。
②宿泊施設のその他附帯サービス	・上記①に同じ。
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】	
・宿泊施設の飲食サービスやその他附帯サービスの詳細内容等については、今後の詳細設計・施設整備や開業準備・運営時において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に設計等が進捗している。	
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）	
—	
【翌年度以降の方向性】	
・認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、行政協議等も踏まえながら着実に詳細設計・施設整備を進めていく。	
【参考資料（別添資料がある場合）】	
—	

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 ハラル・ベジタリアン・ビーガンといった食のジャンルや食物アレルギーへの対応、多くの訪日外国人を呼び込めるような訴求力の高い内容となるような具現化や工夫等、今後検討されることを期待する。

評価基準 12

評価基準 12 事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 —
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【翌年度以降の方向性】 —
【参考資料（別添資料がある場合）】 —

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 —

評価基準 13

評価基準 13 コンテンツ等が国際競争力と高いクオリティを有し、幅広い人々が楽しめることとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ①その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 ・認定区域整備計画に記載した来訪及び滞在寄与施設（エンターテイメント施設、飲食施設、物販施設、その他施設）の計画内容に沿って、来訪及び滞在寄与施設について基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準 1 参照） ・エンターテイメント施設、飲食施設、物販施設、その他施設の設計に当たっては、各施設の動線計画、設備仕様の設定等において、MGMの持つノウハウを反映させると共に、必要に応じて、各施設の運営やバックヤード機能等に関しての知見を有する専門コンサルタント等と協議を実施した。 ②その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の業務の実施体制及び実施方法 —	
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・来訪及び滞在寄与施設の詳細内容や業務の実施体制等については、今後の詳細設計・施設整備や開業準備・運営時において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に設計等が進捗している。	
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —	
【翌年度以降の方向性】 ・認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、行政協議等も踏まえながら着実に詳細設計・施設整備を進めていく。	
【参考資料（別添資料がある場合）】 —	

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 各施設の運営等に関し知見を有する専門コンサルへのヒアリングの実施などの取組を確認した。今後、計画の磨き上げや、営業の持続可能性を高められるよう、コンテンツのラインナップ・定期的な組替えの具体化等を行うことが重要である。
--

評価基準 14

評価基準 14 I R全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスがとれていること	
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）	
①カジノ施設の種類、機能、配置、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針	・ カジノ施設について、入退場管理、カジノ施設の監視・警備、依存症対策等が適切に実施できるよう、I R関係法令等で定めるカジノ施設の構造及び設備の技術上の基準等に従って、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準 1 参照）
②カジノ施設の数、規模	・ 上記①に同じ。
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】	
・ カジノ施設の詳細内容や業務の実施体制等については、行政協議等も踏まえながら、今後の詳細設計・施設整備や開業準備・運営時において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に設計等が進捗している。	
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）	
—	
【翌年度以降の方向性】	
・ I R関係法令等で定めるカジノ施設の構造及び設備の技術上の基準等に従うとともに、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、行政協議等も踏まえながら着実に詳細設計・施設整備を進めていく。	
【参考資料（別添資料がある場合）】	
—	

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】
カジノ施設について、設計作業に着手していることを確認した。他方、実施状況報告では設計の着手の確認に留まり、デザインの具体の検討内容等についての言及は見受けられず、今後、審査委員会の意見を十分汲み取ったものとなるよう適切に設計・建設が進められていくことを求める。

評価基準 15

評価基準 15 国内外の主要都市との交通の利便性に優れていること
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ①国際アクセス — ②国内アクセス — ③域内アクセス ・バスターミナル、駐車場及びフェリーターミナル（夢洲北側護岸に整備する係留施設を含む。）について、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準 1 参照） ・バスターミナルの設計を進めるに当たっては、バスターミナルのレイアウト等について、関西交通事業者等と協議を実施した。
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・バスターミナル、駐車場及びフェリーターミナル（夢洲北側護岸に整備する係留施設を含む。）の詳細内容等については、行政協議等も踏まえながら今後の詳細設計・施設整備において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に設計等が進捗している。
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ③域内アクセス ・夢洲へのアクセス強化等を図るため、大阪市において、次の取組を推進した。 ➢ 大阪メトロ中央線の延伸及び大阪 I R 直結の新駅整備（令和 7 年 1 月末開業予定）〔(株)大阪港トランスポートシステム、Osaka Metro〕 ➢ 夢舞大橋の 6 車線化（令和 4 年 8 月完成済） ➢ 此花大橋の 6 車線化（令和 4 年 10 月完成済） ➢ 舞洲東交差点の立体交差化（令和 6 年度完成予定） ➢ 舞洲幹線道路の 6 車線化（令和 4 年 7 月完成済） ➢ 夢洲幹線道路の 6 車線化（令和 6 年度完成予定） ➢ （仮称）夢洲北高架橋の整備（令和 6 年度完成予定） ➢ （仮称）夢洲南高架橋の整備（令和 6 年度完成予定） ➢ 観光外周道路の整備（令和 6 年度完成予定） ➢ 夢洲北側護岸の係留施設等の整備（令和 6 年度完成予定） ・鉄道ネットワークの拡充を図るため、大阪市において、次の取組を推進した。 ➢ なにわ筋線の整備（令和 13 年春開業予定）〔関西高速鉄道(株)〕 ※大阪府・市による実施事業ではないが、建設費に対する出資金や補助金の支援をするなど、整備推進に向け連携・協力して取り組んだ。 ・高速道路ネットワークの拡充を図るため、大阪市において、次の取組を推進した。 ➢ 淀川左岸線（2 期）の整備（令和 14 年度完成予定）〔阪神高速道路(株)〕 ➢ 淀川左岸線延伸部の整備〔国土交通省、阪神高速道路(株)、西日本高速道路(株)〕 ※大阪府・市による実施事業ではないが、事業者と各管理者や所管部局との協議などにおける連絡調整など、整備推進に向け連携・協力して取り組んだ。 ※〔 〕内は、大阪市以外の実施主体を示す。

【翌年度以降の方向性】

＜ＩＲ事業者＞

- ・バスターミナル、駐車場及びフェリーターミナル（夢洲北側護岸に整備する係留施設を含む。）について、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、行政協議等も踏まえながら着実に詳細設計・施設整備を進めていく。

＜大阪市＞

- ・夢洲へのアクセス強化等を図るため、大阪市において、引き続き次の取組を推進する。
 - 大阪メトロ中央線の延伸及び大阪ＩＲ直結の新駅整備（令和７年１月末開業予定）〔(株)大阪港トランスポートシステム、Osaka Metro〕
 - 舞洲東交差点の立体交差化（令和６年度完成予定）
 - 夢洲幹線道路の６車線化（令和６年度完成予定）
 - （仮称）夢洲北高架橋の整備（令和６年度完成予定）
 - （仮称）夢洲南高架橋の整備（令和６年度完成予定）
 - 観光外周道路の整備（令和６年度完成予定）
 - 夢洲北側護岸の係留施設等の整備（令和６年度完成予定）
 - ・鉄道ネットワークの拡充を図るため、大阪市において、引き続き次の取組を推進する。
 - なにわ筋線の整備（令和１３年春開業予定）〔関西高速鉄道(株)〕
 - ※大阪府・市による実施事業ではないが、引き続き、整備推進に向け連携・協力して取り組む。
 - ・高速道路ネットワークの拡充を図るため、大阪市において、引き続き次の取組を推進する。
 - 淀川左岸線（２期）の整備（令和１４年度完成予定）〔阪神高速道路(株)〕
 - 淀川左岸線延伸部の整備〔国土交通省、阪神高速道路(株)、西日本高速道路(株)〕
 - ※大阪府・市による実施事業ではないが、引き続き、整備推進に向け連携・協力して取り組む。
- ※〔 〕内は、大阪市以外の実施主体を示す。

【参考資料（別添資料がある場合）】

- ・夢洲等まちづくり事業調整会議（第１１回資料１「夢洲関連部会及びワーキングにおけるＲ５年度の取り組みについて」）(<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000478281.html>)

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

夢洲へのアクセス強化等を図るため交通インフラの整備が進められていることを確認した。交通事業者と連携した混雑対策について、今後検討を進めることが重要である。

評価基準 16

評価基準 16 交通アクセス改善やインフラ整備等の施策が効果的であること
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 —
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ① I R区域内の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善その他の I R区域の整備に伴い必要となる関連する施策など交通環境の改善 ○周辺地域の開発及び整備 ・大阪府・市は、夢洲まちづくり構想及び夢洲まちづくり基本方針に沿って、夢洲における国際観光拠点の形成に向けたまちづくりを進めている。 ・第 2 期区域においては、民間事業者の意向等を把握するため、令和 4 年 12 月からサウンディング型市場調査を開始し、その結果を令和 5 年 7 月に公表したところである。この市場調査では 11 団体から提案書の提出があり、全体計画、施設計画、開発スケジュールなどの項目について、様々な提案をいただき、提案事業者と対話を行いながら、具体的な募集条件等の検討を進めてきた。その後、令和 6 年 1 月には、「万博跡地（夢洲第 2 期）の開発事業者募集の方針について」において、当区域の開発事業者募集について、2 段階で実施していく方針を公表した。 ○交通環境の改善 ・夢洲地区への訪問者増加等に対応するための夢洲へのアクセス整備として、大阪市において、次の取組を推進した。 ◆鉄道アクセス ➢ なにわ筋線の整備（令和 13 年春開業予定）〔関西高速鉄道(株)〕 ※大阪府・市による実施事業ではないが、建設費に対する出資金や補助金の支援をするなど、整備推進に向け連携・協力して取り組んだ。 ➢ 大阪メトロ中央線の延伸及び大阪 I R直結の新駅整備（令和 7 年 1 月末開業予定）〔(株)大阪港トランスポートシステム、Osaka Metro〕 ◆道路アクセス ➢ 夢舞大橋の 6 車線化（令和 4 年 8 月完成済） ➢ 此花大橋の 6 車線化（令和 4 年 10 月完成済） ➢ 舞洲東交差点の立体交差化（令和 6 年度完成予定） ➢ 舞洲幹線道路の 6 車線化（令和 4 年 7 月完成済） ➢ 夢洲幹線道路の 6 車線化（令和 6 年度完成予定） ➢ （仮称）夢洲北高架橋の整備（令和 6 年度完成予定） ➢ （仮称）夢洲南高架橋の整備（令和 6 年度完成予定） ➢ 観光外周道路の整備（令和 6 年度完成予定） ➢ 淀川左岸線（2 期）の整備（令和 14 年度完成予定）〔阪神高速道路(株)〕 ➢ 淀川左岸線延伸部の整備〔国土交通省、阪神高速道路(株)、西日本高速道路(株)〕 ※大阪府・市による実施事業ではないが、事業者と各管理者や所管部局との協議などにおける連絡調整など、整備推進に向け連携・協力して取り組んだ。 ◆海上アクセス ➢ 夢洲北側護岸の係留施設等の整備（令和 6 年度完成予定） ※ [] 内は、大阪市以外の実施主体を示す。 ② M I C E誘致、観光振興、これらの実施のために必要な体制の整備その他の国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置（当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。） ・令和 5 年 3 月に、「大阪 M I C E誘致戦略」を策定して大阪が強みを有する分野の重点分野への位置付けや誘致ターゲットを示し、大阪府・市及び大阪観光局を中心に、M I C E誘致に

向けた取組を進めた。

- ・インバウンド促進に関しては、「大阪都市魅力創造戦略 2025」に基づき、国際都市大阪に相応しい新たな賑わいを創り出し、活力を高めていくための取組を進めているところであり、令和5年度には、DMOと連携し、大阪府・周辺地域における広域周遊モデルコースを開発・発信するとともに、国内・海外に向けたプロモーションに取り組んだ。

【翌年度以降の方向性】

＜ＩＲ事業者＞

- ・ＩＲ区域（夢洲）への海上アクセスを実現し、大阪ＩＲへの来訪者の利便性を向上するため、ＩＲ区域北側の護岸（海域）に整備する係留施設（ＩＲ区域北側の臨港緑地において整備する海上アクセスのためのサポート施設（給油施設・シェルター等）を含む。）について、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に詳細設計・施設整備を進めていく。
- ・関西国際空港等からの航空アクセスについて、対象となるVIP顧客のニーズを踏まえて、MGMの既存のＩＲ施設でのサービス事例も踏まえながら、舞洲ヘリポート等の既存アクセスポイントの活用可能性の検討を進める。

＜大阪府・市＞

○周辺地域の開発及び整備

- ・大阪府・市は、夢洲まちづくり構想及び夢洲まちづくり基本方針に沿って、引き続き、夢洲における国際観光拠点の形成に向けたまちづくりを進める。
- ・第2期区域においては、まず令和6年夏頃から1次募集となるマスタープラン案等の募集を開始する。次に、優秀な提案をもとに、年度末までに府市のマスタープランを策定し、万博開催までに、夢洲第2期区域のまちづくりの目指す姿を示していく。その後、府市のマスタープランを踏まえて、民間開発事業者を募集していく。
- ・大阪市は、2030年秋頃を予定しているＩＲ開業に合わせて、ＩＲ区域北側の臨港緑地の整備を行う。

○交通環境の改善に向け、大阪府において、引き続き次の取組を推進する。

◆鉄道アクセス

- なにわ筋線の整備（令和13年春開業予定）〔関西高速鉄道(株)〕
※大阪府・市による実施事業ではないが、引き続き、整備推進に向け連携・協力して取り組む。
- 大阪メトロ中央線の延伸及び大阪ＩＲ直結の新駅整備（令和7年1月末開業予定）〔(株)大阪港トランスポートシステム、Osaka Metro〕
- 新駅に接続する交通広場の整備（2030年秋頃を予定しているＩＲ開業までに供用予定）

◆道路アクセス

- 舞洲東交差点の立体交差化（令和6年度完成予定）
- 夢洲幹線道路の6車線化（令和6年度完成予定）
- （仮称）夢洲北高架橋の整備（令和6年度完成予定）
- （仮称）夢洲南高架橋の整備（令和6年度完成予定）
- 観光外周道路の整備（令和6年度完成予定）
- 淀川左岸線（2期）の整備（令和14年度完成予定）〔阪神高速道路(株)〕
- 淀川左岸線延伸部の整備〔国土交通省、阪神高速道路(株)、西日本高速道路(株)〕
※大阪府・市による実施事業ではないが、引き続き、整備推進に向け連携・協力して取り組む。

◆海上アクセス

- 夢洲北側護岸の係留施設等の整備（令和6年度完成予定）

※〔 〕内は、大阪市以外の実施主体を示す。

○MICE誘致、観光振興等

- ・引き続き「大阪MICE誘致戦略」に基づき、関係機関の連携を強化しながら、MICE誘致に向けた取組を着実に進めていく。
- ・引き続き「大阪都市魅力創造戦略 2025」に基づき、周遊性を高めるコンテンツの磨き上げ、効果的なプロモーションの強化に取り組み、インバウンドを促進していく。

【参考資料（別添資料がある場合）】

- ・万博跡地（夢洲第2期）の開発事業者募集の方針について（<https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/cmsfiles/contents/0000618/618428/flip.pdf>）
- ・夢洲等まちづくり事業調整会議（第11回資料1「夢洲関連部会及びワーキングにおけるR5年度の取り組みについて」）（<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000478281.html>）

- ・大阪MICE誘致戦略（2023年3月）（https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/35708/osaka_mice_strategy.pdf）
- ・大阪都市魅力創造戦略2025（令和6年3月一部改訂）（<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000531369.html>）

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

夢洲へのアクセス強化等を図るため交通インフラの整備が進められていることを確認した。交通事業者間の利害調整等、円滑に進めていくことが重要である。

評価基準 17

評価基準 17 MICE件数や観光客の増加が大きく見込まれること
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ①MICEの開催件数（その増加件数・伸び率を含む。）及び④その推計方法 ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国内外における観光・MICE需要等の回復状況について把握・確認を行い、認定区域整備計画における推計の前提となる市場環境の予測に変更がないこと及び各種需要推計の見直しが必要となるような事象が生じていないことを確認した。 ・MICE施設について、認定区域整備計画に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準1参照） ②国内外からのIR区域への来訪者数（その増加人数・伸び率を含む。）及び④その推計方法 ・上記①に同じ。 ・各IR施設について、認定区域整備計画に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議及び工事計画調整等を実施した。（詳細は要求基準1参照） ③送客施設の機能による他地域への観光客数及び④その推計方法 ・上記①に同じ。 ・送客施設について、認定区域整備計画に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準1参照） ④各事項に関する推計方法 ・上記①に同じ。 ・IR全体のマーケティング戦略、及びMICE事業のマーケティング戦略を推進する為の、IR事業者での組織体制及び人員採用計画に関する検討を開始した。 ・外国人を含む観光客のマーケティング、送客サービス等に知見を有する観光事業者と共に、送客施設機能の最大化施策に関する検討を開始した。 ・外国人来訪客の集客に実績を有する観光事業者やコンテンツ事業者等との意見交換や、国内外の特徴ある集客コンテンツの視察等により、外国人来訪客の集客に向けた情報収集・知見蓄積を行った。
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・事業の進捗に合わせて、今後の運営計画の具体化プロセスにおいては、アフターコロナにおけるMICE需要動向、競合市場、顧客ニーズ等の更なる把握・分析を進め、オールインワンMICEの強みを活かした新たな需要の取り込みを含め、需要推計の更なる精緻化に取り組むほか、設定した見込みを達成するための具体的な取組を進めることが重要である。
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【翌年度以降の方向性】 ・事業の進捗に合わせて、引き続き、前提とした市場環境の予測に変更がないか等を確認するとともに、MICE誘致活動やマーケティング・プロモーション活動等を具体化しながら、具体的な取組内容及び最新の市場環境等を踏まえて推計に用いる各種データ等の精緻化を図る。また、認定区域整備計画に沿って、各事項の推計結果を実現するための取組等を着実に実施する。
【参考資料（別添資料がある場合）】 —

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

MICEの開催件数やカジノ施設への来訪者数の推計値について、令和5年度の実績は推計の前提条件に変更がない旨の確認に留まっているが、今後精緻化を図る意向を確認した。今後、推計の精緻化とともに、推計値実現のため、外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客に向けた取組の具体化等が重要である。

評価基準 18

評価基準 18 来訪者の旅行消費額の増加や地域の雇用創出が見込まれること
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ① I R施設に対する投資の金額の見込み（I R施設を構成する各施設に対する投資の金額の見込み額を含む。）及び⑤その推計方法 ○中核株主による出資 ・中核株主である合同会社日本MGMリゾート及びオリックス株式会社は、令和5年度においては、大阪I R株式会社に対して累積 241.65 億円の出資を行い、実施協定及び事業用定期借地権設定契約に基づく大阪府・市への差入保証金、設計費用等、本事業の実施に必要な資金需要に適切に対応した。 ○金融機関からの借入 ・令和6年3月29日付けで、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行をはじめとする融資団との間で、総額 5,300 億円のシニアローン及び開発期間にかかる総額 969 億円の消費税ローンに関する契約を締結した。 ○少数株主との株式引受契約の締結 ・令和6年3月末までに、関西の地元企業を中心とする少数株主 22 社との間で、総額 1,270 億円の株式引受契約を締結した。 ② I R区域への来訪者による旅行消費額の見込み（その増加額・伸び率を含む。）及び⑤その推計方法 ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国内外における観光・M I C E需要等の回復状況について把握・確認を行い、区域整備計画における推計の前提となる市場環境の予測に変更がないこと及び各種需要推計の見直しが必要となるような事象が生じていないことを確認した。 ③ I R施設において雇用する従業員の数の見込み — ④その他の区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果 ・上記②に同じ。 ・イノベーション促進施設（関西イノベーション・ラボ）を備えたM I C E施設について、認定区域整備計画に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準1参照） ・地元中小企業・スタートアップ企業等とリレーションを有する金融機関との間で、今後の協業取組に関する協議を開始した。 ・外国人来訪客の集客に実績を有する観光事業者やコンテンツ事業者等との意見交換や、国内外の特徴ある集客コンテンツの視察等により、外国人来訪客の集客に向けた情報収集・知見蓄積を図った。
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・多数の融資金融機関及び少数株主からの複雑かつ極めて大規模な資金調達となるところ、関係者の着実な取組により融資契約及び株式引受契約の締結に至ったものであり、中核株主による出資を含め、着実に資金調達及び投資が進められている。
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【翌年度以降の方向性】 ・初期投資に必要な資金需要については、認定区域整備計画に記載した資金調達計画に沿って、中核株主及び株式引受契約を締結した少数株主からの出資金並びに融資契約を締結した金融機関からの借入金により適切に対応しながら、引き続き、着実な投資を進めていく。

【参考資料（別添資料がある場合）】

- ・財務報告書（第1期、大阪IR株式会社）（令和6年6月26日提出書類参照）
- ・金銭消費貸借契約書（2024年3月29日）（令和6年4月19日提出書類参照）
- ・株式引受契約書（少数株主）（令和6年4月19日提出書類参照）
- ・着工時の設置運営事業者の出資一覧（令和6年4月19日提出書類参照）

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

地域経済への波及効果を発現させる投資活動への着手を確認した。依然として、その投資規模の大きさから、地域経済への効果が見込まれる。今後、全国的な視点を含めたIRによる地域経済効果の更なる分析・推計を行うことが重要である。

評価基準 19

評価基準 19 2030 年に訪日外国人旅行者数を 6,000 万人、消費額を 15 兆円とする政府目標達成への貢献が見込まれること	
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ① I R 区域を来訪する訪日外国人旅行者数及び③その推計方法 - 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国内外における観光・M I C E 需要等の回復状況について把握・確認を行い、認定区域整備計画における推計の前提となる市場環境の予測に変更がないこと及び各種需要推計の見直しが必要となるような事象が生じていないことを確認した。 ② I R 区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額の想定及び③その推計方法 - 上記①に同じ。 - MGM が有する富裕層向けのホスピタリティサービスの知見を基に、MGM 大阪ヴィラをはじめとする大阪 I R の富裕層向けの施設の設計を進めた。 - 外国人来訪客の集客に実績を有する観光事業者やコンテンツ事業者等との意見交換や、国内外の特徴ある集客コンテンツの視察等により、外国人来訪客の集客に向けた情報収集・知見蓄積を行った。	
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 事業の進捗に合わせて、今後の運営計画の具体化プロセスにおいては、アフターコロナにおける M I C E 需要動向、競合市場、顧客ニーズ等の更なる把握・分析を進め、オールインワン M I C E の強みを活かした新たな需要の取り込みを含め、需要推計の更なる精緻化に取り組むほか、設定した見込みを達成するための具体的な取組を進めることが重要である。	
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —	
【翌年度以降の方向性】 事業の進捗に合わせて、引き続き、前提とした市場環境の予測に変更がないか等を確認するとともに、M I C E 誘致活動やマーケティング・プロモーション活動等を具体化しながら、具体的な取組内容及び最新の市場環境等を踏まえて推計に用いる各種データ等の精緻化を図る。また、認定区域整備計画に沿って、経済波及効果等を最大化するための取組や推計値の実現に向けた取組を着実に実施する。	
【参考資料（別添資料がある場合）】 —	

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 外国人観光客の集客に向け、観光事業者やコンテンツ事業者等との意見交換の実施等の取組を確認した。訪日外国人旅客数や旅行消費額の推計の精緻化について、令和 5 年度の取組は推計の前提条件に変更がない旨の確認に留まっているが、今後精緻化を図る意向を確認した。今後推計の精緻化を進めることが必要である。
--

評価基準 20

評価基準 20 I R事業者等が業務遂行能力を有し、適切な役割分担であること	
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ①整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制 ○I R事業者の構成員 ・I R事業者の構成員は、認定区域整備計画に記載した中核株主及び関西の地元企業を中心とする少数株主 22 社であり、令和 6 年 3 月末までに、関西の地元企業を中心とする少数株主 22 社との間で、総額 1,270 億円の株式引受契約を締結した。 ○I R事業の実施体制 ・令和 3 年 12 月に I R事業の実施を目的とする株式会社（商号：大阪 I R株式会社、本店所在地：大阪府大阪市）を設立し、I R事業者内の体制としては、令和 5 年度においては、中核株主から派遣された代表取締役 2 名及び監査人 1 名の計 3 名の体制であるが、代表取締役が相互に牽制し、また、監査人は、代表取締役と意思疎通を図る等、適切な経営体制及び業務管理体制のもと、指揮命令系統、意思決定体制及び責任の所在が明確で、事業戦略を効果的かつ効率的に実行できる組織体制を構築した。 ・国内外での豊富な実績と専門的知見を有した設計会社との間で I R施設の設計に係る委託契約を締結するとともに、中核株主である合同会社日本MGMリゾートとオリックス株式会社との間でデベロップメントマネジメント（開発管理）に係る契約を締結の上、2 社が有する専門人材による支援体制を構築し、当該支援体制による、設計会社の業務遂行の監督の下、I R施設の設計・環境影響評価手続・行政協議その他必要となる業務を実施した。 ○I R事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権者等の保有者 ・合同会社日本MGMリゾート及びオリックスは、令和 5 年度においては、大阪 I R株式会社に対して累積 241.65 億円の同額出資を行い、令和 5 年度末時点において同じ議決権割合（50%）を保有している。 ②I R事業の工程 ・評価基準 1 ⑥に同じ。	
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・必要となる設計等業務を実施する上で、専門性が確保された I R事業の実施体制が構築されるとともに、大阪 I R株式会社の代表取締役による指揮命令・意思決定の下、中核株主により設計会社の業務遂行の監督が行われる等、適切な役割分担と連携を図りながら適切に業務が遂行されている。	
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —	
【翌年度以降の方向性】 ・I R事業の進捗や業務内容に応じて、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、必要となる事業実施体制等を適切に構築していく。	
【参考資料（別添資料がある場合）】 ・株式引受契約書（少数株主）（令和 6 年 4 月 19 日提出書類参照） ・着工時の設置運営事業者の出資一覧（令和 6 年 4 月 19 日提出書類参照） ・財務報告書（第 1 期、大阪 I R株式会社）（令和 6 年 6 月 26 日提出書類参照）	

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

中核株主から派遣された代表取締役2名及び監査人1名の計3名の事業体制となっていることを確認した。今後、必要な人材の確保等に努め、不測の事態への対応など迅速かつ確実な態勢等を求める。

評価基準 21

評価基準 21 財務面からみて安定的で、業績が下振れした場合でも長期的に事業を継続できること 【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ① I R施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額 — ②収支計画及び資金計画 ○中核株主による出資 ・中核株主である合同会社日本MGMリゾート及びオリックス株式会社は、令和5年度においては、大阪 I R株式会社に対して累積 241.65 億円の出資を行い、実施協定及び事業用定期借地権設定契約に基づく大阪府・市への差入保証金、設計費用等、本事業の実施に必要な資金需要に適切に対応した。 ○金融機関からの借入 ・令和6年3月29日付けで、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行をはじめとする融資団との間で、総額 5,300 億円のシニアローン及び開発期間にかかる総額 969 億円の消費税ローンに関する契約を締結した。 ○少数株主との株式引受契約の締結 ・令和6年3月末までに、関西の地元企業を中心とする少数株主 22 社との間で、総額 1,270 億円の株式引受契約を締結した。 ③財務の状況が悪化した場合の措置 ・認定区域整備計画に記載したリスクを注視しながら事業遂行を図り、令和5年度においては、建設コストの上昇の影響による事業費の増加が見込まれたため、令和5年9月に認定区域整備計画を変更し、必要となる追加資金調達については、中核株主の出資額の増額（各社 1/2 ずつ）により対応することとした。 【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・多数の融資金融機関及び少数株主からの複雑かつ極めて大規模な資金調達となるところ、関係者の着実な取組により融資契約及び株式引受契約の締結に至ったものであり、中核株主による出資を含め、着実に資金調達及び投資が進められている。 ・建設コストの上昇の影響による事業費の増加についても、中核株主の出資額の増額等により適切に対応がなされた。 【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） — 【翌年度以降の方向性】 ・初期投資に必要な資金需要については、認定区域整備計画に記載した資金調達計画に沿って、中核株主及び株式引受契約を締結した少数株主からの出資金並びに融資契約を締結した金融機関からの借入金により適切に対応しながら、引き続き、着実な投資を進めていく。 ・財務状況を悪化させるリスクについては、引き続き、リスクの状況の把握に努め、リスクが発現した場合は、認定区域整備計画に記載した対処方法に沿って適切に対応していく。 【参考資料（別添資料がある場合）】 ・財務報告書（第1期、大阪 I R株式会社）（令和6年6月26日提出書類参照） ・金銭消費貸借契約書（2024年3月29日）（令和6年4月19日提出書類参照） ・株式引受契約書（少数株主）（令和6年4月19日提出書類参照） ・着工時の設置運営事業者の出資一覧（令和6年4月19日提出書類参照）
--

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

中核株主による 241.65 億円の出資、少数株主 2 2 社との間での 1,270 億円の株式引受契約の締結、金融機関との融資契約の締結等を確認した。引き続き、長期間にわたって安定的な I R の運営が確保されることを継続的に確認することを求める。

評価基準 22

評価基準 22 防災・減災や、安全の確保、感染症対策等の取組が適切に講じられること
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ①想定されるリスク事象の種類及び程度 — ②整備・運営における防災・減災対策等 ・認定区域整備計画に記載した取組に沿って、夢洲の立地特性を踏まえた自然災害・非自然災害への対応を考慮しながら、各 I R 施設について基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議及び工事計画調整等を実施した。（詳細は要求基準 1 参照） ・「夢洲等まちづくり事業調整会議」（下部に設置された夢洲関連部会及びワーキングを含む。）に参画したほか、連絡会議、業務報告会等の定期的な協議・調整の場や緊急連絡体制を整備し、設計・建設段階においても、大阪府・市その他関係者との連絡・調整を行うことができるよう体制（夜間・災害等緊急時を含む。）を構築した。 ③予定する保険の詳細 —
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・防災・減災対策等の詳細内容や業務の実施体制等については、今後の詳細設計・施設整備や開業準備・運営時において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、大阪府・市その他関係者と密接に連絡・調整を図りながら、着実に設計、行政協議、工事計画調整等が進められている。
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ②整備・運営における防災・減災対策等 ・夢洲における安心・安全なまちの実現に向け、大阪市において、次の取組を推進した。 ➢ I R 区域における液状化対策工事（令和 8 年度完了予定） ➢ 夢洲南側護岸における越波対策（令和 5 年 3 月完成済） ➢ 夢洲幹線道路や観光外周道路等の無電柱化（令和 6 年度完成予定） ・大阪市においては、夢洲における万博開催や、I R 施設の建設、関連するインフラ施設の整備事業の円滑な推進を図るための工事調整、進捗管理及び情報共有を行うことを目的に、「夢洲等まちづくり事業調整会議」（下部に設置された夢洲関連部会及びワーキングを含む。）を設置しており、当該会議を活用し、I R 事業者との間で必要となる工事調整及び情報共有等を行った。また、連絡会議、業務報告会等の定期的な協議・調整の場や緊急連絡体制を整備し、I R 事業者との連絡・調整を行うことができるよう体制（夜間・災害等緊急時を含む。）を構築した。
【翌年度以降の方向性】 < I R 事業者 > ・ハード面での実施予定の対策の詳細内容等については、認定区域整備計画に沿って、今後の詳細設計・施設整備において具体化していく。 ・ソフト面での対策については、事業の進捗に合わせて、詳細内容等の検討を進めていく。 ・区域整備計画で予定している保険については、事業の状況に合わせて、具体的な保険内容を検討・決定のうえ、適切なタイミングで保険を付保する。 < 大阪府・市 > ・夢洲における安心・安全なまちの実現に向け、大阪市において、引き続き次の取組を推進する。 ➢ I R 区域における液状化対策工事（令和 8 年度完了予定） ➢ 夢洲内における消防拠点の設置（令和 12 年夏頃完成予定） ➢ 夢洲幹線道路や観光外周道路等の無電柱化（令和 6 年度完成予定） ・「夢洲等まちづくり事業調整会議」（下部に設置された夢洲関連部会及びワーキングを含む。）、連絡会議、業務報告会等の定期的な協議・調整の場や緊急連絡体制を活用し、引き続き、I

R事業者との間で必要となる連絡・調整及び情報共有等を行うことができる体制（夜間・災害等緊急時を含む。）を維持しながら、I R事業者の管理監督等や大阪府・市の取組を推進する。

【参考資料（別添資料がある場合）】

- ・ 夢洲等まちづくり事業調整会議 (<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000478281.html>)
- ・ I R 予定区域等における液状化対策に関する専門家会議 (<https://www.pref.osaka.lg.jp/o080020/irs-suishin/senmonkakaigi/index.html>)
- ・ I R 区域における液状化対策に関する検討結果（令和5年9月 大阪府・大阪市 I R 推進局、大阪港湾局） (<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/11250/kentokekka.pdf>)
- ・ I R 事業用地の液状化対策工事について（2023年12月 大阪府・市） (https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/34651/20231204_irkoji.pdf)

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

I R 予定区域等における液状化対策に関する専門家会議を開催し、検討結果を9月にとりまとめ、建物直下・周囲をセメントにより固化する工法による地盤改良工事を12月に着手していること等を確認した。非自然災害も含めて、防災及び減災のための取組等について、引き続き適切かつ迅速に対応されるよう対応策を検討・実施していくことを求める。

評価基準 23

評価基準 23 地域との良好な関係構築があること																											
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ①地域との合意形成の手続き・十分な合意形成 ・大阪 I R に対する地域の理解が深まるよう、令和 5 年度においては、大阪 I R の概要や調達・雇用の創出等の地域経済への効果について経済団体への講演を実施し、また、今後の情報発信等の取組方針や進め方等について検討を行った。																											
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・大阪府・市と連携・協力し、引き続き、地域における大阪 I R に対する理解促進と良好な関係の構築に継続的に努めていくことが重要である。																											
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ①地域との合意形成の手続き・十分な合意形成 ○長期的かつ継続的に地域における良好な関係を構築していくための取組 ・府民理解の促進の取組 ➢ I R に対する府民への理解促進については、I R の意義や効果、懸念事項対策などについて、府民全体を対象とした説明会や地元企業向けセミナー、経済団体、大学等への出前講座を行った。また、大阪 I R について府民の理解が深まるよう、令和 5 年度においては、専門的知識を有する民間事業者に広報メニューの企画立案から実施まで全体を一括して委託することにより、民間のノウハウを活用し効果的・効率的に大阪 I R の情報発信を行った。																											
◆説明会の開催 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">回次</th> <th style="width: 30%;">日時</th> <th style="width: 30%;">場所</th> <th style="width: 30%;">参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 回</td> <td>令和 5 年 8 月 17 日（木）18：30～20：30</td> <td>大阪産業創造館</td> <td>93 名</td> </tr> <tr> <td>第 2 回</td> <td>令和 5 年 10 月 26 日（木）15：00～17：00</td> <td>南河内府民センター</td> <td>56 名</td> </tr> <tr> <td>第 3 回</td> <td>令和 5 年 10 月 31 日（火）18：30～20：30</td> <td>高槻商工会議所</td> <td>93 名</td> </tr> <tr> <td>第 4 回</td> <td>令和 6 年 1 月 26 日（金）15：00～17：00</td> <td>南海浪切ホール</td> <td>23 名</td> </tr> <tr> <td>第 5 回</td> <td>令和 6 年 1 月 31 日（水）18：30～20：30</td> <td>東大阪商工会議所</td> <td>45 名</td> </tr> </tbody> </table>				回次	日時	場所	参加者数	第 1 回	令和 5 年 8 月 17 日（木）18：30～20：30	大阪産業創造館	93 名	第 2 回	令和 5 年 10 月 26 日（木）15：00～17：00	南河内府民センター	56 名	第 3 回	令和 5 年 10 月 31 日（火）18：30～20：30	高槻商工会議所	93 名	第 4 回	令和 6 年 1 月 26 日（金）15：00～17：00	南海浪切ホール	23 名	第 5 回	令和 6 年 1 月 31 日（水）18：30～20：30	東大阪商工会議所	45 名
回次	日時	場所	参加者数																								
第 1 回	令和 5 年 8 月 17 日（木）18：30～20：30	大阪産業創造館	93 名																								
第 2 回	令和 5 年 10 月 26 日（木）15：00～17：00	南河内府民センター	56 名																								
第 3 回	令和 5 年 10 月 31 日（火）18：30～20：30	高槻商工会議所	93 名																								
第 4 回	令和 6 年 1 月 26 日（金）15：00～17：00	南海浪切ホール	23 名																								
第 5 回	令和 6 年 1 月 31 日（水）18：30～20：30	東大阪商工会議所	45 名																								
◆地元企業向けセミナー（ビジネスセミナー） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">回次</th> <th style="width: 30%;">日時</th> <th style="width: 30%;">場所</th> <th style="width: 30%;">参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 回</td> <td>令和 6 年 1 月 18 日（木）15：00～17：10</td> <td>大阪商工会議所</td> <td>50 名</td> </tr> </tbody> </table>				回次	日時	場所	参加者数	第 1 回	令和 6 年 1 月 18 日（木）15：00～17：10	大阪商工会議所	50 名																
回次	日時	場所	参加者数																								
第 1 回	令和 6 年 1 月 18 日（木）15：00～17：10	大阪商工会議所	50 名																								
◆経済団体等への出前講座 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">実施回数</th> <th style="width: 80%;">参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 回</td> <td>252 名</td> </tr> </tbody> </table>				実施回数	参加者数	2 回	252 名																				
実施回数	参加者数																										
2 回	252 名																										
◆大学への出前講座 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">実施回数</th> <th style="width: 80%;">参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12 回</td> <td>979 名</td> </tr> </tbody> </table>				実施回数	参加者数	12 回	979 名																				
実施回数	参加者数																										
12 回	979 名																										
◆ポスターやサイネージを活用した広報 ・府内主要駅等において令和 5 年 11 月～令和 6 年 3 月の期間中にそれぞれ掲示を行った。																											

➤ デジタルサイネージ

府内主要駅（6 駅）にて掲示を行った。

実施箇所	実施期間
JR 西日本：大阪駅	11/6-12/3、1/1-3/3
OsakaMetro：新大阪駅・谷町四丁目駅・天王寺駅	1/1-1/31
京阪電鉄：淀屋橋駅	11/6-12/3
近畿日本鉄道：大阪難波駅	11/6-12/3

➤ ポスター

府内主要駅（26 駅）及び JR 西日本車内にて掲示を行った。

実施箇所	実施期間
JR 西日本： 大阪駅・天王寺駅・京橋駅・鶴橋駅・天満駅・森ノ宮駅・玉造駅・桃谷駅・寺田町駅・新今宮駅・大正駅・弁天町駅・桜ノ宮駅・大阪城公園駅・西九条駅・野田駅・福島駅	11/13-11/20、1/22-2/11
JR 西日本：吹田駅・高槻駅	11/13-11/20、1/22-2/4
JR 西日本：茨木駅	1/15-1/28、2/5-2/18
JR 西日本車内ポスター	11/7-11/20
京阪電鉄：枚方市駅・寝屋川市駅	11/23-12/6、2/1-2/14
近畿日本鉄道：布施駅	11/21-12/4、2/6-2/19
近畿日本鉄道：大阪難波駅	11/20-12/3、2/5-2/18
阪急電鉄：豊中駅	11/11-11/24、1/20-2/2
南海電鉄：堺東駅	11/13-11/26、1/22-2/4

◆インターネット広告を活用した広報

- ・ 3 媒体（SmartNews、Google、Line）を通じて令和 6 年 1 月以降にインターネット広告を実施した。

◆メディア誘致活動

- ・ シンポジウムを開催しメディア誘致を行った。
- メディア露出件数 TV：1 件 紙：2 件 WEB：124 件

【翌年度以降の方向性】

＜IR 事業者＞

- ・ 事業の進捗に応じて、経済界や教育機関等と連携して、大阪 IR に対する理解を深めるイベントや情報発信等を検討・実施するとともに、MGMにおける米国での取組も参考とし、地域の声に耳を傾けつつ、適切な情報提供により地域との相互理解を深めるための活動に取り組んでいく。

＜大阪府・市＞

- ・ 引き続き、効果的な取組となるよう事業の進捗に応じて工夫しながら、地域との双方向の対話の場も活用した理解促進の取組を実施し、大阪 IR について、府民の理解が深まるよう取り組んでいく。
- ・ 説明会については、より多くの府民に参加していただけるよう、令和 5 年度の参加状況等を参考にしながら、開催時間帯等を工夫し、開催を継続する。
- ・ 情報発信については、引き続き、長期的かつ継続的に地域における良好な関係を構築していくため、IR 事業の進捗に応じた府民理解の促進の取組を進めていく。

【参考資料（別添資料がある場合）】

- ・「大阪 I R（統合型リゾート）説明会」 概要(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o080010/irs-suishin/semina-/index.html>)
- ・「大阪 I R（統合型リゾート）説明会」参加者アンケートの結果概要（認定条件 5 参照）
- ・地元企業向けセミナー（ビジネスセミナー） 概要(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o080010/irs-suishin/business-seminar/index.html>)
- ・地元企業を対象としたセミナー 参加者アンケートの結果概要（認定条件 5 参照）
- ・経済団体等への出前講座 開催実績（認定条件 5 参照）
- ・大学への出前講座 概要(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o080010/irs-suishin/hunaidaigaku/daigakukougi2.html>)
- ・大学への出前講座 参加者アンケートの結果概要（認定条件 5 参照）
- ・情報発信資料（ポスター、WEB 広告）（認定条件 5 参照）

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

住民向けの説明会、地元企業向けのセミナー、大学等への出前講義、ポスターやインターネット公告を活用した広報活動等の取組を確認した。引き続き、十分な地域との双方向の対話の場を設け、懸念の払拭を図る取組を求める。

評価基準 24

評価基準 24 カジノ事業収益を十分活用して、I R事業内容の向上や都道府県等への協力を行うこと
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 —
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【翌年度以降の方向性】 —
【参考資料（別添資料がある場合）】 —

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 カジノ事業は未開業のため現状特段の実施状況報告はないが、カジノ事業の高い収益性を更に活用し、非カジノ事業についても、I R区域において必要となる新たな施設の整備や既存の施設の更新を今後も行うことにより、I R区域の魅力の向上を図り、世界中から多くの観光客を引き付ける国際競争力を維持向上していくことを求める。

評価基準 25

評価基準 25 カジノ施設の有害影響排除やギャンブル等依存症対策が確実かつ効果的に講じられるものであること
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ①カジノ施設の特徴（設備、構造、サービス）、業務の実施体制及び実施方法 ・カジノ施設について、入退場管理、カジノ施設の監視・警備、依存症対策等が適切に実施できるよう、ＩＲ関係法令等で定めるカジノ施設の構造及び設備の技術上の基準等に従うとともに、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準１参照） ②ＩＲ事業者・都道府県等・その他事業者との役割分担及び連携協力の方針 ・認定区域整備計画に定めた役割分担及び連携協力の方針に沿って、大阪府・市と連携し、大阪府が策定した「第２期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」やギャンブル等依存症対策のあり方について意見交換を行うとともに、ＩＲ事業者における今後の取組方針や進め方等について検討を開始した。 ③「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の算出（実測値及び将来目標） — ④依存症対策項目の具体的内容 ・令和５年４月の区域整備計画の認定を踏まえ、令和５年度においては、「ギャンブル等依存症対策委員会」を構成する外部有識者との間で、本委員会を継続的に運営していくことについて合意した。 ・また、大阪府・市との間で、大阪府が策定した「第２期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」やギャンブル等依存症対策のあり方について意見交換を行うとともに、ＩＲ事業者における今後の取組方針や進め方等について検討を開始した。 ⑤カジノ施設及びＩＲ区域内の監視、警備に関する対策項目の具体的内容 ・ＩＲ施設について、総合防災センターを備えるほか、防犯上の観点も踏まえながら、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準１参照） ・カジノ施設について、入退場管理、カジノ施設の監視・警備等が適切に実施できるよう、ＩＲ関係法令等で定めるカジノ施設の構造及び設備の技術上の基準等に従うとともに、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準１参照） ⑥犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、その他対策項目の具体的内容 ・ＩＲ施設について、総合防災センターを備えるほか、防犯上の観点も踏まえながら、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施した。（詳細は要求基準１参照） ・大阪府・市との連携協力体制の構築に向け、防犯上の観点も踏まえたＩＲ施設の設計内容や治安・地域風俗環境対策のあり方について意見交換や協議・調整を行うとともに、ＩＲ事業者における今後の取組方針や進め方等について検討を開始した。 ⑦カジノ施設導入に伴う社会的影響に係る情報開示方策 — 【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・大阪府・市等と連携・協力するとともに、入退場管理、カジノ施設の監視・警備、依存症対策等の適切な実施や防犯上の観点等を踏まえながら、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、カジノ施設及びＩＲ施設の設計等が着実に進捗している。

【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）

③「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の算出（実測値及び将来目標）

- ・大阪府域における「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」を調査・算出し、その推移を踏まえつつギャンブル等依存症対策に有効な取組につなげるため、次のとおり実施した。

(1) 判定基準

SOGSの判定基準に従い、過去1年以内に3～4点に該当する「問題ギャンブラー」の割合と、過去1年以内に5以上に該当する「病的ギャンブラー」の割合の合計を算出した。

(2) 調査地域

大阪府内

(3) 調査対象

大阪府の市区町村 72 地点に在住する満 18 歳以上の者

(4) 調査数

18,000 人

(5) 抽出方法

住民基本台帳から層化二段無作為抽出

(6) 調査方法

住民基本台帳に登録のある居住地宛に、回答案内（Web 回答の案内を含む）と調査票、返送用封筒、ボールペンを送付した。

なお、回答方法は、下記いずれかを調査対象者が任意に選択できる形式とした。

- ① 紙の調査票に回答して返送する形式（郵送回答）
- ② インターネット経由で Web 回答する形式（Web 回答）

(7) 有効回答数

6,616 票（郵送回答：4,913 票、Web 回答：1,703 票）、有効回答率は 36.8%

(8) 調査結果

ギャンブル等依存が疑われる者等の割合（病的ギャンブラー＋問題ギャンブラー） 3.9%【95%信頼区間：3.4-4.4】

④依存症対策項目の具体的内容

- ・ギャンブル等依存症への対策については、令和5年3月に、第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し府域における取組を進めた。
- ・計画においては7つの基本方針に基づく9つの重点施策ごとに個別目標を設定し、その進捗状況について、有識者で構成された大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議の意見を聴取したうえで知事をトップとした大阪府ギャンブル等依存症対策本部会議において評価を行い、実効性のある対策になるように、総合的かつ計画的に取り組んだ。
- ・令和5年度における指標項目、令和5年度目標値及び実績値については下記のとおりである。

基本方針	重点施策	個別目標	R5 年度目標値	R5 年度見込値
普及啓発の強化	若年層を対象とした予防啓発の強化	高等学校等における予防啓発授業等の実施率	50% (※下半期分)	100%
		教員向け研修会の参加者数	100 名	257 名
	依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進	依存症総合ポータルサイトのアクセス数	10,000 件 (※下半期分)	約 11,000 件
		府民セミナー・シンポジウムの参加者数	2,000 名以上	約 1,950 名
相談支援体制の強化	依存症の本人及びその家族等への相談支援体制の充実	相談拠点及び「依存症ほっとライン（SNS 相談）」の相談数	3,245 件以上	約 4,600 件
治療体制の強化	治療可能な医療機関の拡充と治療体制の構築	ギャンブル等依存症を診ることができる精神科医療機関数	26 機関以上	29 機関
切れ目のない回復支援体制の強化	関係機関等との協働による切れ目のない支援の推進	相談拠点の相談者数に占める自助グループ・民間団体等への紹介率	26%以上	54%
	自助グループ・民間団体等の活動の充実	補助金・基金を利用したギャンブル等依存症の本人及びその家族等の支援にあたる自助グループ・民間団体数	5 団体以上	6 団体
		相談拠点が実施する研修・普及啓発事業に占める、自助グル	34%以上	52%

		ープ・民間団体等と連携して取り組んだ事業の割合		
大阪独自の支援体制の推進	予防から相談、治療及び回復支援体制の推進	ワンストップ支援を提供できる機能を整備	機能検討会議 1回以上	2回
調査・分析の推進	ギャンブル等依存症に関する調査・分析の推進	ギャンブル等依存症に関する実態調査の実施回数	1回	1回
人材の養成	相談支援等を担う人材の養成	関係機関職員専門研修により養成した相談員数	500人以上	約670人

※令和5年度は実施時期が下半期となるため半数。なお、令和5年度実績見込値は、令和5年度大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部（令和6年3月28日開催）参考資料1から引用。

・令和5年度における主な個別の取組については下記のとおり実施した。

- 学校教員が授業において活用できる高校生向け依存症予防啓発ツールを作成
- 依存症に関する各種情報が一元的に集約された「おおさか依存症総合ポータルサイト」を開設
- セルフチェックやギャンブル等行動の把握等に活用できる、ギャンブル等依存症相談支援アプリ「DaySee」について、相談拠点、医療機関、市町村等に幅広く周知
- 啓発月間において、シンポジウムを開催したほか、啓発動画を作成し、SNSを活用したターゲティング広告や関係各所でのデジタルサイネージ放映等により普及啓発を実施
- SNS相談「大阪依存症ほっとライン」を実施するとともに、お困り事に応じて必要な情報提供等を行う「AIチャットボットシステム」を構築
- 弁護士による借金専門相談を実施するとともに、相談窓口を周知
- 医療機関向けの簡易介入マニュアルを作成し、その活用・普及に向けた医療機関対象の研修を実施
- 「（仮称）大阪依存症センター」の機能についての検討を実施。
- ギャンブル等依存症に関する実態を把握するための府民を対象とした調査を実施

【翌年度以降の方向性】

<IR事業者>

- ・外部有識者で構成する「ギャンブル等依存症対策委員会」から継続的な助言・提言を受けながら、大阪府・市が実施する取組内容や調査結果等も踏まえて、大阪府・市及び関係者とも連携・協力し、IR開業に向けて対策内容を具現化していく。
- ・治安・地域風俗環境対策については、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関と連携・協力し、認定区域整備計画に沿って取組を進めていく、

<大阪府・市>

- ・引き続き、「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき取組を推進し、毎年度の進捗状況について評価を行いながら、実効性のある対策となるよう総合的かつ計画的に取り組んでいく。
- ・IR開業（2030年秋頃予定）までの警察署等の設置、警察職員の増員に向け、予算措置を含めて適切に取り組んでいく。

【参考資料（別添資料がある場合）】

- ・第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画（令和5年3月 大阪府）(<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/3844/2hontai.pdf>)
- ・大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議 開催状況(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/chikikansen/gambleto/suishinkaigi.html>)
- ・大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部 開催状況(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/chikikansen/gambleto/honbu.html>)
- ・令和5年度実施大阪府民の「健康と生活に関する調査」報告書 (https://www.pref.osaka.lg.jp/o100220/kokoronokenko/osakaaddiction/23_g_research.html)
- ・令和5年度大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部（令和6年3月28日開催）参考資料1「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づくR5施策の実施状況評価（p5～15）(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/chikikansen/gambleto/honbu.html>)

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

カジノ施設の設計作業に着手していることを確認したほか、ギャンブル等依存症への対策については、「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき依存症予防啓発ツールの作成など多くの取組を確認した。ギャンブル等依存が疑われる者等の割合について、PDCAサイクルを実行し、大阪府・市とIR事業者双方が割合低減の実現性を高めていくことが重要である。

●認定条件に係る取組の状況について

項目
【認定条件1】 カジノ施設やIR全体の建築物のデザインについて、認定審査における特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見が適切に反映されたものとなるよう今後の詳細設計・建設において十分留意すること。
【認定条件2】 特定複合観光施設区域の整備による効果の推計に関して、推計に用いる各種データ等の精緻化に取り組むとともに、その推計値の実現に向けた取組を着実に実施すること。また、国内来訪者が多数訪れる計画であることを踏まえ、特に外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客の実施に取り組むこと。
【認定条件3】 特定複合観光施設として長期的に安定した運営を確保するため、カジノ事業の収益を十分に非カジノ事業へ投資すること。また、特定の国籍等客層に偏ることなく、幅広い来訪者が訪れるような集客の実現に取り組むこと。
【認定条件4】 特定複合観光施設区域における地盤沈下については、継続的に沈下量計測などのモニタリングを実施するとともに、想定以上の沈下が進行した場合などの対応について十分検討しておくこと。液状化対策については、今後の対策工法等の詳細及び対策範囲の確定に当たって不十分なものとならないよう検討すること。土壌汚染については、仮に今後新たな事象が判明した場合に備えて対応策を幅広く検討しておくこと。
【認定条件5】 地域との十分な双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること。
【認定条件6】 十分な依存防止対策のための措置を規定する特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）の制度趣旨を踏まえ、日本人の依存防止対策を始めとして実効性を持って取り組むこと。また、ギャンブル等依存が疑われる者の割合の調査を行い、その結果を踏まえ実効性のある依存防止対策を定期的に検証し、大阪府・大阪市及び設置運営事業者が連携・協力して必要な措置を適切に講ずること。
【認定条件7】 前各項に掲げるもののほか、魅力増進施設を始めとする各施設のコンテンツ等について日本らしさを求める意見など、認定審査における特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見を十分に踏まえ、必要な充実を図りつつ区域整備計画の着実な実施及び適時必要な見直しを行うこと。

認定条件 1

認定条件 1 カジノ施設や I R 全体の建築物のデザインについて、認定審査における特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見が適切に反映されたものとなるよう今後の詳細設計・建設において十分留意すること。
【認定条件に対する対応方針】 ○ I R 全体の建築物のデザイン ・大阪 I R のデザインは、日本の伝統的な空間の美学を踏まえ、空間全体の一体感・調和から「風景」を作り出すことや、建物等を自然に見立て、遠景、中景、近景、ランドスケープと建物が一体となって、風景や空間を作るといった調和の中に、日本らしさとアイコンック性を見出すものである。 ・具体的には、大規模なオープンスペースである「結びの庭」を中心に、水と緑、庭に面して配置する店舗等の賑わい、トップラインを山の形に見立てた MGM 大阪の迫力、海の景色等を活かして、庭、建物群、四季や風景を一体的に調和させ、I R 区域全体として調和のとれた空間形成を図ることで、独自性の高い、日本にしかないリゾート空間を生み出すことをめざしている。 ・各建物やランドスケープの詳細設計・施設整備を進めるに当たり、空間全体の調和を図りながら、四季折々の風景や細やかさといった日本らしいデザインの強みをより感じられるような空間デザインとなるよう、各建物の細かな設え、仕上げデザイン、部材・色味等、また、水・緑の配置や樹種等について工夫していく。 ○ユニバーサルデザイン ・多様な来訪者の方々が安心して滞在できるよう、バリアフリー動線や気候に配慮した円滑な屋内外の移動経路の確保、災害時の対応等も含め、「I R におけるユニバーサルデザインのあるべき姿」（令和元年 10 月 国土交通省観光庁）も踏まえながら、ハード・ソフト両面からの細やかな取組について、詳細設計・施設整備において具体化していく。 ○カジノ施設のデザイン ・カジノ施設は、MGM が長年培ってきた知見・ノウハウを活用しながら、V I P 等も含めた顧客の満足度やトレンド等を踏まえてデザインしていくものとなるが、詳細設計・施設整備を進めるに当たり、日本らしさを取り入れたデザイン（一部デザインに木調の材料を採用する等）及びカジノ施設の利用者が時間把握をしやすくなるような設え等について工夫していく。
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ・各デザインの内容等については、今後の詳細設計・施設整備において具体化していくこととなるが、令和 5 年度においても、認定条件に対する対応方針を踏まえて、各所仕上げやデザインの形状、素材に和の要素を取り入れる等、日本らしさを表現する事を重要なコンセプトの一部と定め、各 I R 施設の設計等を進めた。
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・認定条件に対する対応方針を踏まえて設計等が進められているが、引き続き、夢洲の立地特性や事業費・事業工程等への影響も総合的に勘案しつつ、日本らしいデザインの強みをより感じられるような空間形成が図られるよう、今後の詳細設計・施設整備での具体化を進めていくことが重要である。
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【翌年度以降の方向性】 ・認定条件に対する対応方針に沿って、詳細設計・施設整備を進め、各デザインの内容等を具体化していく。
【参考資料（別添資料がある場合）】 —

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

カジノ施設やＩＲ全体の建築物のデザインについて、実施状況報告では設計の着手を確認した。認定審査における特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見が適切に反映されたものとなるよう、今後の詳細設計・建設において十分留意すべきである。

認定条件2

認定条件2 特定複合観光施設区域の整備による効果の推計に関して、推計に用いる各種データ等の精緻化に取り組むとともに、その推計値の実現に向けた取組を着実に実施すること。また、国内来訪客が多数訪れる計画であることを踏まえ、特に外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客の実施に取り組むこと。
【認定条件に対する対応方針】 ○推計に用いる各種データ等の精緻化に向けた取組 ・MICE・来訪者需要や大阪IRの立地に伴う波及効果の推計については、IR事業者において統計情報、既存施設での実績・知見等を踏まえて推計したものであり、専門コンサルタントによる重層的・多角的な検証も経た合理的かつ実現可能な推計と認識しているが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた観光・MICE需要等の回復状況等を注視しながら、事業の進捗に合わせて、引き続き、前提とした市場環境の予測に変更がないか等を確認しながら、推計に用いる各種データ等の精緻化を図っていく。 ○推計値の実現に向けた取組 ・MICEの需要推計値の実現に向けては、MGM及び国内外のMICEパートナー（旅行代理店・PCO等）との誘致活動や運営検討の共同推進はもとより、大阪府・市、大阪観光局、IR事業者等が一体となった公民連携でのMICE誘致活動に取り組み、イベント誘致・開催から飲食・宿泊・交通までの全プロセスをパッケージで準備・提供できる大阪IRの強みを活かして、MICE開催件数や消費額の増加に着実に取り組む。 ・来訪者の需要推計値の実現に向けては、運営計画の具体化プロセスやIR開業後の事業運営において、外国人来訪客の更なる増加も含め、効果的・継続的な顧客獲得に向けたマーケティング・プロモーション活動の実践、また、各IR施設やコンテンツの魅力を維持・向上するための資金的支出等に着実に取り組む。 ○外国人来訪客の増加・集客に向けた取組 ・大阪IRでは、1兆円規模の初期投資により、国内最大規模の国際会議場に加えて、スポーツイベント等も開催可能な展示ホールが一体となった複合型MICE施設の整備、さらには、最高級の宿泊施設や大阪IRの象徴となるような世界トップクラスのエンターテインメントなどを通じて、あらゆる来訪者に新鮮な驚きや感動を提供することとしており、欧米、豪州、中国に限らずアジア諸国など、世界中からビジネス客やファミリー層などの新たな来訪をめざして取り組む。
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ○推計に用いる各種データ等の精緻化及び推計値の実現に向けた取組 ・令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国内外における観光・MICE需要等の回復状況について把握・確認を行い、認定区域整備計画における推計の前提となる市場環境の予測に変更がないこと及び各種需要推計の見直しが必要となるような事象が生じていないことを確認した。 ○外国人来訪客の集客に向けた取組 ・外国人来訪客の集客に実績を有する観光事業者やコンテンツ事業者等との意見交換や、国内外の特徴ある集客コンテンツの視察等により、外国人来訪客の集客に向けた情報収集・知見蓄積を実施した。
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・MICE・来訪者需要や大阪IRの立地に伴う波及効果の推計については、IR事業者において統計情報、既存施設での実績・知見等を踏まえて推計されているもので、大阪府・市や専門コンサルタントによる重層的・多角的な検証も経た合理的かつ実現可能な推計であると認識しているが、事業の進捗に合わせて、引き続き、前提とした市場環境の予測に変更がないか等を確認していくとともに、今後の運営計画の具体化プロセスにおいては、アフターコロナにおけるMICE需要動向、競合市場、顧客ニーズ等の更なる把握・分析を進め、オールインワンMICEの強みを活かした新たな需要の取り込みを含め、需要推計の更なる精緻化に取り組んでいくことが重要である。
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【翌年度以降の方向性】 ・認定条件に対する対応方針に沿って、事業の進捗に合わせて、引き続き、前提とした市場環境の予測に変更がないか等を確認するとともに、MICE誘致活動やマーケティング・プロモーション活動等を具体化しながら、具体的な取組内容及び最新の市場環境等を踏まえて推計に用いる各種データ等の精緻化を図り、また、推計値の実現に向けた取組や外国人来訪客の増加・集客に向けた取組を着実に実施する。

【参考資料（別添資料がある場合）】
—

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

推計値について、令和5年度取組としては推計の前提条件に変更がないことの確認に留まっているが、今後、推計に用いる各種データ等の精緻化及び推計値の実現に向けた取組を着実に実施する意向を確認した。推計の精緻化とともに、推計値実現のため、外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客に向けた取組の具体化等が重要である。

認定条件3

認定条件3 特定複合観光施設として長期的に安定した運営を確保するため、カジノ事業の収益を十分に非カジノ事業へ投資すること。また、特定の国籍等客層に偏ることなく、幅広い来訪者が訪れるような集客の実現に取り組むこと。
【認定条件に対する対応方針】 ○カジノ事業収益の非カジノ事業への投資 ・大阪IR長期構想に掲げるとおり、カジノ事業の収益等を活用し、継続的に非カジノ施設やコンテンツの魅力の維持・向上を図るとともに、IR区域拡張予定地の活用も含めた展示等施設や宿泊施設の拡張整備等、公民連携して長期的・継続的にIR事業内容の向上とIR区域の魅力向上に取り組み、大阪IRの持続的な成長と国際競争力の維持向上を図っていく。 ・カジノ事業の収益等を活用し、非カジノ施設・コンテンツの充実、将来的に、展示等施設や宿泊施設の拡張整備等を図ることで、長期的に非カジノ事業の収益増加をめざしていく。 ・毎年度の資本金的支出（追加投資）は、事業全体の継続性・安定性を踏まえ、各IR施設やコンテンツの魅力や集客力の維持・向上、他施設との競争、投資効果、毎年度の収支状況、事業全体の収益性、IR事業者の財務状況等を総合的に考慮しながら、IR事業者等の経営ノウハウを活かして、適時かつバランス良く実施し、今後のIR施設運営の中で、適切にカジノ事業の収益等の活用が図られるよう取り組んでいく。 ○幅広い来訪者が訪れるような集客の実現 ・中国・韓国などの東アジア諸国から欧米豪といった幅広い国籍・属性の来訪者を惹きつけ、楽しませることができるコンテンツの提供やマーケティング・プロモーション活動等の工夫を行い、多様な国籍・属性の来訪者が訪れるような大阪IRの集客実現に取り組んでいく。
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 —
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【翌年度以降の方向性】 ・認定条件に対する対応方針に沿って、開業準備及び開業後の事業運営に取り組んでいく。
【参考資料（別添資料がある場合）】 —

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 カジノ事業は未開業のため現状特段の実施状況報告はないが、特定複合観光施設として長期的に安定した運営を確保するため、カジノ事業の収益を十分に非カジノ事業へ投資することを求める。また、特定の国籍等客層に偏ることなく、幅広い来訪者が訪れるような集客の実現に取り組むことを求める。

認定条件 4

認定条件 4 特定複合観光施設区域における地盤沈下については、継続的に沈下量計測などのモニタリングを実施するとともに、想定以上の沈下が進行した場合などの対応について十分検討しておくこと。液状化対策については、今後の対策工法等の詳細及び対策範囲の確定に当たって不十分なものとならないよう検討すること。土壌汚染については、仮に今後新たな事象が判明した場合に備えて対応策を幅広く検討しておくこと。

【認定条件に対する対応方針】

○地盤沈下対策

- ・中長期的な沈下計測の継続、沈下状況の把握・モニタリングを行い、これらの情報を基に、早期・先制的な対策実施等に取り組み、想定以上の沈下進行が生じた場合には、専門家の知見も踏まえ適切に対応を検討していく。
- ・また、中長期的には建物と外構部の間での沈下差の発生が見込まれることから、継続的な沈下計測によつて的確に沈下状況を把握し、バリアフリー及びユニバーサルデザインの確保の観点にも配慮しながら、適時に段差解消を図っていく。

○液状化対策

- ・液状化対策工法や対策範囲等の詳細については、専門家等の助言も受けながら、IR事業者による追加調査や詳細分析等の実施並びにこれらの結果を踏まえて、大阪府・市及びIR事業者において協議・調整しながら具体的な内容を確定し、大阪IRが夢洲の国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることを踏まえた安全性の確保を重視・前提とした対策を実施していく。

※大阪府令和5年度債務負担行為：限度額 788 億円（大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る土地改良事業（液状化対策、地中障害物撤去、土壌汚染対策））

○土壌汚染対策

- ・IR区域の埋立ては、浚渫土砂については海防法等、建設残土は海防法及び土対法等に基づく受入基準により受け入れた土砂により行われており、指定調査機関による土対法に基づく調査を踏まえ、現在判明している鉛・砒素・ふっ素及びこれらの化合物以外の特定有害物質が土対法に定める基準を超過して判明することは想定していないが、仮に新たな事象が判明した場合においても、適切かつ迅速に対処できるよう、夢洲内で実施されている夢洲関連事業（インフラ整備等）における工事状況等の継続的な把握を行うとともに、大阪府・市及びIR事業者での連携・連絡体制を構築の上、土対法等の関係法令等に則り適切に対応していく。

※海防法：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、土対法：土壌汚染対策法

【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）

○地盤沈下対策

- ・IR区域内の地盤沈下計測を継続的に実施し、沈下傾向に大きな変化が生じていないことを確認するとともに、沈下解析等を踏まえて地盤沈下対策（排土バランス及び杭基礎）の詳細内容を検討し、建物構造計画に反映しながら設計等を進めた。

○液状化対策

- ・大阪府・市との間で協議・調整しながら、専門家意見等も踏まえてIR区域における液状化対策の詳細内容（工法・範囲等）について検討を行い、令和5年9月に大阪市から概算負担額（液状化対策工事の設計・施工内容等を含む。）の認定を得た上で、同年12月に液状化対策工事に着手した。

○土壌汚染対策

- ・IR事業全般において、不測の事態等が生じた場合に適切かつ迅速に対処できるよう、大阪府・市との間で連携・連絡体制を構築し、各種取組を進めた。
- ・夢洲まちづくり事業調整会議等を活用し、夢洲内で実施されている夢洲関連事業（インフラ整備等）における工事状況や新たな事象が判明していないことを継続的に把握・確認した。

【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】

- ・地盤沈下対策については、地盤沈下計測の結果を踏まえた対策詳細の検討及び建物構造計画への反映等が適切に進められ、液状化対策についても、令和5年12月の工事着手以降、施工計画等に沿って順調に進捗しており、IR事業への影響が懸念される状況にはない。
- ・また、令和2年度から実施されているIR区域外周の道路工事等や令和5年12月に着手した液状化対策工事については、いずれも順調に進捗しており、土壌汚染について新たな事象の判明が懸念されるような状況にはない。

【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）

○地盤沈下対策

- ・大阪市において、IR区域以外も含む夢洲内の継続的な沈下計測を実施した。

○液状化対策

- ・IR事業者との間で協議・調整しながら、専門家からの助言等を踏まえてIR区域における液状化対策の詳細内容（工法・範囲等）について検討を行い、令和5年9月に検討結果をとりまとめ、同年9月に概算負担額（液状化対策工事の設計・施工内容等を含む。）を認定した。
- ・また、IR事業者において同年12月に液状化対策工事に着手して以降、当該工事が適切に履行されているか等について継続的に確認を行った。

＜液状化対策の進捗＞

令和5年5月 IR予定区域等における液状化対策に関する専門家会議（第5回）

令和5年7月 IR予定区域等における液状化対策に関する専門家会議（第6回）

令和5年9月 IR予定区域等における液状化対策に関する専門家会議（第7回）

「IR区域における液状化対策に関する検討結果」の公表

令和5年12月～ 液状化対策工事の着手

令和5年度末（2023年度末）時点において、液状化対策工事は計画工程どおり進行中

※ IR予定区域等における液状化対策に関する専門家会議：IR区域等において安全・安心かつ長期間にわたり安定的・持続的な事業実施を確保する観点から、液状化対策について専門家からの助言を受けるため、大阪府及び大阪市が設置

○土壌汚染対策

- ・IR事業全般において、不測の事態等が生じた場合に適切かつ迅速に対処できるよう、IR事業者との間で連携・連絡体制を構築し、各種取組を進めた。
- ・また、「夢洲等まちづくり事業調整会議」（下部に設置された夢洲関連部会及びワーキングを含む。）を活用し、夢洲内で実施されているインフラ整備、万博工事、液状化対策工事等の状況や新たな事象が判明していないことを継続的に把握・確認した。

【翌年度以降の方向性】

○地盤沈下対策

- ・認定条件に対する対応方針に沿って、大阪府・市及びIR事業者は、中長期的な沈下計測の継続、沈下状況の把握・モニタリングを行い、これらの情報を基に、早期・先制的な対策実施等に取り組む。
- ・また、IR事業者は、引き続き、沈下解析等を踏まえた地盤沈下対策を建物構造計画に適切に反映しながら、IR施設の詳細設計及び建設を進める。

○液状化対策

- ・IR事業者は、引き続き、施工計画等に沿って着実に液状化対策工事を遂行し、大阪府・市は、適切な予算管理・工事遂行が図られるよう、継続的にIR事業者による液状化対策工事の履行状況等を確認していく。

○土壌汚染

- ・IR事業者は、土対法等の関係法令等に則り健康被害を防止するための措置を適切に行いながら、IR施設の建設工事等を適切に実施していく。
- ・また、大阪府・市及びIR事業者は、仮に新たな事象が判明した場合においても適切かつ迅速に対処できるよう、「夢洲等まちづくり事業調整会議」（下部に設置された夢洲関連部会及びワーキングを含む。）も活用しながら、引き続き、夢洲内で実施されているインフラ整備、万博工事、液状化対策工事等の状況等を継続的に把握するとともに、引き続き連携・連絡体制を構築の上、取り組む。

【参考資料（別添資料がある場合）】

- ・令和5年度大阪港内地盤解析及び沈下観測業務委託概要報告書（令和6年3月）
- ・IR予定区域等における液状化対策に関する専門家会議（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o080020/irs-suishin/sermonkakaigi/index.html>）
- ・IR区域における液状化対策に関する検討結果（令和5年9月 大阪府・大阪市IR推進局、大阪港湾局）（<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/11250/kentokekka.pdf>）
- ・IR事業用地の液状化対策工事について（2023年12月 大阪府・市）（https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/34651/20231204_irkoji.pdf）
- ・夢洲等まちづくり事業調整会議（<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000478281.html>）

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

地盤沈下量の計測の実施、専門家意見を踏まえた液状化対策の工法検討及び対策工事への着手等の取組が確認できた。引き続き、必要な対策を図るとともに、不測の事態に備えて対応策を十分検討しておく必要がある。

認定条件 5

認定条件 5 地域との十分な双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること。

【認定条件に対する対応方針】

- ・ I Rの実現に向けては、府民の理解を深めていくことが重要であり、事業の進捗に応じて、より効果的なものとなるよう情報発信の内容の充実・工夫を図りながら、地域との双方向の対話の場も活用した理解促進の取組を実施し、地域との良好な関係構築に継続的に努めていく。

【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）

- ・ 大阪 I Rに対する地域の理解が深まるよう、令和 5 年度においては、大阪 I Rの概要や調達・雇用の創出等の地域経済への効果について経済団体への講演を実施し、また、今後の情報発信等の取組方針や進め方等について検討を行った。

【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】

- ・ 大阪府・市と連携・協力し、引き続き、地域における大阪 I Rに対する理解促進と良好な関係の構築に継続的に努めていくことが重要である。

【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）

○大阪府下での説明会（地域との双方向の対話）の実施

- ・ 地域との双方向の対話の場として、令和 5 年度においては、従来行っていたセミナー形式ではなく認定区域整備計画等の説明や質疑応答に特化した説明会として、大阪府内の各地域において計 5 回の説明会を開催し、また、延べ 14 回の団体応接を実施した。
- ・ 説明会の開催にあたっては、より多くの府民の参加が可能となるよう、開催場所を大阪府内の各地域に設け、大阪府・市における報道機関への発表やホームページへの掲載のほか、府政だより、大阪府・市の Facebook・X（旧：Twitter）への投稿、大阪府・市関係施設等でのチラシ配架など、様々な広報媒体を活用し、周知に努めた。また、大阪 I Rについて、府民の理解が深まるよう、説明会での配布資料、職員の認定区域整備計画等に係る説明内容や質疑応答（議事要旨）、説明会当日にアンケート用紙により集めた参加者からの追加質問への回答について、大阪府ホームページで公表した。

<説明会の開催実績>

回次	日時	場所	定員／参加者数
第 1 回	令和 5 年 8 月 17 日（木） 18：30～20：30	大阪産業創造館	100 名／93 名
第 2 回	令和 5 年 10 月 26 日（木） 15：00～17：00	南河内府民センター	90 名／56 名
第 3 回	令和 5 年 10 月 31 日（火） 18：30～20：30	高槻商工会議所	110 名／93 名
第 4 回	令和 6 年 1 月 26 日（金） 15：00～17：00	南海浪切ホール	160 名／23 名
第 5 回	令和 6 年 1 月 31 日（水） 18：30～20：30	東大阪商工会議所	160 名／45 名

○地元企業向けセミナー（ビジネスセミナー）

- ・ 地域経済の担い手である地元企業を対象としたセミナーを開催し、I Rによって経済の活性化、ビジネス機会の増加が期待できること等を発信。

回次	日時	場所	参加者数
第 1 回	令和 6 年 1 月 18 日（木）15：00～17：10	大阪商工会議所	50 名

○経済団体等への出前講座

- ・地域経済の担い手である地元企業を対象として、職員による認定区域整備計画等についての説明や質疑応答を実施。

実施回数	参加者数
2回	252名

○大学への出前講座

- ・次世代を担う大学生を対象として、職員による大阪府・市が進めるIR誘致の趣旨や認定区域整備計画等についての説明や質疑応答を実施。

実施回数	参加者数
12回	979名

○情報発信

- ・効果的・効率的に情報発信により、大阪IRについて、府民の理解が深まるよう、令和5年度においては、専門的知識を有する民間事業者に広報メニューの企画立案から実施まで全体を一括して委託することにより、民間のノウハウを活用し効果的・効率的に大阪IRの情報発信を行い、主に以下の取組を実施した。

◆ポスターやサイネージを活用した広報

- ・府内主要駅等において令和5年11月～令和6年3月の期間中にそれぞれ掲示を行った。

➤ デジタルサイネージ

府内主要駅（6駅）にて掲示を行った。

実施箇所	実施期間
JR西日本：大阪駅	11/6-12/3、1/1-3/3
OsakaMetro：新大阪駅・谷町四丁目駅・天王寺駅	1/1-1/31
京阪電鉄：淀屋橋駅	11/6-12/3
近畿日本鉄道：大阪難波駅	11/6-12/3

➤ ポスター

府内主要駅（26駅）及びJR西日本車内にて掲示を行った。

実施箇所	実施期間
JR西日本： 大阪駅・天王寺駅・京橋駅・鶴橋駅・天満駅・森ノ宮駅・玉造駅・桃谷駅・寺田町駅・新今宮駅・大正駅・弁天町駅・桜ノ宮駅・大阪城公園駅・西九条駅・野田駅・福島駅	11/13-11/20、1/22-2/11
JR西日本：吹田駅・高槻駅	11/13-11/20、1/22-2/4
JR西日本：茨木駅	1/15-1/28、2/5-2/18
JR西日本車内ポスター	11/7-11/20
京阪電鉄：枚方市駅・寝屋川市駅	11/23-12/6、2/1-2/14
近畿日本鉄道：布施駅	11/21-12/4、2/6-2/19
近畿日本鉄道：大阪難波駅	11/20-12/3、2/5-2/18
阪急電鉄：豊中駅	11/11-11/24、1/20-2/2
南海電鉄：堺東駅	11/13-11/26、1/22-2/4

◆インターネット広告を活用した広報

- ・3媒体（SmartNews、Google、Line）を通じて令和6年1月以降にインターネット広告を実施した。

◆メディア誘致活動

- ・シンポジウムを開催しメディア誘致を行った。
メディア露出件数 TV：1件 紙：2件 WEB：124件

【翌年度以降の方向性】

＜IR事業者＞

- ・認定条件に対する対応方針に沿って、事業の進捗に応じて、経済界や教育機関等と連携して、大阪IRに対する理解を深めるイベントや情報発信等を検討・実施するとともに、MGMにおける米国での取組も参考とし、地域の声に耳を傾けつつ、適切な情報提供により地域との相互理解を深めるための活動に取り組んでいく。

＜大阪府・市＞

- ・認定条件に対する対応方針に沿って、引き続き、効果的な取組となるよう事業の進捗に応じて工夫しながら、地域との双方向の対話の場も活用した理解促進の取組を実施し、府民の理解が深まるよう取り組んでいく。
- ・説明会については、より多くの府民に参加していただけるよう、令和5年度の参加状況等を参考にしながら、開催時間帯等を工夫しながら開催を継続する。
- ・情報発信については、引き続き、長期的かつ継続的に地域における良好な関係を構築していくため、IR事業の進捗に応じた府民理解の促進の取組を進めていく。

【参考資料（別添資料がある場合）】

- ・「大阪IR（統合型リゾート）説明会」 概要(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o080010/irs-suishin/semina-/index.html>)
- ・「大阪IR（統合型リゾート）説明会」参加者アンケートの結果概要
- ・地元企業向けセミナー（ビジネスセミナー） 概要(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o080010/irs-suishin/business-seminar/index.html>)
- ・地元企業向けセミナー（ビジネスセミナー）参加者アンケートの結果概要
- ・経済団体等への出前講座 開催実績
- ・大学への出前講座 概要(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o080010/irs-suishin/hunaidaigaku/daigakukougai2.html>)
- ・大学への出前講座 参加者アンケートの結果概要
- ・情報発信資料（ポスター、WEB広告）

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

対話型説明会の開催など地域との双方向の対話の場を設ける取組を実施していること、及び、引き続き、工夫しながら地域との良好な関係構築に継続的に努める意向について確認できた。引き続き、各種取組を継続することが重要である。また、地域との良好な関係構築のためには、SNSを活用した期待感の醸成や、誤情報等が流布しないような措置を講じることも重要である。

認定条件 6

認定条件 6 十分な依存防止対策のための措置を規定する特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）の制度趣旨を踏まえ、日本人の依存防止対策を始めとして実効性を持って取り組むこと。また、ギャンブル等依存が疑われる者の割合の調査を行い、その結果を踏まえ実効性のある依存防止対策を定期的に検証し、大阪府・大阪市及び設置運営事業者が連携・協力して必要な措置を適切に講ずること。

【認定条件に対する対応方針】

- ・大阪府・市は一体となって、IR事業者と連携・協力して、ギャンブル等依存症が疑われる者等の割合の低減をめざし、正面からギャンブル等依存症対策に取り組み、万全の対策を講じていく。
- ・大阪府においては、「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成 30 年法律第 74 号）に基づき令和 2 年 3 月に策定した「大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」を踏まえ、ギャンブル等依存症対策を推進した。対策の更なる強化を図るため、「大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例」（令和 4 年大阪府条例第 59 号）を制定し、基本法及び基本条例を踏まえて、令和 5 年度から 7 年度までを計画期間とする「第 2 期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」を令和 5 年 3 月に策定した。
- ・同計画では「普及啓発の強化」、「相談支援体制の強化」、「治療体制の強化」、「切れ目のない回復支援体制の強化」、「大阪独自の支援体制の推進」、「調査・分析の推進」、「人材の養成」を 7 つの基本方針とし、重点施策ごとに目標値を設定して計画的な推進をめざしている。その進捗状況について、外部有識者で構成する「大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議」の意見を聴取した上で、知事をトップとした大阪府ギャンブル等依存症対策本部会議において評価を行い、計画期間以降も含め、実効性のある対策となるよう総合的かつ計画的に取り組む。
- ・IR事業者においては、カジノへの依存防止対策を担当する専門部署を設け、外部有識者で構成する「ギャンブル等依存症対策委員会」から継続的な助言・提言を受けるとともに、豊富な実績を有するMGMの知見を活用しながら、大阪府・市及び関係者とも連携・協力し、依存防止対策が実効性のあるものとなるよう取り組む。

【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）

- ・令和 5 年 4 月の区域整備計画の認定を踏まえ、令和 5 年度においては、「ギャンブル等依存症対策委員会」を構成する外部有識者との間で、本委員会を継続的に運営していくことについて合意した。
- ・また、大阪府・市との間で、大阪府が策定した「第 2 期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」やギャンブル等依存症対策のあり方について意見交換を行うとともに、IR事業者における今後の取組方針や進め方等について検討を開始した。

【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】

- ・引き続き、大阪府・市及び関係者と連携・協力し、大阪府・市が実施する取組内容や調査結果等に対する十分な理解の下、これらも踏まえながら、IR開業に向けた適時に対策内容を具現化していくことが重要である。

【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する）

- ・大阪府域におけるギャンブル等依存症への対策として、令和 5 年 3 月に「第 2 期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、7 つの基本方針に基づく 9 つの重点施策ごとに個別目標を設定し、その進捗状況について、外部有識者で構成する「大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議」の意見を聴取した上で、知事をトップとした「大阪府ギャンブル等依存症対策本部会議」において評価を行い、実効性のある対策になるよう総合的かつ計画的に取り組んでいる。
- ・「第 2 期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、令和 5 年度においては、主に以下のような取組を実施した。（詳細は要求基準 15、19、評価基準 25 参照）
 <令和 5 年度（2023 年度）における主な取組内容>
 - ① 学校教員が授業において活用できる高校生向け依存症予防啓発ツールを作成
 - ② 依存症に関する各種情報が一元的に集約された「おおさか依存症総合ポータルサイト」を開設
 - ③ セルフチェックやギャンブル等行動の把握等に活用できる、ギャンブル等依存症相談支援アプリ「DaySee」について、相談拠点、医療機関、市町村等に幅広く周知
 - ④ 啓発月間において、シンポジウムを開催したほか、啓発動画を作成し、SNSを活用したターゲティング広告や関係各所でのデジタルサイネージ放映等により普及啓発を実施
 - ⑤ SNS相談「大阪依存症ほっとライン」を実施するとともに、お困り事に応じて必要な情報提供等を行う「AI チャットボットシステム」を構築
 - ⑥ 弁護士による借金専門相談を実施するとともに、相談窓口を周知
 - ⑦ 医療機関向けの簡易介入マニュアルを作成し、その活用・普及に向けた医療機関対象の研修を実施
 - ⑧ 「（仮称）大阪依存症センター」の機能についての検討を実施。
 - ⑨ ギャンブル等依存症に関する実態を把握するための府民を対象とした調査を実施（ギャンブル等依存が疑われる人等の割合：3.9%【95%信頼区間：3.4-4.4】）

【翌年度以降の方向性】

＜ＩＲ事業者＞

- ・外部有識者で構成する「ギャンブル等依存症対策委員会」から継続的な助言・提言を受けながら、大阪府・市が実施する取組内容や調査結果等も踏まえて、大阪府・市及び関係者とも連携・協力し、ＩＲ開業に向けて対策内容を具現化していく。

＜大阪府・市＞

- ・引き続き、「第２期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき取組を推進し、毎年度の進捗状況について評価を行いながら、実効性のある対策となるよう総合的かつ計画的に取り組んでいく。

【参考資料（別添資料がある場合）】

- ・第２期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画（令和５年３月 大阪府）(<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/3844/2hontai.pdf>)
- ・大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議 開催状況(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/chikikansen/gambletou/suishinkaigi.html>)
- ・大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部 開催状況(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/chikikansen/gambletou/honbu.html>)
- ・令和５年度実施大阪府民の「健康と生活に関する調査」報告書(https://www.pref.osaka.lg.jp/o100220/kokoronokenko/osakaaddiction/23_g_research.html)
- ・令和５年度大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部（令和６年３月 28 日開催）参考資料１「第２期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づくＲ５施策の実施状況評価（ｐ 5～15）(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/chikikansen/gambletou/honbu.html>)

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

「第２期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、ギャンブル等依存が疑われる者等の割合の調査の実施や依存症予防啓発ツールの作成など多くのギャンブル等依存症対策への取組が実施されていることが確認できた。ギャンブル等依存が疑われる者等の割合について、ＰＤＣＡサイクルを実行し、大阪府・市とＩＲ事業者双方が割合低減の実現性を高めていくことが重要である。

認定条件 7

認定条件 7 前各項に掲げるもののほか、魅力増進施設を始めとする各施設のコンテンツ等について日本らしさを求める意見など、認定審査における特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見を十分に踏まえ、必要な充実を図りつつ区域整備計画の着実な実施及び適時必要な見直しを行うこと。
【認定条件に対する対応方針】 ・魅力増進施設を始めとする各 I R 施設のコンテンツ等の具体化に当たっては、認定審査における特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見を踏まえ、「日本らしさ」を打ち出したコンテンツ等の創出のほか必要な充実を図りながら、着実に認定区域整備計画を実施していく。 ・また、I R 開業後においても、事業の実施状況等を踏まえて適時必要な見直しを行いながら、カジノ事業の収益等の活用により、長期的・継続的に I R 事業内容の向上と I R 区域の魅力向上に取り組み、大阪 I R の持続的な成長を図っていく。
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ・魅力増進施設のコンテンツ等について、実績・知見のある民間事業者（協力企業候補者）との間で関係構築・強化を図るとともに、当該事業者の協力も得ながら、日本らしさの観点も踏まえたコンテンツ等のあり方について検討を開始した。
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・各 I R 施設のコンテンツ等の創出に当たっては、事業の進捗に応じて、専門的な部門が設置され、中核株主や協力企業の知見・ノウハウも活かしながら、来訪者の体験価値を重視した前向きな議論が進められていくものと考えており、日本らしさを活かしつつ、大阪 I R のコンセプトである“WOW” N e x t の具現化に資するような新しいコンテンツ等の創出についても期待している。
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） —
【翌年度以降の方向性】 ・認定条件に対する対応方針を踏まえ、魅力増進施設をはじめ各 I R 施設のコンテンツ等の具体化を進める。 ・また、I R 事業者内に魅力増進施設やエンターテインメント施設を専門的に担当する部門を設置し、I R 開業に向けた事業の進捗に合わせて、国内外の最新のトレンドや需要動向等も踏まえながら、「日本らしさ」を打ち出したコンテンツ等の創出を図っていく。
【参考資料（別添資料がある場合）】 —

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】 「日本らしさ」を打ち出したコンテンツ等の創出のほか必要な充実を図っていく意向が確認できた。認定条件 1 ～ 6 に掲げるもののほか、認定審査における特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見を十分に踏まえ、必要な充実を図りつつ区域整備計画の着実な実施及び日々変化する訪日外国人のニーズを捉えた必要な見直しを適時行うことが必要である。
--

●その他の事項について

(1) 著作権等の権利処理に係る再発防止の実施

その他（著作権等の権利処理に係る再発防止の実施）
【認定設置運営事業者等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ○第三者のアート作品の使用に係るプロセスの強化及び広報資料に使用する写真等の使用に係るプロセスの強化 ・大阪IRの中核株主であるMGMにおいて、第三者のアート作品を商業的に使用する場合は、権利処理を作成・運用するとともに、アート作品以外の著作権資産（写真等）についても、使用に係る権利処理を構築・運用する等、令和5年度においては、IR事業者からの委託契約に基づいて事業遂行に必要な各種実務を実際に担っている中核株主等における取組により再発防止を図った。 ○知的財産権の保護に対する意識の向上と教育の徹底 ・IR事業者の役員及び中核株主等のIR事業の開発部門や著作物等を取り扱う担当者に対して、商標権・著作権等に関する基礎知識、著作物等利用における確認プロセス等についての研修を実施した。
【認定設置運営事業者等が実施した取組についての認定都道府県等のコメント】 ・IR事業者からの委託契約に基づいて事業遂行に必要な各種実務を実際に担っている中核株主等での取組を中心に、令和5年度においては適切に再発防止が図られているが、引き続き、アーティスト等の権利保護や知的財産権の適切な取扱いの重要性を認識の上、IR事業者においても、事業の進捗に応じて必要となる著作権等の権利処理状況の確認プロセスや社内規定等の整備・運用を進め、再発防止に徹底して取り組むこと。
【認定都道府県等が実施した取組】（必要に応じて図・写真・指標等を記載する） ○IR事業者等への指導 ・IR事業者及びMGM・オリックスコンソーシアムに対して、アーティスト等の権利保護や知的財産権の適切な取扱いの重要性を認識し、再発防止を徹底するよう指導した。 ○著作権等の権利処理状況の確認プロセスの強化 ・大阪府・市の広報に使用するため大阪IR株式会社から成果物の提出を受けるに際して、遵守すべき事項・確認体制等を定めた手引きを作成・運用するとともに、成果物に含まれる著作権等の権利処理状況の確認結果を一元的に保管・管理するための管理簿を作成・運用した。 ○知的財産権の保護に対する意識の向上と教育の徹底 ・広報に必要な諸権利（著作権・肖像権・パブリシティ権等）の基礎知識、具体的事例に基づくコンテンツ使用の注意点、IR事業者から成果物提供を受ける場合の手続等について、研修を実施した。
【翌年度以降の方向性】 ＜IR事業者＞ ・アーティスト等の権利保護や知的財産権の適切な取扱いの重要性を認識の上、引き続き、第三者のアート作品の使用に係るプロセス及び広報資料に使用する写真等の使用に係るプロセスを遵守、コンプライアンス意識の向上と教育の徹底を図り、再発防止に取り組む。 ＜大阪府・市＞ ・アーティスト等の権利保護や知的財産権の適切な取扱いの重要性を認識の上、引き続き、IR事業者への指導も含め、著作権等の権利処理状況の確認プロセスの強化、知的財産権の保護に対する意識の向上と教育の徹底を図り、再発防止に取り組む。
【参考資料（別添資料がある場合）】 ・大阪IRの広報資料に含まれる著作権等からの利用許諾のない著作物について（ご報告）（令和5年8月29日提出書類参照） ・再発防止策の実施状況について（報告）（令和6年1月16日提出書類参照）

★赤枠部分：審査委員会において記載

【審査委員会からのコメント】

大阪府・市とIR事業者における知的財産権の保護に関する確認プロセスの強化及び教育の徹底等の取組が確認できた。アーティスト等の権利保護や知的財産権の適切な取扱いの重要性を認識の上、再発防止を徹底するとともに、信頼・イメージ回復に向けて引き続き適切な取組を継続することが重要である。

(2) 留意事項等

項目
【その他（留意事項等）】 ○用語の定義等 ・本報告書で別に定める場合を除き、使用する用語の定義及び留意事項は、認定区域整備計画に記載した「用語定義」に定めるところに従う。 ・事業計画とは、令和5年度（2023年度）12月12日付けでIR事業者が作成した「令和5年度（2023年度）大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業事業計画」をいう。 ・「認定区域整備計画等」とは、認定区域整備計画及び令和5年度事業計画を総称していう。 ・「中核株主等」とは、中核株主及びMGMリゾート・インターナショナルを総称していう。 ○留意事項 ・本報告書で別に定める場合を除き、記載上の留意事項は、認定区域整備計画に記載した「留意事項」に定めるところに従う。 ・「認定区域整備計画に基づく取組の状況について（各審査基準（要求基準及び評価基準）に対応する取組状況）」の【認定設置運営事業者等が実施した取組】欄に記載する丸囲み数字は、認定区域整備計画の各様式における標目と対応している。 ・丸囲み数字は、認定区域整備計画の各様式における標目と対応させているが、標目の文言については、本報告書における報告内容に沿うよう、適宜変更している場合がある。 ・報告対象外又は令和5年度における実施内容がなかった項目については、記載欄や記載項目について「―」と記載している。 ・「認定区域整備計画に基づく取組の状況について（各審査基準（要求基準及び評価基準）に対応する取組状況）」の【翌年度以降の方向性】欄については、設計・建設段階（開業の概ね3年前まで）、開業準備段階（開業の概ね3年前から開業まで）及び運営段階（開業後）のうち、基本的には設計・建設段階における取組の方向性を記載している。

以上